

令和 8 年 度
国の施策及び予算に対する重点要望

令和 7 年 6 月

千 葉 市



千葉開府 900 年

千の葉に 時を刻んで 900年

千葉市政の推進につきまして、平素より格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市では、「未来に責任を持つ市政」を基本とし、徹底した行財政改革を進めるとともに、今後の人口減少や少子高齢化の一層の進展を踏まえた対応や地域経済の活性化など、将来にわたり持続可能な地域社会づくりを行っていくべく、長期的な展望に立った施策に取り組んでおります。

今年度は、千葉市基本計画のまちづくりを進める第2期の計画である第2次実施計画の策定を進めるとともに、令和8年度に千葉開府900年という、本市にとって大きな節目を迎える中で、歴史を受け継ぎ、市民・地域とともに新たな時代を切り拓く未来志向のまちづくりの実現に向けて、待機児童ゼロの継続やこども・若者への支援、地域公共交通の維持などに取り組んでいきます。

そうした本市における様々な取組みを、効果的・効率的に進めていくためには、地方自治体の努力だけでは解決できない問題も数多くあり、本重点要望に掲げる事項はいずれも、本市の都市経営や行政運営上の課題等を踏まえ、国において制度及び予算などについて、御検討いただきたい主な事項を取りまとめたものです。

つきましては、令和8年度の国の施策展開及び予算編成にあたり、本市の提案・要望事項の実現について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和7年6月

千葉市長 神谷俊一

目次

[内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

◎ 1	物価高騰への対策について	1
-----	--------------	---

[内閣府・総務省]

☆ 2	復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について	3
-----	---------------------------	---

[内閣府・文部科学省・スポーツ庁・経済産業省・国土交通省]

☆ 3	千葉マリンスタジアム再構築に係る支援措置について	5
-----	--------------------------	---

[内閣官房・内閣府・総務省]

4	地方分権改革の推進について	7
---	---------------	---

5	地方創生の推進について	11
---	-------------	----

[こども家庭庁・文部科学省]

6	子ども医療費、学校給食費、多子世帯の保育料に係る国の支援等について	15
---	-----------------------------------	----

◎ 7	待機児童ゼロの継続に向けた保育人材の確保と少子化の進行による保育需要の減少局面を見据えた保育政策について	17
-----	--	----

[こども家庭庁]

8	私立幼稚園の認定こども園移行に伴う財政措置について	21
---	---------------------------	----

◎ 9	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る制度設計及び財政措置について	23
-----	--	----

10	こどもの貧困対策の推進について	27
----	-----------------	----

[デジタル庁・総務省]

11	システム標準化に係る経費の補助について	29
----	---------------------	----

[総務省]

12	地方交付税における算定方法の見直しについて	33
----	-----------------------	----

[法務省・文部科学省・厚生労働省・内閣官房]

◎ 13	外国人市民との共生の実現について	39
------	------------------	----

[文部科学省]

◎ 14	不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について	43
------	-------------------------	----

15	夜間中学に係る支援の充実について	47
----	------------------	----

16	I C Tを活用した学習環境の整備について	49
----	-----------------------	----

17	公立学校施設の整備推進について	53
----	-----------------	----

18	教育の質を維持・向上するための教職員の確保について	55
----	---------------------------	----

[厚生労働省]

☆19	火葬場の整備等に対する支援措置について	59
☆20	介護保険制度の円滑な実施について	61
21	医療的ケア者支援に係る財政措置について	63
22	特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて	65
23	生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための 所要の措置について	69
24	国民健康保険制度への支援措置等について	75

[経済産業省・環境省]

25	2050年ネット・ゼロに向けた事業者への取組支援及び暮らしの 脱炭素化促進のための基盤整備について	79
26	持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について	81

[国土交通省・環境省]

27	モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の 拡充について	85
----	--	----

[国土交通省]

◎28	バス路線の維持確保に係る支援について	87
29	航空機騒音の改善について	89
30	J R京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について	91
31	首都圏の連携を強化し都市の成長を支える広域幹線道路網の 整備促進について	93
32	将来にわたり持続可能なまちづくりを支える道路ネットワーク事業の 拡充と安定的な財源の確保について	95
33	国土強靱化のためのインフラ施設の点検・調査、改築・更新及び脱炭素 事業に係る温室効果ガス排出量削減のための財政支援について	97
☆34	無電柱化の推進に向けた支援等について	101
35	安全・安心で快適な、魅力あるまちづくりに係る財政支援について	103

[環境省]

36	雑品スクラップに対する規制の拡充について	109
37	循環型社会形成推進交付金制度の充実について	111

[内閣官房・内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省]

1 物価高騰への対策について

世界的な原材料価格の高騰により、全国的にエネルギー・食料品価格等の物価高騰が生じ、企業や家計、さらには自治体運営にも影響を及ぼしています。

こうした中、政府ではエネルギー価格の激変緩和策や賃上げ・価格転嫁対策等を講じられてきたことは認識しています。

しかし、いまだ出口の見えない物価高騰が本市の市民生活や事業活動、行政運営においても重大な影響を及ぼしており、加えて米国の関税措置による影響も懸念されることを踏まえ、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 国が一元的に実施する各種生活支援・事業者支援による消費者物価上昇率抑制策の実施や自治体独自の支援策への財政措置について、物価の状況に応じ継続すること。
- (2) 医療、介護・福祉、保育の分野における公的価格の算定において物価高騰を適切に反映すること。
- (3) 市有施設の光熱費や建設物価、システム関係経費をはじめとする行政コストの高騰分について、物価の状況に応じ、財政措置すること。

[要望理由]

- (1) 令和4年度以降、電気・都市ガス料金の負担軽減といった政府による国全体での支援策や、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による自治体の実情に応じた支援策が展開されている。

現在の物価高騰による自治体への影響が令和8年度においても継続する場合には、必要に応じて国の一元的な支援の継続と地域特性を踏まえた自治体による支援に対する十分な財源措置を要望する。

- (2) 医療、介護・福祉、保育の分野の施設においても物価高騰の影響によりサービス提供に係る費用が増加していることから、物価高騰の影響を適切に反映した各種公的価格の算定が必要である。

市への影響の具体例を示すと、まず、医療については、市立病院は国が定める公定価格である診療報酬を基本として経営を行っていることから、独自に物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難であるが、令和6年度の診療報酬改定率(+0.88%)は物価・賃金の上昇に見合っておらず、危機的な経営を余儀なくされている。地域医療の崩壊を防ぐためにも、速やかな診療報酬の改定と、診療報酬の更なる改定が行われるまでの間は、国から直接の補助や新たな交付金の創設などによる緊急支援を行うことが必要である。

さらに、訪問介護についてはガソリン等の燃料の高騰により支出が増加している一方で、令和6年度介護報酬改定による基本報酬の引き下げに伴い収入は減少している。このような状況もあり、前回の報酬改定時の令和3年度と令和6年度の比較では、訪問介護事業を廃止する事業者が3倍に増加しており、特に小規模な事業所では安定的に事業運営を行うことが困難になってきている。また、障害福祉サービスにおいても、前回の報酬改定時の令和3年度と令和6年度を比較して、訪問系事業所を廃止する事業者が2.5倍に増加している。

また、保育士の平均年収は、賃金構造基本統計調査によると依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、人件費上昇への対応も含め、国が公定価格により適切に措置すべきところ、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況である。

- (3) 令和7年1月24日付け事務連絡「令和7年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」では、地方公共団体の施設の光熱費の高騰や、地方公共団体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費(単独)に1,000億円(前年度比300億円増)を計上することが示されているが、現在の物価高騰による自治体への影響が令和8年度においても継続する場合には、市有施設の電気料金等の他、資材価格や人件費の上昇に伴う各種工事・サービス・委託管理等に要する経費の高騰分について、財政措置を要望する。

〔千葉市担当〕 財政局財政部財政課 TEL 043-245-5073

[参 考]

1 千葉市の消費者物価指数の状況

- ・令和7年3月の市内消費者物価指数は、前年同月比3.2%の上昇となっており令和7年1月の3.6%、2月の3.3%と、依然として上昇の傾向である。
- ・特に「食料」の6.2%、「光熱水費」の5.2%など、日常生活に欠かすことができない費目において、物価の高騰が継続している。

令和7年3月 千葉市の消費者物価指数 ※基準：2020年(令和2年)…100 (単位：%)

	総合	食料	住居	光熱水費	家具・家事	被服・履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
指 数	110.0	121.0	104.1	114.1	119.4	110.4	101.7	99.1	105.7	114.3	106.3
前 月 比	0.3	0.0	0.1	0.4	0.6	0.0	0.6	0.4	-0.3	1.5	0.1
前年同月比	3.2	6.2	0.7	5.2	4.7	6.3	1.8	2.4	1.0	1.9	0.7

2 千葉市の令和7年度物価高騰対策事業

- ・学校・保育施設等の給食費支援(予算額 5.4億円)
- ・下水道事業光熱費高騰分支援(予算額 1.3億円)

2 復旧・復興に向けた自治体間の支援体制の強化について

令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震においては、同地方を中心に、死者（災害関連死を含む）・行方不明者594人、住家被害が164,665棟、非住家被害が38,866棟（5月13日時点）という多くの人命や家屋、ライフライン等への大きな被害をもたらしました。また、震災からの復興に取り組む中、同年9月には令和6年奥能登豪雨により、奥能登地域を中心に河川の氾濫や土砂災害など甚大な被害が発生し、複合的な災害に見舞われました。

本市においては、能登半島地震の際には、被災地への救援物資の搬送や罹災証明書の交付業務をはじめ、災害派遣医療チーム（DMAT）による医療活動、被災者・避難者などの健康相談、下水道の復旧など多種多様な業務について、本市から400人を超える職員を被災地へ派遣し、支援に取り組んできました。また、9月の奥能登豪雨の際には、罹災証明書の受付・交付業務を支援する職員を被災地へ再び派遣しました。

近年の地球温暖化に伴う気候変動により、台風の大型化、集中豪雨や突風被害が多発する中、首都直下地震や南海トラフ地震などの大型地震の切迫性が指摘されるなど、多岐にわたる災害の危険性が高まっており、今般の令和6年能登半島地震等で明らかになった課題や教訓を踏まえた国全体での支援体制の強化が急務となっています。

ついては、次の事項について、強く要望いたします。

- （1）災害救助法に基づく救助の範囲を拡大（住家被害認定調査・罹災証明交付事務等）するとともに、必要な経費について確実に財源を確保すること。
- （2）応急対策職員派遣制度に基づく経費が応援自治体の負担とならないよう、特別交付税の措置率の増加などにより、財政措置を講じること。

[要望理由]

本市においては、令和6年能登半島地震の際には、罹災証明書の受付・交付事務を支援するため、令和6年1月6日から4月30日までの期間に298人（延べ2,208人・日）の職員を被災地へ派遣した。また、同年9月の奥能登豪雨の際には、同じく罹災証明書の受付・交付事務を支援するため、10月3日から11月30日までの期間に68人（延べ470人・日）の職員を再び被災地へ派遣した。

災害救助法では救助範囲が、避難所及び応急仮設住宅の供与、食品の給与及び飲料水の供給など10事務に限定されている。発災後、応急仮設住宅への入居や住宅の応急修理の適否を判断するためには、住家被害認定調査を行い、罹災証明書を速やかに発行することが不可欠であるが、当該事務は災害救助費の対象外である。

大規模災害時は被災自治体だけで当該事務を実施することは困難であり、応急対策職員派遣制度等に基づく応援自治体の支援を要するが、当該事務は災害救助費の対象ではない。また、特別交付税が最大8割措置されるものの、残り2割については、被災自治体の財政負担を勘案し、派遣元の自治体が負担するケースもあり、応援自治体にとっても大きな負担となっている。さらに、支援事務の内容により応援自治体が負担した費用の請求先が異なることから、求償事務が煩雑となっている。

住家被害認定調査は、災害救助法による救助はもとより、各種被災者支援策の判断材料としても活用される罹災証明書交付の前提となる調査である。また、調査が幅広く被災者の救助・救援に資するものであるとともに、近年大きな社会問題となっている避難生活の長期化等による災害関連死を防ぐためにも、一日でも早く調査を実施することが重要である。

応援自治体が、早期の支援実施のため躊躇なく多数の応援職員を被災自治体へ派遣することを可能とするため、災害救助法の範囲を拡大するとともに、災害救助法の対象とならない事務についても特別交付税の措置率を増加するなど、被災自治体及び応援自治体の双方の負担軽減を図り、継続的な支援体制を構築する必要がある。

[千葉市担当] 総合政策局危機管理部危機管理課 Tel 043-245-5151

3 千葉マリンスタジアム再構築に係る支援措置について

千葉マリンスタジアムは、我が国のスポーツ文化の中核の一つをなすプロ野球の球団本拠地として、また、国内を代表する都市型の音楽フェスティバルの聖地などとして、年間200万人を超える国内外の来訪者を迎え、我が国のスポーツ・文化産業の発展を支えてきています。

他方、市民に誇りを与える本市のシンボルの一つとして、本市の賑わいづくりや魅力向上のほか、経済・文化面での発展にも寄与している市民球場でもあります。施設の供用開始から35年が経過し、老朽化や機能面の更新が課題となっています。

これらの課題への対応とともに、本市のさらなる魅力向上を図るため、幕張メッセ駐車場に、訪れた人に「楽しさ」や「喜び」、「驚き」や「感動」など、様々な価値や刺激を提供するアクティビティやコンテンツを備えた屋外型スタジアムを、新たなまちづくりの拠点として再構築し、「幕張の『海・風・空』を感じ まちとつながる エンターテインメントスタジアム」の実現を目指しています。

新たなスタジアムは、市民利用が可能な公共施設として、野球場やイベント会場機能のほか、防災機能なども兼ね備えた「ベース機能」に加えて、民間事業者の投資による商業・エンターテインメント機能や滞在機能などの「拡張機能」を誘導することにより、365日楽しめ、「まちの社交場」となるようなスタジアムを構想しているところです。

この実現のため、千葉ロッテマリーンズをはじめとする民間事業者のノウハウを活用するとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた官民連携による事業を推進し、概ね令和16年頃の開業を計画しています。

つきましては、新スタジアム建替え事業を円滑に推進するため、次の事項について強く要望いたします。

(1) 新スタジアム再構築事業への財政支援の着実な実施

(2) スタジアム・アリーナ整備への支援制度の拡充

[要望理由]

- (1) 現在、全国で多くのスタジアム・アリーナの新設、建替えが行われているが、これらは地域活性化の起爆剤となる一方で、整備には多額の財政需要が見込まれる。また、スタジアム・アリーナの新設・建替えには、関連した周辺整備費も発生する。近年、物価高騰等により、計画が行き詰まる事案も生じるような状況がある中、本市が整備する新たなスタジアムは、都市機能誘導区域内での整備を想定しており、防災機能、ウォーカブルなまちづくりの推進などの点で、まちづくりに寄与するものであることも踏まえ、事業を着実に推進するために、財政措置について特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 国土交通省の社会資本整備総合交付金において、令和7年3月31日の交付要綱改正により、運動施設の整備の対象について、「住民利用や行政機関が共催する競技大会での利用に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること」及び「主としてプロスポーツやコンサート等の興行に際し必要となる施設（大型映像装置、音響施設、VIPラウンジ等）でないこと」が示された。その一方で内閣府は「経済財政の運営と改革の基本方針2024」において、スタジアム・アリーナの整備・活用に関する方針として、「スポーツコンプレックスの推進」に言及している。本事業はスポーツコンプレックスの考え方のもと、まちづくり政策との連携を明確に意識して推進していくものであり、プロスポーツを「みる」ための施設としての整備は、地域の賑わい創出を目指したまちづくりに貢献する施策であるとともに、当市がプロスポーツチームのホームタウンであるという特色を最大限に活かしていくために不可欠な施策である。新たなスタジアムは「する」スポーツと「みる」スポーツを両立させる場であり、また、プロ野球や大規模音楽フェスティバルなど全国的なスポーツ・文化産業の発展にも寄与する事業であることを踏まえ、国の多角的な支援を要望する。

〔千葉市担当〕 総合政策局未来都市戦略部マリンスタジアム再整備推進課 Tel 043-245-5269

〔参 考〕

1 事業概要

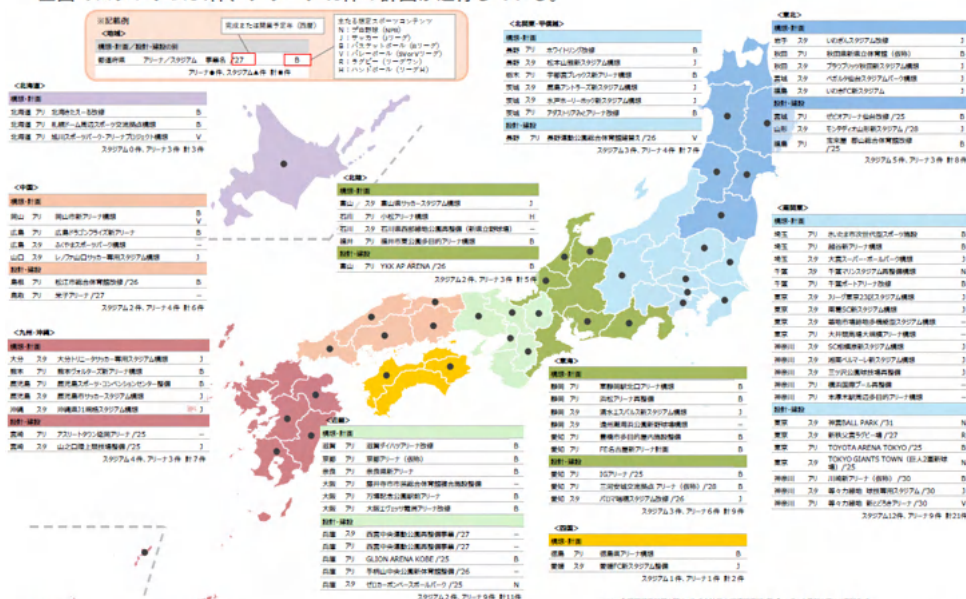
- (1) 建設場所 千葉市美浜区豊砂3-1（幕張メッセ駐車場）
- (2) 完成目標 令和16年度頃（見込み）
- (3) 総事業費 600億円（概算）※ベース機能の整備費のみ

2 スケジュール

2025年8月	基本構想の策定
2025～2026年頃	事業協力者の募集・決定、基本計画の検討、事業実施の判断
2027～2033年頃	事業者選定、基本設計、実施設計、建設工事
2034年頃	開業

3 全国のスタジアム・アリーナの新設・建替構想（2025年1月時点）

全国でスタジアム34件、アリーナ45件の計画が進行している。



（出典）スタジアム・アリーナの新設・建替構想の現状（スポーツ庁）

4 地方分権改革の推進について

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として市民に直接行政サービスを提供するとともに、それぞれの圏域の中核都市としての役割を果たす、我が国の地方自治制度において最も自立した自治体であります。

また、地方分権改革の推進は、国と地方が総力を挙げて取り組んでいる地方創生において、極めて重要なテーマとして位置付けられております。これまでも地方分権改革に係る一括法等により、「県費負担教職員の給与負担等の権限移譲」、「農地転用許可に係る権限移譲」、「地方版ハローワークの創設」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限の移譲」などが行われたほか、昨年度、国に設置された「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会」及び「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」において、特別自治市をはじめとする大都市制度等について議論されているなど一定の前進はありますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取り組みが必要であります。

ついては、真の地方分権改革の推進のため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 指定都市に対する的確な権限移譲と多様な大都市制度の早期実現
- (2) 提案募集方式に基づく改革の推進
- (3) 国と地方の協議の場への指定都市の参加
- (4) 法律による計画策定義務等の見直し

〔要望理由〕

- (1) 市民に身近な行政サービスを提供する基礎自治体であり、道府県に比肩する高度な行政能力を有する圏域の中核都市である指定都市が、将来にわたってその責任と役割を最大限果たすため、**指定都市への事務・権限の移譲と、事務・権限に見合った税源移譲を積極的に進めるとともに、指定都市市長会が従来から提案している「特別自治市制度」の法制化など、地域の実情に応じた多様な大都市制度を早期に実現する必要がある。**
- (2) 提案募集方式については、これまで11回の募集が行われ、一定の前進があることは評価できる。しかし、提案事項に対する国の対応方針で「実現・対応する」とされたものであっても、その中には「検討する」といったものや地方の提案に对应していないものも多く含まれている。地方分権改革を着実に推進するという提案募集方式の制度趣旨を踏まえ、**国は、地方からの提案に対して、最大限実現する方向で取り組む必要がある。**
- (3) 国と地方の協議の場については、地方六団体の代表者が議員となっているものの、指定都市の代表者は構成員となっていない。地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割分担の見直しなどを進めるためには、基礎自治体であり、各圏域の中核都市である**指定都市の意見を直接反映することが特に重要である。**
- (4) 依然として計画等の策定を義務付ける法令の規定が多数存在しているほか、努力義務規定や「できる」規定であっても国庫補助金等の交付の要件として計画等の策定が求められるなど実質的な義務化による国の関与が存在しており、地方の負担となっている。**国は、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合を行うなど、地方の負担軽減に取り組む必要がある。**

〔千葉市担当〕 総合政策局総合政策部政策調整課 TEL 043-245-5047

【参 考】

本市からの提案に対する国の対応（令和６年１２月２４日、閣議決定）
【令和６年度提案】

	提 案 事 項	政府の対応方針
指定都市共同提案	1 公立学校施設環境改善交付金において事業年度の当初予算による採択を可能とすること 公立学校施設環境改善交付金について、自治体が事業実施の前年度の補正予算での前倒し採択を希望しない場合は、自治体の要請に応じて、本省繰越予算ではなく、事業年度の当初予算により採択すること。	関係府省における予算編成過程での検討を求める。
	2 補助金等の財産処分承認手続きにおける承認決定期間の短縮化 こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分に関して、市町村が行う財産処分承認申請手続きの簡略化や、こども家庭庁が行う承認決定に関する審査体制の分散化（地方厚生局への委任等）などにより、財産処分承認申請から承認決定までに要する期間の短縮化を求める。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭３０法１７９） 保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分（２２条）については、審査体制の強化や審査の効率化など、処分期間を短縮するための方策を検討し、令和６年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	3 住民基本台帳システムの誤入力に伴うマイナンバーカードの失効に係る取消機能の追加等 市区町村の住民基本台帳システム上の誤入力により、マイナンバーカード等が自動失効となった場合に、地方公共団体情報システム機構が管理する個人番号カード管理システム及び公的個人認証システム上に、市区町村が自ら住基ネット接続端末を操作する方法又は市区町村から当該機構に処理依頼する方法により『失効の取消』か『失効状態からの回復』の処理を可能とする機能を設けること。または、誤入力により失効となることを未然に防ぐため、システム的な複層チェックが可能となるよう、住民基本台帳システムの機能改善を行うこと。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平２５法２７） (iii) 住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る対応については、以下のとおりとする。 ・住民基本台帳システムへの誤入力に伴う個人番号カードの失効に係る取消機能の追加等については、次期個人番号カードに係るシステム構築の中で検討し、令和６年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・当面の措置として、住民基本台帳システムへの誤入力等により本人の責によらず個人番号カードが失効した住民については、当該住民の負担軽減のため、個人番号カードを申請から１週間以内で交付できる特急発行の対象とした。 〔措置済み（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の一部を改正する命令（令和６年デジタル庁・総務省令第１８号））〕
	4 埋火葬費への遺留金充当事務における預貯金引出しの円滑化等 市区町村が引取り手のない遺体の火葬又は埋葬を行う場合、死亡者の預金口座がある金融機関は市区町村の請求に応じて遺留金銭を引き渡す義務を負うこととするよう、生活保護法及び行旅病人及行旅死亡人取扱法を改正すること。 また、行旅病人及行旅死亡人取扱法について、死亡人の預金の有無、金額等について、市区町村の求めに応じて金融機関が情報提供する義務を負うこととする規定を新設すること。	行旅病人及行旅死亡人取扱法（明３２法９３）、墓地、埋葬等に関する法律（昭２３法４８）及び生活保護法（昭２５法１４４） 市町村長（特別区の長を含む。）が行う火葬等に要した費用を遺留金銭等により充当する事務（行旅病人及行旅死亡人取扱法１１条から１５条、墓地、埋葬等に関する法律９条２項並びに生活保護法１８条２項及び７６条）については、「遺留金等に関する実態調査」の結果に基づく総務大臣からの勧告（令和５年３月）を踏まえつつ、金融機関における預貯金の引き出しへの対応状況等に係る実態調査を行った上で、地方公共団体が当該事務を円滑に実施するための方策について検討し、令和６年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	5 重層的支援体制整備事業交付金交付要綱の見直し 重層的支援体制整備事業交付金交付要綱における多機関協働事業等の基準額について、人口区分の最大が５０万人以上となっており、人口規模が大きい指定都市に見合った基準額となっていないため、見直すこと。	関係府省における予算編成過程での検討を求める。
	6 障害者相談支援事業の社会福祉法における位置づけの見直し 障害者自立支援法の施行（平成１８年１０月１日）に伴う社会福祉法改正により、市町村が行う障害者相談支援事業は社会福祉法上の社会福祉事業には該当せず、消費税の課税対象であるとされたが、同種の相談支援を行う児童福祉分野における地域子育て支援拠点事業や身体及び知的障害者の更生相談に応ずる事業等については社会福祉事業の対象とされ非課税となっており、整合性が図られていない。 市町村が行う障害者に対する相談支援事業は、平成１２年の社会福祉法改正時に、社会福祉事業として位置付けられており、当時から現在に至るまで事業の性質は変わっていないため、第二種社会福祉事業に位置付けることを提案する。	提案募集対象外 （国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案と整理されたため）
	7 【千葉市提案】 事業者と複数年契約を締結して地籍調査を進める場合も、国庫負担の対象とすること 地籍調査の円滑かつ切れ目のない実施のため、事業者と複数年度契約を締結して地籍調査を進める場合も、国庫負担の対象とすること。	関係府省における予算編成過程での検討を求める。
	8 【千葉市提案】児童福祉施設指導監査における標準化・効率化に向けた見直し 児童福祉施設指導監査において、「技術的助言及び勧告」として示されている「児童福祉行政指導監査実施要綱」の「着眼点」について、根拠法令等を明示し、標準確認項目と標準確認文書を定めるなど標準化・効率化に向けた見直しを行い、技術的助言であることを明確にした通知を発出することを要するもの。	児童福祉法（昭２２法１６４）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平１８法７７）及び子ども・子育て支援法（平２４法６５） 児童福祉施設等における指導監査等の在り方については、事業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会での議論等を踏まえて検討し、その結果に基づいて令和７年度中に必要な措置を講ずる。
	9 学校施設の目的外使用における営利目的利用の可否の明確化 営利目的も含めた学校のスポーツ施設の一般利用が推奨される一方で、学校の施設の利用許可は「社会教育その他公共のため」とする学校教育法の規定への抵触が懸念されることから、学校施設の営利目的利用の可否の明確化を求める。	学校教育法（昭２２法２６）、地方自治法（昭２２法６７）、社会教育法（昭２４法２０７）及びスポーツ基本法（平２３法７８） 学校施設の目的外使用については、営利目的の否かにかかわらず、学校の管理機関（社会教育法４４条２項）の判断によって、学校教育上支障のない限り可能であることを、事例等を示しつつ明確化し、地方公共団体に令和６年度中に通知する。
	10 ７５歳年齢到達直後から、保険料の納付方法が特別徴収となるよう見直すこと ７５歳年齢到達直後から、後期高齢者医療保険料を特別徴収による納付方法とすることができるよう見直しを求める。	高齢者の医療の確保に関する法律（昭５７法８０）及び介護保険法（平９法１２３） (iii) 後期高齢者医療保険料の特別徴収については、行政機関間の情報連携基盤（以下この事項において「公共サービスメッシュ」という。）の仕様や関係機関の公共サービスメッシュへの接続時期を踏まえ、特別徴収の事務の改善に必要な情報連携の方法等について引き続き検討し、令和１０年度を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	11 感染症発生時における幼保連携型認定こども園の２・３号認定の就学前の子どもに対する保育提供義務の取扱いの明確化（ルール化） 感染症の発生時における幼保連携型認定こども園の２・３号認定の就学前の子ども（保育を必要とする児童）に対する保育提供義務の取扱いを明確化（ルール化）することを求める。	児童福祉法（昭２２法１６４） (vi) 感染症発生時における幼保連携型認定こども園の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平２４法６５）１９条２号及び３号）に対する保育の提供義務等については、「保育所における感染症対策ガイドライン」（平３０厚生労働省）等において明確化する方向で検討し、令和６年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

	提 案 事 項	政府の対応方針
指定都市共同提案	12 運営実態が無い認可外保育施設等の職権による廃止 認可外保育施設等について、設置者が国内外へ転居するなどして運営の実態が無く、連絡が取れない場合において、現地確認等により事業の実態が無いことが確認されれば、職権での認可外保育施設の廃止、特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退を可能とすること。	児童福祉法（昭22法164）及び子ども・子育て支援法（平24法65）運営実態がない認可外保育施設について、廃止の届出（児童福祉法59条の2第2項）が行われず、設置者と連絡が取れない場合においては、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（令6こども家庭庁成育局長通知）に定める手順に基づき施設閉鎖命令（同法59条5項）を行うことが可能であることや、施設の運営状況等の公表（同法59条の2の5第2項）が不要であること等を明確化し、令和6年度中に地方公共団体に通知する。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認（子ども・子育て支援法30条の1第1項）を受けている子ども・子育て支援施設等について、確認の取消し（同法58条の10第1項）を円滑に行うことができるよう、「特定子ども・子育て支援施設等の指導監査について」（令元内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長通知）を改正するなど、令和6年度中に必要な措置を講ずる。
	13 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長【重点10】 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」における経過措置期間を2年間から5年間に延長すること。	児童福祉法（昭22法164） (iii) 一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令6内閣府令27）のうち、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制に関する経過措置期間（同令附則3条）については、府令を改正し、一時保護施設の職員の確保につき、創意と工夫を行ってもなお、当該基準を満たすことが著しく困難であるなど一定の要件を満たした場合に、条例で施行の日から起算して最長5年に延長することを可能とした。 [措置済み（一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する府令（令和6年内閣府令第107号））]
	14 生活保護業務における被保護者の年金改定に係る日本年金機構等とのデータ連携 生活保護業務における年金改定時の収入認定変更業務における、年金改定に伴う収入認定変更業務について、システムの標準化のタイミングに合わせ、標準化システムと日本年金機構から提供されるデータを連携可能な形式にする。	生活保護法（昭25法144） 保護の決定等に当たり行う要保護者等の収入の認定に関する事務（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭36厚生事務次官通知）第8）については、マイナンバー制度における情報連携により取得した年金関連情報を市区町村における生活保護システムにおいて円滑に活用できるようにするため、生活保護システムの標準仕様書の改定について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	15 生活保護制度における資産調査の一括照会を可能とすること等 生活保護法第29条に基づく資産調査の在り方について、すべての銀行口座を一括で照会できる方式を整え、電子データによる回答により、調査漏れと人的な確認漏れを減らし、照会先である銀行側の負担も軽減できるよう電子化を進められたい。	生活保護法（昭25法144） 生活保護法に基づく資産及び収入の状況に係る報告（29条）については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）の「第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づき開催される国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、オンライン化の推進方策について検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	16 食品衛生申請等システムにおけるオンライン決済機能の実装 食品衛生申請等システムにオンライン決済機能の実装を求める。	食品衛生法（昭22法233） 食品衛生法に基づく営業許可の申請（施行規則67条）に係る手数料の納付方法については、申請者並びに都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下この事項において「都道府県等」という。）の事務負担を軽減するため、オンライン化する方向で、都道府県等における実務の状況等を踏まえて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	17 大気汚染防止法第27条第2項に基づく通知の電子化等 大気汚染防止法第27条第2項に基づく経済産業省からの通知について電子化すること。その前提として、電気事業法、ガス事業法又は鉱山保安法に基づく工事計画に係る届出を全てオンライン化すること。なお、その際には、当該届出前の事業者と中部近畿産業保安監督部近畿支部との打合せをオンラインでも可能とすること。	大気汚染防止法（昭43法97）、水質汚濁防止法（昭45法138）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭46法107）及び土壌汚染対策法（平14法53） 各法令に基づく届出等については、オンラインによる提出を可能とするため、政府共通の電子申請システム（e-Gov電子申請サービス）を改修する方向で検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	18 差戻し時の申請者修正機能などマイナポータル・びったりサービスの利便性向上 以下の機能を付与するなど、マイナポータルの利便性向上を求める。 ・マイナンバーカード以外でのログイン機能 ・事業者向け手続の作成機能 ・申請書様式登録不要なフォーム作成機能 ・行政区（区役所）や消防署等特定の申請先を指定した申請 ・クレジットカード等のオンライン決済機能 ・四則演算や年齢等の計算機能 ・申請者への送信メール文言（申請完了等）編集機能 ・申請取下げ機能 ・差戻しにおける申請内容修正機能 ・申請データをダウンロードや審査ステータス変更の一括処理 ・交付物発行 ・形式チェック、重複チェック ・ログイン時のマイナンバーカード読取回数を削減	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平25法27） (iv) マイナポータルの「手続の検索・電子申請等」機能については、以下のとおりとする。 ・標準様式については、入力内容の整合性の確認がより適切にできるようにするとともに、様式の項目を改善するなど、地方公共団体からの意見を踏まえつつ、制度所管府省庁と連携して不断の見直しを行う。 ・申請フォームを作成する際にあらかじめ作成した申請様式をマイナポータルに読み取らせることなく簡易に編集できる機能及び申請を特定の者に限定公開する機能を追加することについて検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
	19 住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること【重点3】 住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。	【総務省、法務省】 戸籍法（昭22法224）及び住民基本台帳法（昭42法81） 国又は地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するために戸籍法10条の2第2項及び住民基本台帳法12条の2第1項等の規定に基づいて行う戸籍謄本及び住民票の写し等の交付の請求については、交付に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、標準的な請求様式を定め、関係する府省庁及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。
	20 住民票の写し等の交付請求の際の押印を不要とすること 住民票の写し等の交付請求の際の押印を廃止し、記名を求めることとしていただきたい。	住民基本台帳法（昭42法81） (ii) 本人等の請求による住民票の写し等の交付（12条から12条の4）については、令和6年度中に「住民基本台帳事務処理要領」（昭42自治省行政局長通知）を改正し、押印を不要とする。
	21 市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間見直し 子ども・子育て支援法第61条第1項における市町村子ども・子育て支援事業計画の計画期間（5年）を市町村の実情に合わせて柔軟に設定できるよう見直していただきたい。	子ども・子育て支援法（平24法65） (ii) 市町村子ども・子育て支援事業計画（61条1項）については、計画期間が異なる他の計画と一体のものとして策定する際の実体的な工夫事例を、市町村（特別区を含む。）に通知した。 [措置済み（令和6年10月10日付けこども家庭庁成育局総務課事務連絡）]
千葉市単独	1 農地法施行令第3条第2項、第10条第2項に基づく届け出の受理・不受理の書面通知の廃止 市街化区域内農地の「転用（農地法第4条）」及び「権利の設定・移転を伴う転用（農地法第5条）」に係る届出について、届出の受理又は不受理を書面で通知しなければならないが、政令を改正して当該条項を廃止することを求める。	対応なし
	2 裁判所が発付する搜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすること 裁判所が発付する搜索・差押え・検証の令状を執行する際に必要となる立会いを、国が行うことを可能とすることを求める。	対応なし

5 地方創生の推進について

本市では、令和5年度から開始した、新たな総合計画となる「千葉市基本計画」及び「第1次実施計画」に、「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」を統合し、人口減少の抑制や地域社会・地域経済の活性化に向けた総合的かつ戦略的な取組みを推進しております

本市は、高い昼夜間人口比率に示される拠点性を持つ一方で、東京圏内にありながらも豊かな自然環境を有しており、都市の利便性と自然の魅力の磨き上げによる、「職住近接の豊かな暮らし」の実現に向けて、デジタル技術も活用しながら、創造的で活力ある市民生活の質の一層の向上と持続可能な都市経営に取り組んでおります。

また、本市及び周辺都市を含む圏域は、東京圏にありながら自立した性格を有しており、昨年12月に決定した国の「地方創生2.0の基本的な考え方」においても示されたように、この圏域の中で本市を含む周辺地域が相互につながり、高め合うことで、すべての人に安心と安全を保障し、希望と幸せを実感する社会を実現するために、本市が中心都市として、本市以東、以南の地域を含む圏域を経済、雇用面でけん引するとともに、圏域が有する特性を最大限に活かしたまちづくりを進めることで、地方創生の取組みの加速化及び深化を図っています。

一方で、近年、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大に代表されるように、自治体の財政状況に起因する行政サービスの大きな格差が生じておりますが、東京圏に位置する本市を含む圏域においても深刻な問題となっております。

ついては、本市及び周辺都市を含む圏域における地方創生の取組みをより効果的で、実効性の高いものとするため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 一都三県を一律に東京圏として、国の支援の対象外とする措置を取り止めるなど、それぞれの地域、圏域の特性を踏まえた、真に必要な措置を講ずること。
- (2) こども施策をはじめとする居住地域にとらわれず等しく提供されるべきサービスについては、国の責任により必要な財源を確保するとともに、地方の実情に沿った施策を自らの責任で提供するため、税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築すること。

〔要望理由〕

- (1) 我が国の人口は、平成27年の国勢調査において、大正9年の調査開始以来初の減少に転じ、また、平成28年の人口動態調査において、出生数が初めて100万人を切った後、令和5年には75万人を切るなど、急速な人口減少・少子高齢化が進んでいる。

一方で、日本の全人口の3割を有する東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）では、29年連続の転入超過を記録している。

こうした中で、千葉県内に目を転じると、千葉市以東・以南の地域では全国の減少率を上回る勢いで人口減少が進んでおり、本市においても、転入超過を維持しているが、今後数年で人口減少局面に転じることは避けられない見込みである。

このように、東京圏にあっても地域ごとに異なる人口動態がみられることを考慮すると、「中枢中核都市」、「地方拠点強化税制」、「地方創生移住支援事業」といった地方創生に資する国の取組みにおいて、一都三県を「東京圏」とし、その圏域内を支援措置の対象外とする措置が講じられていることは、都市や地域の実情に即していないと思料される部分がある。

自治体戦略2040構想研究会、あるいはデジタル田園都市国家構想総合戦略においても、東京圏は画一的に扱われており、このまま圏域内の多様性に光が当たらず状況が継続した場合、東京圏内の縁辺部における意欲ある取組みが十分に支援されず、結果として「東京」への依存度がさらに高まることを懸念する。

本市は、市内在勤者の多さに加え、本市以東・以南などからの通勤通学人口の流入により、東京圏の他指定都市と比較して昼夜間人口比率が高いなど圏域における中心都市としての拠点性を有している。デジタル技術の実装に向けた取組みの推進、雇用の創出や商業、観光機能の強化による交流人口の拡大など、本市の拠点性をさらに強化することで、圏域の牽引役としての役割を一層果たすとともに、周辺都市との連携をさらに推進することが可能となる。ついては、上記のような地域の実情を十分踏まえた制度設計が必要である。

- (2) 近年、東京都では、全国的にも突出した独自施策を打ち出しており、特に、こども施策をはじめとする居住する地域にとらわれず等しく提供されるべき行政サービスにおいて、周辺自治体との地域間格差が大きく拡大していることは極めて深刻な事態である。

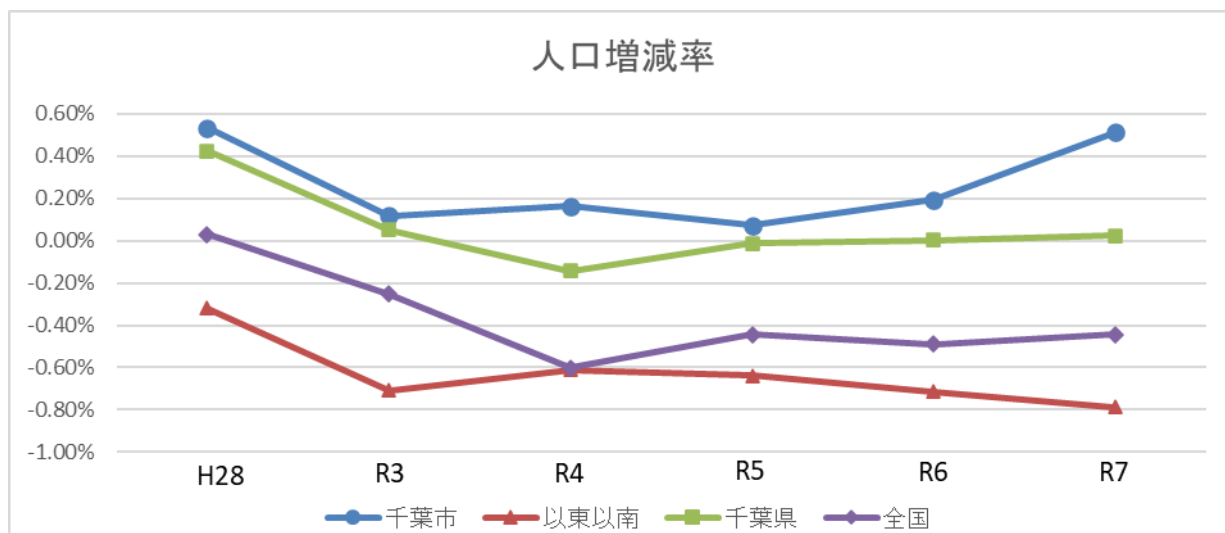
こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものであり、こども・子育て支援施策については、自治体の財政状況に起因する格差が生じることのないよう、国の責任と財源により必要な措置を講じる必要がある。

また、地方税は、地方の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供するうえで、最も重要な基盤であることから、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の地域偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早急に構築することを要望する。

〔千葉市担当〕 総合政策局総合政策部政策企画課 TEL 043-245-5046

[参 考]

令和3年から令和7年までの人口増減率（各年1月1日時点）



【出典】

「人口統計月報（総務省統計局）」

「千葉県毎月常住人口調査報告書（年報）（千葉県総合企画部統計課）」を基に作成

- ・千葉市においては、人口は微増しているものの、千葉市の以東以南では既に全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、千葉県全体では人口減少に転じている。
- ・そうした中、千葉市は人口増加地域の「波打ち際」にある。

6 子ども医療費、学校給食費、多子世帯の保育料に係る国の支援等について

子ども医療費や学校給食費、多子世帯の保育料に係る現状の国の支援は、内容や基準が不十分なものが多く、各自治体による独自の対応により、自治体間競争が行われている状況となっております。

子ども医療費助成制度については、充実・強化に向けた具体的な方策の言及がなく、対象年齢や自己負担額等については、居住地により自治体のサービス水準に格差が生じております。また、学校給食費無償化については、具体的な方向性が示されておらず、多子世帯への保育料の負担軽減については、国制度の支給基準が不十分なことにより、世帯状況の違いによって支援に不合理な格差が生じているなど、各自治体において独自の補助を実施せざるを得ない状況です。

こうした施策については、本来であれば、国の責任において長期的に安定的な財源を確保し、全国統一の制度を構築することが必要であり、居住地によるサービス格差などを解消し、所得や年齢等の条件に関わらず、全ての家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、市町村等の意見を踏まえた的確な対応を求めます。

については、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 子ども医療費助成に係る財政措置を含む全国統一の制度の創設
- (2) 国の財政措置による学校給食費の無償化の実施
- (3) 多子世帯に対する保育料軽減の拡充

[要望理由]

- (1) 子ども医療費助成制度は、地方単独事業として各自治体の実情により制度設計されていることから、対象となる子どもの年齢や自己負担額、多子世帯の負担軽減策の有無など、居住地によりサービス水準に格差が生じている。

我が国の喫緊の課題である少子化対策の推進と、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図るため、本制度は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、高校3年生相当年齢以下を一律で無料とする財政措置を含む全国統一の制度を創設すべきである。

- (2) 学校給食費については、生活保護の教育扶助などの既存制度や、本市における第3子以降無償化など自治体独自の施策により、無償化などの負担軽減措置が既に一部講じられている。

しかしながら、子育て世帯の経済的負担の軽減措置は、こうした既存制度への該当の有無や、居住地の違いによって異なるべきではなく、全国において公平に実施されるべき施策である。令和6年度末に、三党合意において、令和8年度以降の給食費無償化の方針が示されたが、実現に向けては、自治体への早期の情報提供や意見交換等を行い、食物アレルギー対応施策や給食費の違いなどの独自性も踏まえつつ、国の十分な財政措置により、学校給食費の無償化を実施することを要望する。

- (3) 幼児教育・保育の無償化によって、非課税世帯の3歳未満児、及び3歳以上児の保育料が無償化されたものの、多子世帯の負担軽減策については、国の基準により、年収約360万円以上の世帯において、きょうだいの年齢や同時入所対象施設などによるカウント対象児童の制限が設けられている。そのため、きょうだいの年齢が離れている世帯や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用している世帯などについては、軽減の対象外となっており、所得や世帯構成の違いなどによって、不合理な格差が生じている状態である。

こうした中、各自治体は、所得や年齢、同時入所の条件の見直しや、第2子以降の保育料無償化など、国制度を補うために独自の多子軽減策を講じており、その結果、同じ世帯構成であるにも関わらず、居住地の違いによって負担する保育料に大きな差が生じている。

本来であれば、居住地や所得・世帯構成の違いによって負担する保育料に格差が生じることがあってはならないことから、国の責任において一律の基準を設けるとともに、所得や年齢、同時入所の条件などは撤廃し、多子世帯に対する保育料軽減の拡充を図るよう要望する。

〔千葉市担当〕 子ども医療費：こども未来局こども未来部こども家庭支援課 TEL 043-245-5179
学校給食費：教育委員会事務局学校教育部保健体育課 TEL 043-245-5909
保育料：こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課 TEL 043-245-5726

〔参 考〕

1 子ども医療費助成

項 目	令和6年度実績	令和7年度当初見込
助 成 件 数	1,788,155件	1,812,785件

※令和6年8月診療分から、入院費・通院費ともに対象を中学3年生から高校3年生相当年齢まで拡大

※国では平成20年4月に健康保険2割負担の対象を3歳未満から小学校就学前まで拡大

7 待機児童ゼロの継続に向けた保育人材の確保と 少子化の進行による保育需要の減少局面を見据 えた保育政策について

令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現に向けて国が決定した「こども未来戦略」の中で、「加速化プラン」において実施する具体的な施策として「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化」が示されており、その具体的な取り組みとして、保育士等の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」の創設などが進められているところですが、新たな制度の実施に必要な保育人材確保等に関する具体的な対策については示されておらず、保育の質の向上も求められる中で、人材が不足している現状において、自治体間における獲得競争が一層助長されることを危惧しております。

また、放課後児童クラブについては、「放課後児童対策パッケージ2025」において、人材の確保支援策の拡充が図られているところですが、放課後児童支援員の安定的な確保のためには、地域の実情に応じた更なる処遇改善が必要です。

一方で、本市においては、少子化の進行に伴い、保育需要は減少局面へ向けた過渡期にあると認識しており、全市的に見た保育需要は未だ上昇傾向にあるものの、地域によっては、定員割れから閉園に至るケースも生じており、こうした傾向は、全国の都市部にも広がっていくものと考えられます。

そのため、国においては、市町村等の意見を踏まえ、待機児童ゼロを継続するために必要な保育人材が安定的に供給されるための更なる対策を講じるとともに、今後の少子化の進行も見据え、保育需要の減少局面においても、安定的な保育の提供体制を確保するための施策等を講ずる必要があることから、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 国による保育人材確保の取組みの推進
- (2) 保育士等の処遇改善の充実
- (3) 放課後児童支援員の安定的な確保に係る補助制度の創設及び拡充
- (4) 定員割れ等が発生している保育施設の経営状況等の把握及び助言・指導等に関する支援策の創設

[要望理由]

- (1) 令和5年12月に策定された「こども未来戦略」に基づき、令和6年度に3歳児及び4・5歳児の職員配置基準が引き上げられ、令和7年度には1歳児の職員配置に関する加算制度が設けられたほか、「こども誰でも通園制度」については、今年度から法制化、令和8年度からは給付化され、本格的な運用が開始となるところであるが、これらの施策を真に実効性のあるものとするためには**現場でサービス提供を担う保育人材の確保がこれまで以上に重要**となる。

本市では、保育士等のなり手を増やすための取組みとして、保育士修学資金等貸付や保育士資格取得支援、潜在保育士再就職支援などを実施しているほか、人材の確保・定着を図るための取組みとして、国の補助制度を活用した、給付費における処遇改善加算の支給や月額6万3千円を上限とした家賃補助に加え、本市独自に月額最大4万円の給与の上乗せ助成（令和7年4月から月額3万円を4万円に増額）などを実施しているところである。しかしながら、**全国的な保育人材不足の中、これを抜本的に解消するためには、国において主体的に保育人材の確保に取り組むことが必要であることから、保育人材が安定的に供給されるよう施策を講ずるほか、各自治体を実施する保育人材の確保策に係る補助率を嵩上げする等、財政措置を拡充するよう要望する。**

また、本市では、多様な保育需要に応えるため、**一時預かり事業及び休日保育事業**を実施しているが、施設職員の負担が大きく、運営の継続や、新規事業参入を阻害する要因となっており、特に休日保育事業においては、「休日勤務がある」ことが職員確保の障害となっており、益々保育人材確保が難しい状況となっている。一時預かり事業においては、令和7年度から基本単価のベースアップが図られたところではあるが、全国的な保育人材不足の中、国の定める公定価格や補助金だけでは、割増分を含めた人件費負担などを賄うことができず、事業を休止せざるを得ない事例など様々な課題が出てきていることから、**安定的・持続的な事業運営を可能とする制度設計が必要である。**

- (2) 本市では、令和2年4月から6年連続となる待機児童ゼロを達成しているが、一方で、先に触れたとおり全国的な保育人材不足の中、保育士等の確保が難しくなっている。保育士等の処遇改善については、令和4年2月より保育士等の収入を3%程度引き上げる措置がなされ、令和4年10月以降も処遇改善等加算Ⅲとして継続されたことから、処遇改善等加算Ⅰ、処遇改善等加算Ⅱ（令和7年度から処遇改善加算Ⅰ～Ⅲは一本化）と合わせて保育士等の処遇改善及び保育人材確保に一定の効果があるものと評価できる。しかしながら、賃金構造基本統計調査によると保育士の平均年収は依然として全産業平均と比較して大きく乖離しており、本来であれば保育所等の運営に関わる経費への給付は、国が公定価格により適切に措置すべきところ、現状では本市をはじめ多くの自治体で、単独の給与上乗せを実施している状況である。「こども未来戦略」においても保育士等の更なる処遇改善を進める旨が盛り込まれ、令和7年度予算においても人事院勧告を踏まえた対応が図られているところではあるが、**職員が長く勤められ、経験を積んでより良い保育を提供できるような給料、勤務体系を実現するためには、更なる公定価格の引上げを行う必要がある。**

- (3) 本市では、放課後児童クラブの受け入れ枠の拡大、既存施設における柔軟な受け入れなどの取組みを進めた結果、令和6年度から2年連続で待機児童ゼロを達成したところであるが、利用児童は年々増加しており、更なる受入枠の拡大と併せて、放課後児童支援員の安定的な確保が課題となっている。

放課後児童支援員については、こどもとの継続的な関わりが重要であることから、継続的に勤務していただくことが望ましいが、他業種と比較し給与水準が低いことなどから、継続的な雇用につながらず、若い世代で離職率が高く、特に、30代～40代の中心的役割を担う世代の離職率が他業種と比べても高くなっており、年齢構成にも大きな偏りが生じている状況がある。

そのため、放課後児童支援員を安定的に確保できるよう、物価や給与水準の高い都市部については、地域の生活水準に見合った処遇の確保が行えるよう、人件費に係る新たな補助制度を創設するとともに、経験や職責などに応じた更なる処遇改善が行えるよう補助制度の拡充を要望する。

- (4) 待機児童を解消し、それを維持するための累次の施設整備等により、本市の民間認可保育施設数は300か所を超えている。一方、本市における保育需要は、総体として見れば依然として高まっているものの、少子化の影響により、地域によっては、定員割れ等を理由として閉園に至った施設もある。今後も就学前児童数の通減が見込まれる中、各施設の安定的な運営を確保するために、自治体が法人の経営状況やリスクを的確に把握するとともに、必要に応じ、助言や指導を行うことの必要性が高まると考えられることから、例えば財務・労務等の専門家から助言や支援を受けるための経費に対する補助など、国として、自治体の取組みを支援する仕組みを構築するよう要望する。

[千葉市担当] 子ども・子育て支援新制度：こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課 TEL 043-245-5104
こども未来局幼児教育・保育部幼保運営課 TEL 043-245-5726
放課後児童クラブ：こども未来局こども未来部健全育成課 TEL 043-245-5177
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課 TEL 043-245-5957

[参 考]

1 一時預かり事業の状況 (令和7年4月1日現在)

施設数	定 員
78	各施設設定人数による

2 放課後児童クラブの状況

(1) 年別利用児童数と待機児童数の推移 (4月1日時点)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
施設数	178	185	183	184	180	187
支援単位数	262	272	285	305	332	342
利用児童数	11,456	11,175	11,729	12,410	13,512	14,277
待機児童数	408	168	83	71	0	0
入所待ち児童数	408	168	83	96	31	21

(2) 支援員等の継続状況

年齢	人数・構成比				平均勤続年数			退職率	政府統計（※）
			継続中	R6退職	（R7.1.1時点）	継続中	R6退職		
18-19	105	6.0%	82	23	0.9	1	0.3	21.9%	36.7%
20-24	276	15.7%	215	61	1.6	1.8	0.9	22.1%	28.9%
25-29	103	5.9%	85	18	2.7	2.8	1.9	17.5%	20.6%
30-34	76	4.3%	61	15	4.4	4.9	2.4	19.7%	14.4%
35-39	65	3.7%	55	10	6.5	7	3.5	15.4%	11.2%
40-44	60	3.4%	50	10	8	8.4	6.1	16.7%	11.2%
45-49	125	7.1%	107	18	5.6	6.5	0.2	14.4%	9.2%
50-54	149	8.5%	123	26	3.9	4.5	1.2	17.4%	9.1%
55-59	211	12.0%	186	25	5.7	6.2	1.9	11.8%	10.0%
60-64	250	14.3%	226	24	7.2	7.6	3.7	9.6%	18.5%
65-69	259	14.8%	233	26	8.6	8.9	5.4	10.0%	22.1%
70-	75	4.3%	70	5	5.5	5.6	3	6.7%	-
全体	1,754	100.0%	1493	261	5.1	5.6	2.1	14.9%	-

※(出展) e-stat 雇用動向調査

20～24歳は人数は多いものの、離職率も最も高く、入れ替わりが激しい。

25～54歳は中心的役割を担う世代であるにも関わらず、人数が少なく、離職率も高い。

55歳以上の職員が全体のほぼ半数を占めており(45.4%)、職員の高齢化が顕著。

(3) 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和6年度決算見込			令和7年度予算		
	事業費	国費	県費	事業費	国費	県費
放課後児童 健全育成事業	4,691	1,037	1,004	4,843	1,135	1,079

国費…子ども・子育て支援交付金 補助率1/3、県費…子ども・子育て支援事業費補助金 補助率1/3

3 認定こども園、保育所、小規模保育事業、事業所内保育事業等の設置状況 及び待機児童の状況

(各年4月1日の状況)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
施設数	343	344	349	358	372
定 員	19,057人	19,218人	19,642人	20,043人	20,809人
入 所 待 ち 児 童 数	485人	491人	588人	754人	882人
待機児童数 (国定義)	0人	0人	0人	0人	0人

【施設・定員の内訳】

(令和7年4月1日現在)

種 別	施設数	定 員
認定こども園	56	3,369人
保育所	231	16,320人
小規模保育事業	57	900人
事業所内保育事業(地域枠のみ)	19	187人
家庭的保育事業	7	30人
居宅訪問型保育事業	2	3人

8 私立幼稚園の認定こども園移行に伴う財政措置について

本市においては、少子化の進行により、保育需要が減少局面に向けた過渡期にあることを踏まえ、新たな施設整備を最小限に抑え、既存資源を活用して保育需要に対応する観点から、私立幼稚園の認定こども園移行を積極的に支援しています。また、共働き家庭の増加に伴う保育比率の上昇などの環境変化に対応して、私立幼稚園が安定的な園運営を継続していくためにも、認定こども園への移行を選択する園への支援は極めて重要であると考えています。

一方で、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」においては、それまで国や都道府県が担ってきた私立幼稚園の整備・運営に係る経費の一部を市町村も負担することとなり、さらに、令和5年のこども家庭庁発足を機に行われた「認定こども園施設整備交付金」と「保育所等整備交付金」の統合（就学前教育・保育施設整備交付金への一元化）により、認定こども園の整備に伴う市町村の財政負担はさらに大きくなりました。

ついては、認定こども園への移行を希望する私立幼稚園を積極的に支援する立場から、次の事項について強く要望いたします。

（１）私立幼稚園の認定こども園等への移行により増加する施設整備に関する市町村の財政負担に対応した国の財政支援

[要望理由]

私立幼稚園の施設整備に対する補助については、国・都道府県を中心に行ってきたところであるが、平成27年度から、私立幼稚園が認定こども園に移行する場合や、移行済みの認定こども園が老朽化により改築を行う場合の施設整備に対する補助は、原則、保育機能部分の改築費用を国及び市町村が負担している。

さらに、これまで認定こども園の幼稚園機能部分の耐震化整備については、国の負担であったが、こども家庭庁設置を機に認定こども園施設整備に係る交付金が統合（就学前教育・保育施設整備交付金）され、幼稚園機能部分の耐震化整備についても市町村の負担が生じることとなったため、国の財政支援が必要である。

加えて、令和6年度の就学前教育・保育施設整備交付金については、財源不足により協議が1回で打ち切りとなったことから、本来の国負担分も含めて市が負担する旨を意思決定したところ、12月に至って補正予算で追加財源が確保されたが、工期が大幅に遅れて年度を繰り越す事案が生じるなど、事業者や自治体に大きな混乱が生じたことから、認定こども園等の整備計画に支障を来たすことのないよう、年度当初において十分な予算額を確保するよう要望する。

また、私立幼稚園の認定こども園移行に係る国庫補助である就学前教育・保育施設整備交付金（旧 認定こども園施設整備交付金）については、主に施設の新設、増築、大規模修繕などを想定した補助であり、保育室の内部改修や調理室の改修などの小規模な改修により、初期費用を抑えて移行するケースには活用することができない。本市においては、こうした小規模な改修による移行が大半を占める状況に鑑み、平成２８年度に市単独補助を創設したところであるが、多様な移行形態に柔軟に対応し、移行を希望する幼稚園を支援するため、小規模改修等に対する国庫補助を創設する必要がある。

〔千葉市担当〕 こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課 Tel 043-245-5977

〔参 考〕

１ 事業費

（単位：百万円）

区 分	令和６年度実績見込		令和７年度当初	
	事業費	国 費	事業費	国 費
認定こども園の耐震化整備	639	426	720	525
幼稚園の認定こども園移行に係る小規模改修	12	0	7	0

9 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） に係る制度設計及び財政措置について

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度からこども・子育て支援法に基づく地域こども・子育て支援事業として制度化され、令和8年度からは、新たな給付制度として全国の自治体において実施される予定です。

本市においては、令和6年度に本事業を試行的に実施し、その効果や課題の検証に取り組んだところであるが、本事業に対するニーズやこどもの発達及び保護者の育児支援に対する効果が確認できたものの、利用者、保育従事者、事業者及び実施自治体の視点から、多岐にわたる課題が浮き彫りになっております。

来年度以降、新たな給付制度として、本事業が恒久的かつ全国的に実施されることとなるが、各自治体が、利用者のニーズに応じた提供体制を確保し、質の高い保育を提供するという責務を果たしていくためには、これらの課題の解決が不可欠であり、国として、試行的事業に取り組んだ自治体からの意見や提案を十分に斟酌し、具体的かつ的確な改善策を講じることを強く要望いたします。

（１）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の本格 実施に向けた適切な制度設計及び財源措置

- ア 保育人材の確保に向けた処遇改善等
- イ 事業者の安定運営に資する補助制度等の創設
- ウ 利用時間上限の拡充と財政措置
- エ 通常保育への影響を軽減するための運用と専任職員の配置促進
- オ 一時預かり事業との関係性の明確化
- カ 制度の認知度向上に向けた広報・啓発の強化
- キ 給付化に伴う制度内容の早期提示

[要望理由]

本市では、令和6年度に乳児等通園支援の試行的事業を実施し、利用者、保育従事者及び事業者に対するアンケート・ヒアリング等による検証を行った結果、令和8年度からの給付化に向け、持続可能かつ本事業を本来の目的に適ったものとするために、解決すべき様々な課題が明らかになった。

ア 本市のように依然として保育需要が高く、保育所等における保育人材の確保が困難な状況にある自治体においては、新たに本事業に従事する保育人材を確保することは非常に困難な状況にあることから、少なくとも、**保育所等に勤務する保育士等に対して講じられている処遇改善その他の人材確保策と同等の措置を講じる必要がある。**

イ 現行制度における事業者への運営費補助は、利用時間数に応じた単価方式により支払われる仕組みであるが、利用者数が安定しにくく、利用者がいない時間帯が必然的に生じる本事業の特性を踏まえると、**単価方式に加えて、年間で見込まれる人件費の基礎部分を保障するなど、事業者が採算を確保しやすい仕組みとすることが不可欠である。**特に、下記の通常保育への影響を踏まえると、**本事業に係る専任職員を配置することが望ましく、その人件費に見合う財政措置を講じるべきである。**

ウ 利用時間の上限については、利用者・事業者の双方から、現行の国基準である「月10時間」では短すぎるとの声が多く寄せられていることから、引き続き、**国において、保育人材の確保状況も踏まえつつ、事業の目的やこどもの年齢・発達段階等を踏まえた上限の拡充を検討するとともに、自治体の独自財源に依存することのない財政措置を講じるべきである。**

エ 保育従事者からは、本事業の実施により、通常保育に好ましくない影響も生じるケースがあるとの意見が寄せられるとともに、通常保育との合同保育や兼務の難しさも指摘されており、**通常保育への影響を抑制しつつ本事業を適切に運用する手法等について、国において、全国的な知見を蓄積し自治体へ展開するとともに、上記のような人件費保障を講じること等を通じて、専任職員の配置を促進していく必要がある。**

オ 本事業と一時預かりとの関係性については、利用者・事業者いずれの立場から見ても、こどもを預ける・預かるという点に差異はなく、同じ家庭が双方を利用する場合もある中で、利用手続、利用時間、利用料金等が異なることによる混乱や手間が生じており、**国において、両者の棲み分けを明確化し、整合性を図る必要がある。**

カ 本事業に対する子育て家庭への認知度は依然として低く、特に制度創設当初においては、制度の趣旨や内容について、国としても積極的な普及啓発を実施すべきである。

キ 令和8年度からの給付制度移行に向け、実施主体である市町村においては、給付事務に係るフローの構築や予算措置、関係機関への説明等の準備に着手する必要があることから、**市町村に対し、制度設計の詳細を可能な限り早期に提示するとともに、丁寧な周知・説明を実施すべきである。**

[千葉市担当] こども未来局幼児教育・保育部幼保支援課 TEL 043-245-5100

[参 考]

1 令和6年度施行の事業利用認定件数 (単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	計
申請件数	320	360	139	819

2 令和6年度施行の事業利用実績件数 (単位：人)

年齢	0歳	1歳	2歳	計
実利用人数	127	87	38	252

3 令和6年度施行の事業実施認定施設の状況 (単位：施設)

保育所	認定こども園	幼稚園	小規模保育所	その他	計
14 (3)	6 (1)	2	2	1	25

※ () 内は公立施設数

【令和7年4月1日現在】 (単位：施設)

保育所	認定こども園	幼稚園	小規模保育所	その他	計
14 (4)	5 (1)	1	2	1	23

※ () 内は公立施設数

10 こどもの貧困対策の推進について

国においては、現在、こどもの約9人に1人が相対的貧困の状況にあり、こどもの貧困対策は、全国的な課題となっております。このような中、本市では、令和5年3月に「第2期千葉市こども未来応援プラン～子どもの貧困対策推進計画～」を策定し、経済的に困難な状況にあるこどもや家庭に対する施策を総合的・効果的に推進しております。

自治体による地域の実情に応じたこどもの貧困対策に対し、財政的支援をいただいているところでありますが、**施策の実効性を高めるため、次の事項について、強く要望いたします。**

(1)「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」ほか、こどもの貧困対策に係る財政措置の拡充

[要望理由]

こどもの貧困については、家庭環境の乱れによって、こどもの生活習慣や学習習慣が形成されないなどの課題があり、こどもや家庭に対する直接的な働きかけや、様々な支援制度がある中でこどもを適切な支援制度につなげていくなど、こどもや家庭の状況に応じた適切な支援が必要である。

本市では、これらの課題に対応するため、平成29年度から「子どもナビゲーター」を配置して順次拡充し、令和5年度をもって全市への配置が完了した。このような市町村等の創意工夫による事業に対して、「地域子供の未来応援交付金」が設けられていたが、令和5年度には、補助率が減少し、一部補助メニューが他の補助金へ統合された。また、令和6年度以降は「地域子供の未来応援交付金」は予算化されず、補助メニューが全て「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」に統合されたことで、事業費に対する国費の割合が大幅に減少した。

事業を安定的に実施するとともに、事業拡充により実効性を高めるためには、十分な財源が必要であることから、こうした市町村等の創意工夫に対し、新規メニューの創設や事業実態に応じた補助基準額や補助率の引き上げなど、財政措置の拡充が必要である。

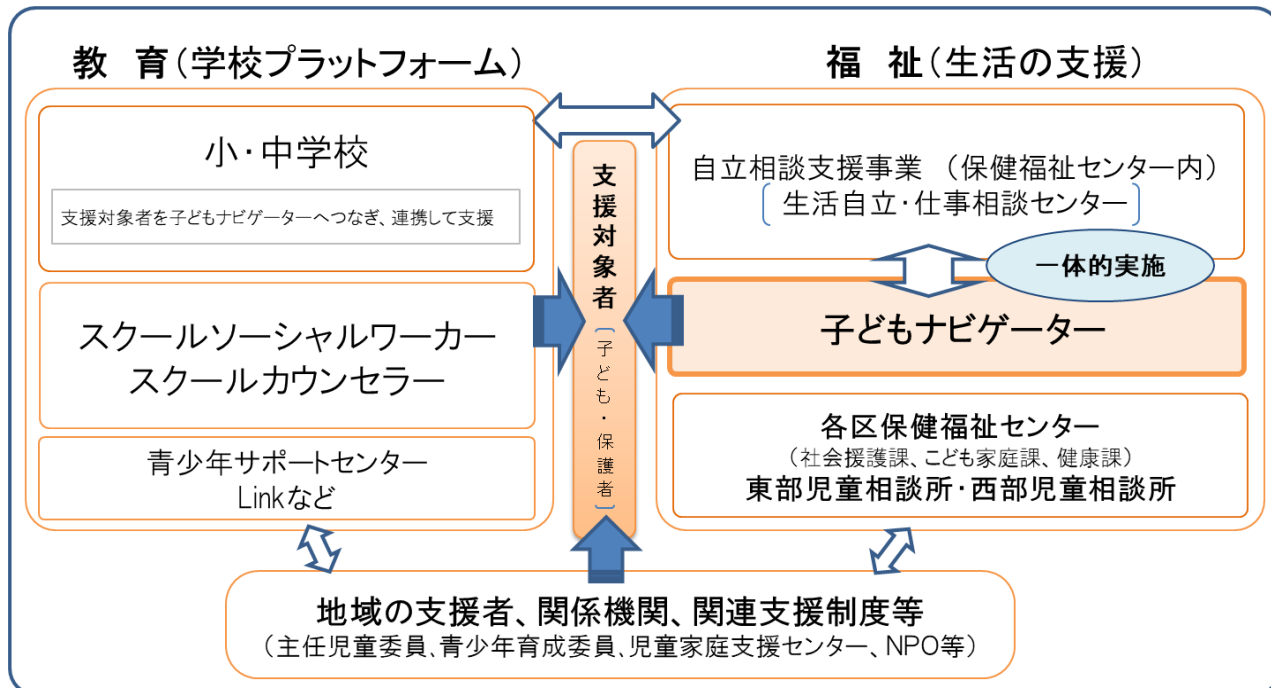
[千葉市担当] こども未来局こども未来部こども家庭支援課 Tel 043-245-5179

[参 考]

1 事業概要

生活困窮世帯等のこどもの生活習慣、生活環境等の改善を図るために、子どもナビゲーターが対象児童やその家庭に直接働きかけを行うとともに、学校、区保健福祉センター等の関係機関と連携し、適切な支援制度につなげている。

【子どもナビゲーター事業イメージ図】



2 事業費

(単位:千円)

区 分	令和5年度実績		令和6年度実績見込		令和7年度当初	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
子どもの貧困対策総合 コーディネート事業 ＜子どもナビゲーター事業＞	41,484	22,297 (53.7%)	43,244	11,856 (27.4%)	43,247	11,856 (27.4%)

※（ ）内は事業費に対する国費の割合

【R5】:「地域子供の未来応援交付金」

補助基準額（1箇所あたり） 3,000千円、補助率 2／3

補助基準額（新規開設） 3,000千円、補助率 3／4

「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」

補助基準額（1箇所あたり） 2,746千円、補助率 1／2

補助基準額（派遣半日あたり） 6,700円、補助率 1／2

【R6・R7】:「母子家庭等対策総合支援事業費補助金」

補助基準額（1箇所あたり） 2,746千円、補助率 1／2

補助基準額（派遣半日あたり） 6,700円、補助率 1／2

11 システム標準化に係る経費の補助について

本市では、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、住民記録等の対象業務を取り扱う基幹業務システムについて、標準準拠システムへの移行を進めているところですが、多くのシステムにおいて、対応可能な事業者がないことから、令和8年度以降の移行とならざるを得ない状況です。

については、次の事項に係る制度の改善について、強く要望いたします。

- （１）補助金の上限額を拡充し、特定移行支援システムの移行が完了するまでの期間は必要経費の全額を補助すること。
- （２）制度改正等を実施する場合には、特定移行支援システムにも十分配慮を行うこと。
- （３）サービス提供事業者がガバメントクラウド上にシステム構築等を行うにあたり、モダン化を進めることなどにより、ガバメントクラウドの利用料が抑制される構成となるよう、ベンダ協議会等を通じて要請すること。

[要望理由]

- (1) デジタル基盤改革支援補助金（以下「補助金」という。）は、令和5年度補正予算により、本市の上限額は58億1,213万8千円に増額された。また、事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和8年度以降の移行とならざるを得ないことが具現化したシステム（以下「特定移行支援システム」という。）に係る経費について、基金の設置期限を令和13年3月31日までに延長する「地方公共団体情報システム機構法」の改正に係る法律が成立し、本市の全システムが移行完了予定となるまでの期間が対象とされた。しかし、本市の現時点での移行経費の総額は約91億円の見込みとなっており、現在示されている上限額では移行経費全額には不足する見込みであることから、予算組みが困難となり、移行時期のさらなる遅れにつながりかねない。このため、移行経費を全額補助金の対象とすることを要望する。
- (2) 令和6年12月に改訂された標準化基本方針では、機能標準化基準で定める内容を盛り込んだ標準仕様書の改定時期は、遅くとも制度改正の施行日の1年以上前とすることが盛り込まれている。しかし、改定タイミングによっては既にシステム間の調整・開発を進めている対応について手戻りが発生する可能性があることや、特定移行支援システムについては現行システムへの改修も必要となる。このため、制度改正等が実施される場合には、十分な準備期間を踏まえた時期に標準仕様書の改定を行うなど、標準仕様書の運用において特定移行支援システムにも十分に配慮するよう要望する。
- (3) ガバメントクラウドの利用料は、データやサーバリソースの使用量に応じて課金されるため、利用料削減のためには、各種クラウドサービスを活用して、システム構成やアプリケーションのモダン化を進めるなどして、リソース使用量の抑制が可能なシステム構成及びネットワーク構成とする必要がある。しかし、多くの事業者において、スケジュール及び人員確保の面からこのような構成とすることが困難であるとして、既存のパッケージシステムを改修し、ガバメントクラウドへリフトする方針を示している。事業者にとっては、ガバメントクラウド利用料を直接負担しないため、システム構成を検討するにあたり費用対効果の視点が乏しく、その結果、標準化の目的の1つである運用経費削減効果が損なわれている。令和7年3月にデジタル庁より「ガバメントクラウドの適切な利用によるコスト最適化のアプローチガイド1.0版」が公開され、自治体から事業者に働きかけをすることが示されているものの、特に共同利用方式でサービス提供される予定のシステムにおいては、パッケージの開発拠点が自治体向けの開発チームとは別に設置されていることで、自治体による要望が反映されづらい状況となっている。このため、国から事業者に対して直接要請する必要があることから要望する。

[千葉市担当] 総務局情報経営部情報システム課 Tel 043-245-3005

[参 考]

1 本市のシステム移行時期一覧

No.	システム	業 務	特定移行 支援 システム	移行予定時期
1	住民記録・印鑑登録システム	住民基本台帳、印鑑登録		令和7年度
2	国民年金システム	国民年金	○	令和9年度
3	介護保険システム	介護保険	○	令和8年度
4	福祉システム	児童手当、児童扶養手当、障害者福祉、後期高齢者医療、生活保護	○	令和10年度
5	健康管理システム	健康管理	○	令和9年度
6	子ども・子育て支援システム	子ども・子育て支援	○	令和10年度
7	税務システム	固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税	○	令和10年度
8	国民健康保険システム	国民健康保険	○	令和10年度
9	戸籍情報システム	戸籍、戸籍の附票		令和7年度
10	学齢簿・就学援助システム	就学援助	○	令和9年度
11	選挙人名簿管理システム	選挙人名簿管理		令和7年度
12	業務共通システム	共通機能（庁内データ連携、団体内統合宛名等）		令和7年度
13	統一滞納管理システム	共通機能（統合滞納管理）	○	未定

2 事業費

（単位：百万円）

区 分	令和6年度実績		令和7年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
システムの標準化	931	837	3,613	2,838	3.4

<補助金の上限額について>

全団体の移行経費に係る調査結果（実測値）をベースに、以下の項目を踏まえた統計分析を行う。

- ・団体区分（都道府県、指定都市、特別区、中核市、一般市、町村）
- ・現行システムの状況（ノンカスタマイズ、カスタマイズ、個別開発）
- ・現行システムの類型（オンプレミス、単独クラウド、自治体クラウド人口）

分析の結果、ほぼ全ての団体（94.2％）については、実測値をそのまま上限額とする。

一方、一部の団体（5.8％）は、比較的留意が必要又は大きい乖離が生じていることから、一旦、実測値に一定の留保をかけるなどした「上限額（仮）」を提示し、調査やヒアリング等を実施する。

調査等の結果、合理的な理由が認められる場合は増額を行うこととする。

※指定都市については、分析の結果、算出された額に、今回の予算措置の状況を踏まえ、一定の割合（7割）を乗じたものを、今回の上限額（仮）として示す。

12 地方交付税における算定方法の見直しについて

地方交付税において、国から明確な理由や根拠が示されないまま、現在においても、財政措置の一部に、指定都市であるという理由で、他の市町村と異なる取扱いが行われており、指定都市の財政需要にそぐわない算定方法となっています。

また、近年では、地政学的緊張などに伴う物価高騰の影響により、委託料や市有施設の光熱費などの行政コスト等が高騰しておりますが、これに対する地方交付税措置については十分とは言えない状況にあります。

については、市民サービスを安定的かつ継続的に提供するためには、持続可能な財政基盤を確立することが不可欠であることから、地方交付税における算定方法について、強く要望いたします。

- (1) 臨時財政対策債について、廃止されるまでの間においては、指定都市に過度な配分を行わないよう、算定方法を見直すこと。
- (2) 特別交付税について、指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されていることから、実態に即した算定方法に見直すこと。
- (3) 物価高騰の影響に伴う市有施設の光熱費や委託料などの行政コストの高騰分、資材価格など的高騰による建設事業費の上昇分について、適切に基準財政需要額に反映させるよう、算定方法を見直すこと。

〔要望理由〕

- (1) 臨時財政対策債について、指定都市は他の市町村に比べて財源不足額に対する割合が高く算定されているが、**本来、財源不足額は地方交付税で対応すべきものであることに加え、市債残高管理及び資金調達の観点からも課題である。**

本市においても、令和6年度の地方交付税算定にあつては、財源不足額の約1割に臨時財政対策債が配分されており、他の市町村における算定方法により算出した配分額と大きな乖離がある。

また、令和7年度地方財政計画において、臨時財政対策債については新規発行がゼロになったとはいえ、廃止に至ったわけではなく、今後も社会経済情勢の変化等に伴い財源不足が生じうる状況を踏まえれば、指定都市に過度な配分とならないよう、**算定方法の見直しが必要である。**

- (2) 特別交付税について、公営企業関係経費などの項目において、大都市であるが故に多額に生じている経費があるにもかかわらず、**指定都市であるという理由で、財政力補正や他の市町村と異なる算入率が適用されている。**

本市においても、例えば「卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費」などの算定項目について、**財政力補正や算入率の適用が、他の市町村と異なる取扱いとなっていることから、実態に即した算定方法への見直しが必要である**

- (3) 令和6年度地方財政計画において、自治体施設の光熱費の高騰のほか、ごみ収集、学校給食など行政サービス等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に前年度同額の700億円が計上され、令和7年度には、同経費を300億円増額し、1,000億円計上されたところである。

これに基づき普通交付税の算定においても、光熱費及び委託料の増加分として包括算定経費などの単位費用に反映されたが、**本市の実態と照らし合わせると、これら経費については普通交付税措置を上回る財政負担を余儀なくされている。**

また、建設事業費においても、物価高騰の影響は著しいものとなっている。一例として本市は令和8年度の開業に向けて現在、新病院の整備を進めているが、建築単価については、**整備を決定した段階である令和4年度は約63万円/㎡であったところ、令和5年度の契約段階においては約80万円/㎡まで上昇するなど建設物価高騰の影響が生じている。**

一方、公立病院の施設整備費に対する地方交付税の算定に用いる建築単価については、昨今の資材価格高騰等の状況を踏まえ累次の見直しが行われてきたところだが、直近では59万円/㎡となっており、**実勢との乖離が依然として著しい状況にある。**

市民生活に密接に関わる行政サービスを安定的かつ継続的に提供するため、物価高騰の影響については、**適切に地方財政計画へ反映するとともに、普通交付税の算定においても、自治体の実際の財政需要を踏まえた適切な算定とするよう算定方法の見直しが必要である。**

〔千葉市担当〕 財政局財政部資金課 TEL 043-245-5078

[参 考]

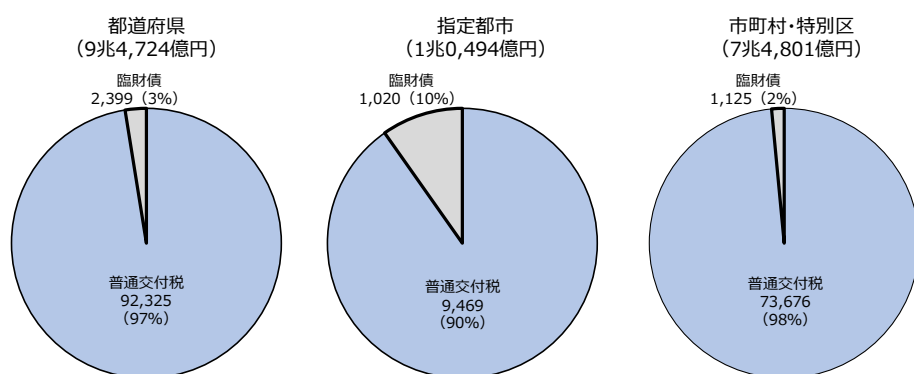
1 臨時財政対策債について

(1) 算定方法の相違による他の市町村との乖離状況（令和令和6年度算定）
（百万円）

	財源不足額に 乗ずる率	発行可能額	指定都市との差
指定都市	5.2709	3,757	—
中核市	3.2425	2,311	<u>△1,446</u>
他市町村	1.4819	1,056	<u>△2,701</u>

※本市の基礎数値をもとに中核市、他市町村の算定方法により試算

(2) 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の割合
（都道府県、指定都市、市町村・特別区）

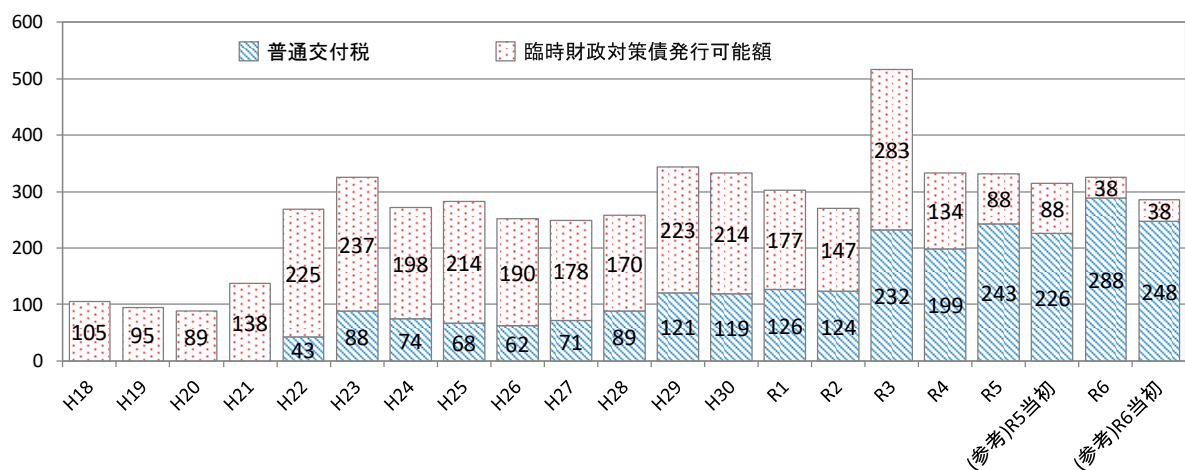


※普通交付税は令和6年度当初算定ベース
※臨時財政対策債は令和6年度発行可能額ベース

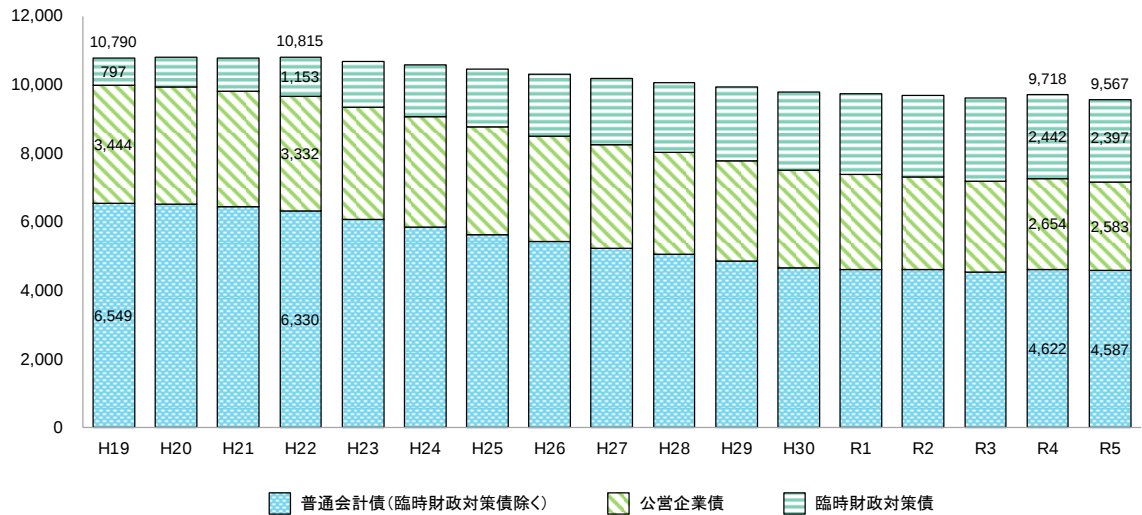
出典：令和6年度普通交付税大綱、需要カードをもとに作成

(3) 普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の推移

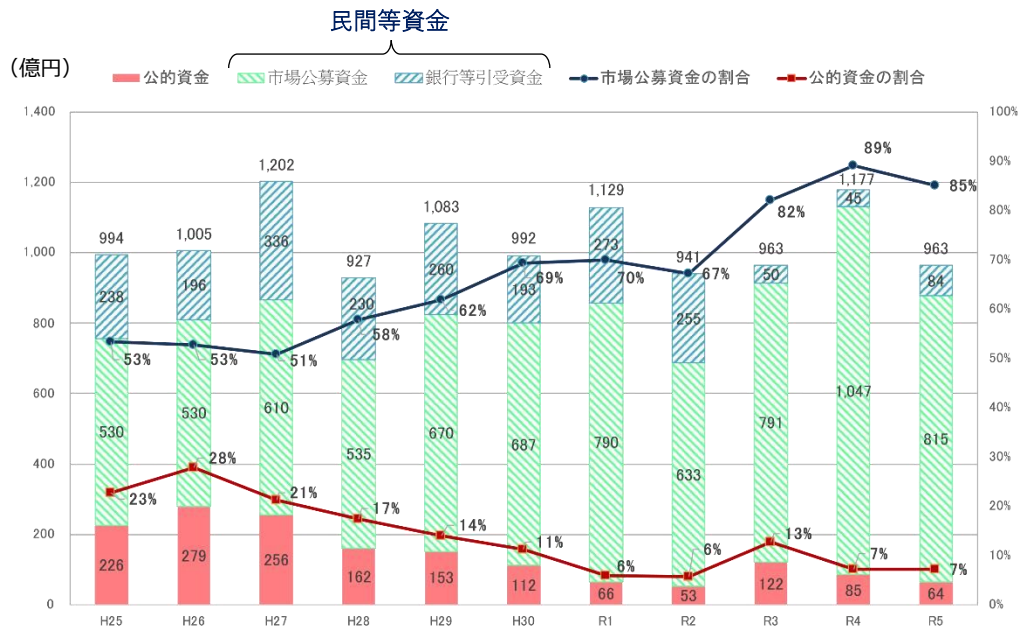
(億円)



(4) 全会計における市債残高の推移



(5) 市債発行額の推移(資金区分別)



2 特別交付税について

○ 算定方法の相違による他の市町村との乖離状況(令和6年度算定)

(例) 卸売市場等の建設改良に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	30,374千円	0.3	0.5	4,556千円
一般市町村	30,374千円	0.7		21,262千円 (△16,706千円)

(例) 下水の高度処理に要する経費

	(対象経費)	(算入率)	(財政力補正)	(算入額)
指定都市	429,812千円	0.7	0.5	150,434千円
一般市町村	429,812千円	0.7		300,868千円 (△150,434千円)

※どちらの例も本市の基礎数値をもとに試算

3 物価高騰について

(1) 市有施設の光熱費及び自治体サービス（ごみ収集、学校給食）における委託料の高騰分とそれに係る普通交付税措置の乖離状況

(単位：百万円)

	R4予算 (a)	R5決算 (b)	物価高騰の影響額 (c)=(b-a)	物価高騰に係る 普通交付税措置額(d)	財政負担額 (d-c)
光熱費	2,041	2,607	566	314	▲ 252

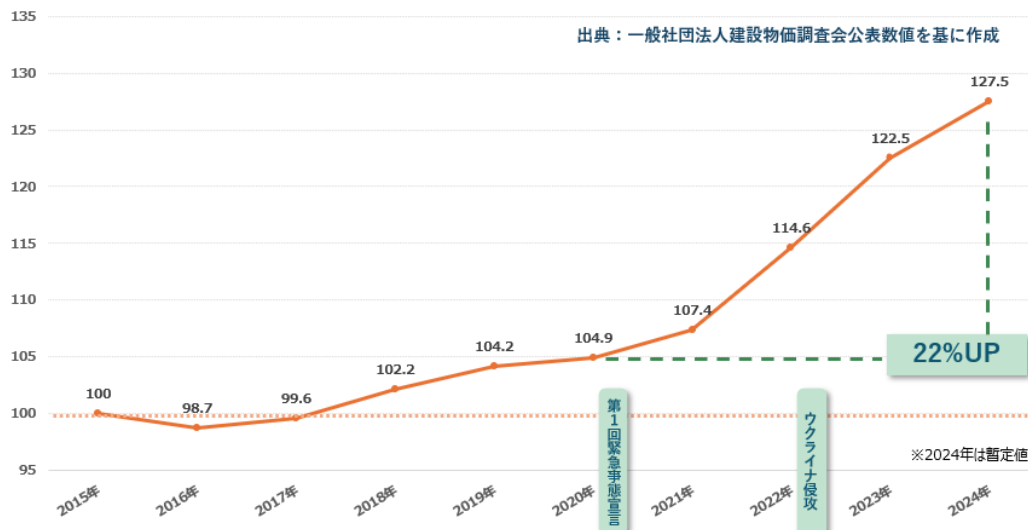
※物価高騰に係る普通交付税措置額(d)は令和5年度の本市の基礎数値及び地方交付税制度解説より試算

	R4予算 (a)	R5決算 (b)	物価高騰の影響額 (c)=(b-a)	物価高騰に係る 普通交付税措置額(d)	財政負担額 (d-c)
委託料（ごみ収集）	4,154	4,391	237	99	▲ 138
委託料（学校給食）	2,626	2,666	40	24	▲ 17

※物価高騰に係る普通交付税措置額(d)は令和6年度の本市の基礎数値及び地方交付税制度解説より試算

(2) 建設物価高騰の状況

病院にかかる建設物価 建築費指数（2015年基準）



13 外国人市民との共生の実現について

本市の外国人市民の数は増加を続け、在留期間は長期化しており、外国人市民が日本人市民とともに地域の中で活躍する多文化共生社会の実現が求められています。

については、外国人市民との共生の実現に向けて、外国人市民への生活支援策に係る国の体制整備や相談体制の強化、日本語教育の制度設計等に関し、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 外国人市民への生活支援策については、国の責任で対応すべきものであることを踏まえ、行政事務の円滑な遂行を図ることを任務とする内閣府に政策を統括推進する司令塔を設置するとともに、国、地方自治体、民間支援団体等を含む各主体との適切な役割分担により、強力に推進していくこと。
- (2) 外国人受入環境整備交付金について、急激に増加する外国人市民に合わせて、また、都市の規模やニーズに見合うよう、交付率及び上限額を引き上げ、対象事業を拡大するとともに、必要となる十分な財源を確保し、安定的、継続的な財政支援を講ずること。
- (3) 日本語学習支援について、義務教育課程におけるプレクラスの設置・運営経費への財政措置を講ずるとともに、日本語指導のための専門職員の配置に係る財政支援を講ずるなど日本語教育体制を強化すること。また、高校進学・卒業に必要な日本語能力を習得できるよう、民間支援団体等に対する外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等の設置・運営経費に係る補助制度を創設すること。

- (4) 地域日本語教育について、ボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度設計を行うこと。また、人材や場所を含む体制構築・運営に要する経費については、国の責任において更なる財政措置を講ずること。さらに、就労目的の在留資格者について、現状においても、日本語教育の深刻な担い手不足が危惧されることを踏まえ、実効性のある日本語教育カリキュラムと体制を国主導により早期かつ確実に構築すること。
- (5) 地域社会の構成員として活躍できるよう、帯同家族を含む長期滞在者に対して入国前後に日本語や日本の文化・社会制度を教育する機会を拡充するとともに、それらの理解度などを入国時や在留資格更新時に確認し、習得を促す仕組みを創設すること。

[要望理由]

本市における外国人市民数は年々増加し、令和7年3月末において4万人を超え、外国人比率は約4.1%となっており、今後も外国人市民数の増加や比率の上昇が見込まれている。

また、人材不足が深刻化し、外国人が日本の経済社会におけるサービス提供等の担い手となっている中で、国においては、特定技能制度について受入れ見込数の大幅拡大と対象分野の追加等が行われたほか、従来の「技能実習制度」から、人材確保を主眼とする「育成就労制度」への抜本的な方針転換などを進めている。今後、外国人人口の増加、多国籍化、在留期間の長期化は更に進むことが見込まれる。

このような中、本市は多文化共生のまちづくり指針に基づき、多言語による生活情報や日本語学習機会の提供をはじめ、医療・福祉・学校教育等における外国人市民の支援を進めているが、必要な情報や支援が十分に行き届いているとはいえず、在住外国人の多種多様なニーズに対して、ボランティアや自治体のみですべて対応することは困難と言える。

育成就労制度への転換及び特定技能制度の拡充により、更なる外国人市民の増加、在留期間の長期化が見込まれるため、これまでの生活相談支援や地域における日本語教育に加え、体系的な日本語学習プログラムの編成・提供、帯同家族の生活支援や日本語教育、高校進学に係る支援と卒業後の就労支援など、本人や家族の長期滞在を前提に、地域と共に円滑に生活を営むことができるようにするための施策の重要性が一層高まっている。

とりわけ、多くの外国人市民が生活する本市においては、各行政分野において様々な課題が顕在化してきており、これらに的確に対応するためには、国、地方自治体、民間支援団体等といった各主体の適切な役割分担を明確にしたうえで、限られた資源を活用しながら、外国人が入国する段階から外国人市民数の変化や在留期

間の長期化に応じた対策を十分にできるようにし、社会全体で対応していく必要がある。

特に、相談支援については、外国人市民からの相談は増加、複雑化し、多言語対応も一層困難になってきており、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした各種施策に取り組んでいるが、一元的相談窓口に係る外国人受入環境整備交付金は、外国人市民5,000人以上の自治体の上限額を一律に設定するなど、都市の規模やニーズに見合ったものとは言い難いうえ、令和7年度事業においては、1日あたりの相談件数に応じた人件費に係る交付限度額が設定され、交付金額が実質的に縮小されており、急激に増加する外国人市民への相談体制を一層強化していくべき状況に逆行するものと言わざるを得ない。

また、日本語学習支援について、学校においては、外国人市民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加し続けていることから、一定期間、集中的に日本語指導等を行うプレクラスも含む児童生徒の受入れからの初期指導体制とともに、切れ目のない支援体制を強化する必要がある。さらに、学齢超過者への日本語の学習機会や指導の枠組みについて、特に、在留資格が「家族滞在」である生徒が、将来、在留資格を喪失して不安定な身分となることなく、かつ、経済的に自立した生活を送るためには、就労制限のない在留資格「定住者」を取得することが重要など、その要件である高校卒業等に必要な学習言語としての日本語の教育については、民間支援団体等による外国にルーツをもつ生徒向け学習教室等が全国的にも少なく、人材も不足しているが、国による支援制度がない。

地域日本語教育は、ともに暮らす市民同士の相互交流の場となる一方、日本語教室等のボランティアを中心に支えられており、人材の高齢化や次世代の担い手不足が喫緊の課題であるほか、会場の確保にも課題があることから、これまでのボランティア任せの現状を根本的に見直し、持続可能な制度づくりが必要である。

さらに、今後も増加が見込まれる就労目的の在留者については、雇用先の企業が、一層、積極的に日本語能力の向上に取り組んでいくことが求められるが、たとえば、令和9年度に施行予定の育成就労制度は、主務省庁によれば、日本語教育の主体として、認定日本語教育機関（就労課程）を想定しているにもかかわらず、現時点で、就労課程を認可された認定日本語教育機関はごく僅かであり、今後、大幅な増加が見込まれる育成就労、特定技能に係る在留資格者への日本語教育体制の構築が危ぶまれる。

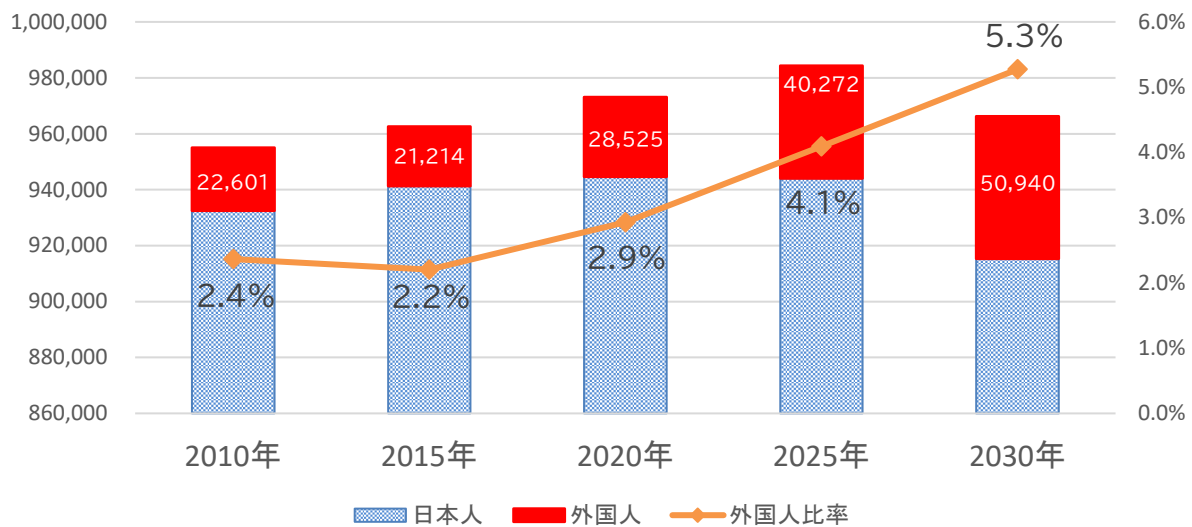
これらの分野以外においても、外国人市民が地域と共に過ごす日常生活を身近で支える役割を果たすため、共生社会の実現に向けた施策に全力で取り組んでいるところであるが、日本人市民と外国人市民が、ともに安全・安心に暮らせる社会を実現するためには、国が主体となって、外国人市民が、同じ地域社会の構成員としての責任を果たすことを促す政策についても、議論していくことが重要である。

〔千葉市担当〕 市民局市民自治推進部国際交流課 TEL 043-245-5019

[参 考]

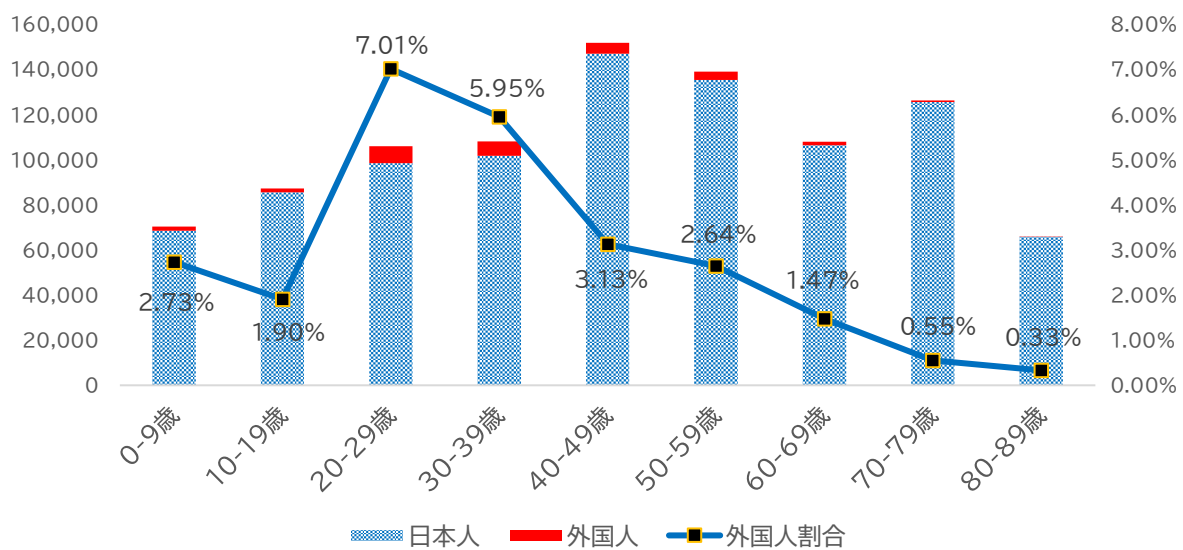
1 千葉市人口と外国人比率の推移

千葉市の推計人口と外国人比率の推移（単位：人）



2 年代別の外国人市民割合

年代(10歳毎)別の人口と外国人市民割合



14 不登校児童生徒の多様な学びの機会の確保について

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、令和5年度の全国の不登校児童生徒数は346,482人と平成28年度からの7年間で2.5倍以上に激増し、過去最多となっています。本市においても増加傾向にあり、その対応や支援が急務となっています。

不登校児童生徒一人一人の背景やニーズは多様化していることから、個に応じた適切な支援や働きかけが求められており、本市では、令和4年度から3年間「不登校対策パッケージ」を掲げ、「校内教育支援センター（別室登校）」や、「教育支援センター」の2事業をはじめとした不登校児童生徒支援に取り組んでいます。

しかしながら、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かう環境づくりに向けた十分な支援ができていないことから、安定的、継続的な支援が難しいこと」や、「場所の確保や整備ができず、校内教育支援センター（別室登校）や、教育支援センターを開設、拡充することができないこと」等が課題となっています。

令和7年度から「第2次不登校対策パッケージ」を掲げ、新たな取組みとして、「学びの多様化学校（令和12年度開校予定）」の設置も決めています。そこで、不登校児童生徒の多様な学習機会の確保と学びの質の向上に向けて、今後より一層支援を充実していくため、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒支援を行う教職員を、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律」及び「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」における教職員定数に位置付けるなど、安定的な配置に向けて必要な措置を講ずること。
- (2) (1) が実現されるまでの当面の措置として、校内教育支援センターや教育支援センターにおいて、不登校児童生徒一人一人に応じた支援を行うための人員の確保に向けて、国の予算を増額し、加配定数の拡充や、国庫補助における財政支援を現在の3分の1からさらに拡充するなど、必要な措置を講ずること。

- (3) 校内教育支援センター及び教育支援センターを設置するための場所の確保や、環境整備にかかる費用について、国の予算を増額し十分な財政措置を行うこと。また、学びの多様化学校の設置前の準備支援及び設置後の運営支援の増額と公立学校施設の整備に関する支援期間を延長すること。
- (4) 不登校児童生徒への多様な学びの機会に向けた支援において、各自治体が創意工夫をしながら柔軟に対応できるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を行うこと。

[要望理由]

- (1) 校内教育支援センター（別室登校）や教育支援センターにおいて、不登校児童生徒の支援を行う教職員が十分に配置されていない状況である。そのため、教室に入れない児童生徒が登校しても、その時間に授業を担当していない教員や、管理職、養護教諭等が対応するしかない現状がみられる。教育支援センターにおいても、学習機会の充実のためには教員免許保持者の配置が必要であるが、財政面の課題もあり十分ではない。

児童生徒が安心して過ごし、継続的な学習を行うためにも、不登校児童生徒の支援を行う教職員を、「義務及び公立高等学校の標準法」における、教職員定数に位置付けることを要望する。

- (2) 令和5年度は、市内の小学校の88%、中学校の89%において、別室で児童生徒に個別の支援を行っており、支援のための場所が必要になっている。しかし、空き教室がない学校もあり、保健室や職員室、場合によっては校長室等を利用せざるを得ない状況である。また、本市の教育支援センター「ライトポート」に通う児童生徒も急増しており、新たな教室の確保が急務となっている。ライトポート機能拡充に向け、環境整備にかかる費用面の課題は大きい。

現在、校内教育センターの設置促進に向け一部財政支援がされているものの、教育支援センターにおいては場所の確保や、環境整備にかかる費用について、補助金等の財政支援がされていない。両事業を推進するにあたり、十分な財政措置を要望する。学びの多様化学校においては、設置前の準備支援及び設置後の運営支援の増額と、公立学校施設の整備事業が令和9年度までの期限付きとなっているため、支援の延長を要望する。

(3) 本市では、令和7年度より3ヵ年計画で、不登校児童生徒支援に向けた6つの取組みを「第2次不登校対策パッケージ」として実施する。実施するにあたり、更なる事業の推進ができるよう、自由度の高い交付金を新たに設けるなど、十分な財政支援を要望する。

[千葉市担当] 校内教育支援センター、学びの多様化学校設置：

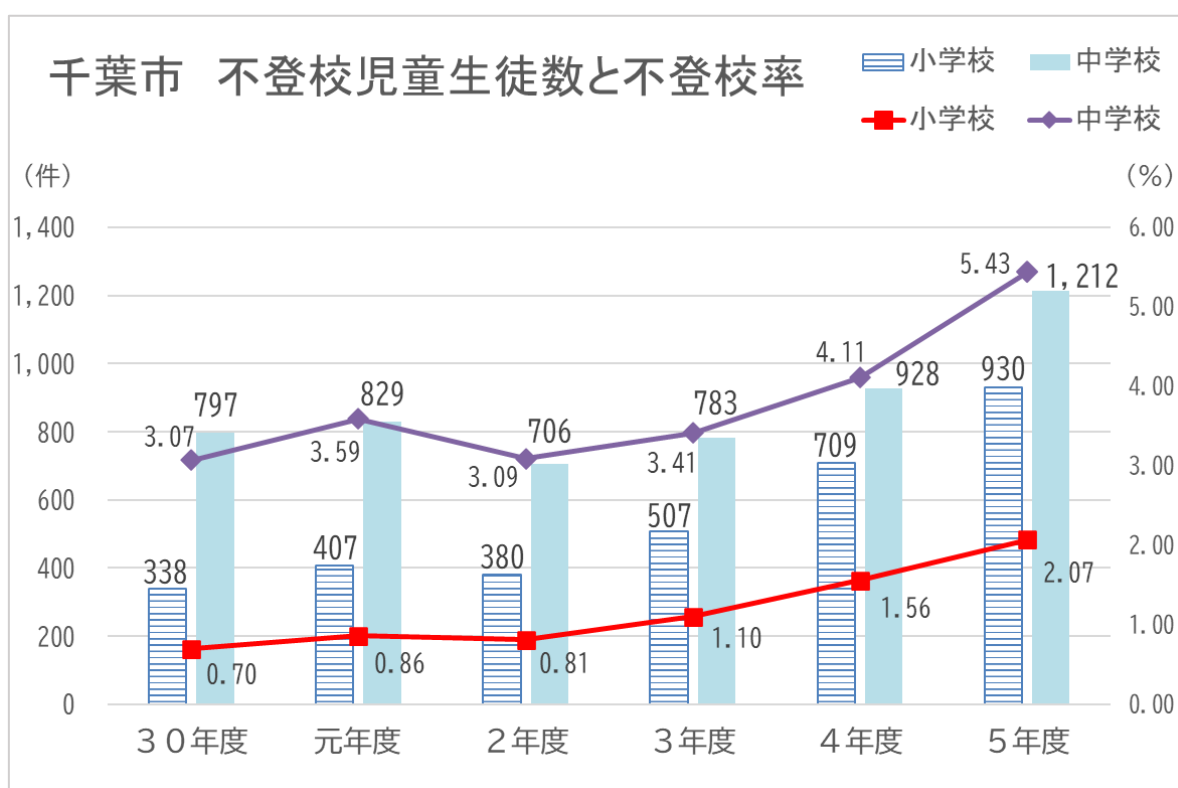
教育委員会事務局学校教育部教育支援課 TEL 043-245-5935

教育支援センター「ライトポート」設置：

教育委員会事務局学校教育部教育センター TEL 043-285-0900

[参 考]

1 本市の不登校児童生徒数の変化



2 校内教育支援センター（別室登校）における支援状況

(1) 教室に入れない児童生徒が登校して別室等で支援を受けた人数 (単位：人)

	小学校			中学校		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5
別 室	167	246	271	255	284	334
保 健 室	137	233	209	41	105	124
放課後登校	143	67	154	178	44	372

(2) 別室で個別に指導・支援を行った学校数 (R5年度)

千葉市立小学校	千葉市立中学校
94校／107校・・・88%	48校／54校・・・89%

(3) 対応している教職員

	対応した教職員	問題点・必要性
小学校	管理職、養護教諭、教務主任他	・児童生徒にとって、常に異なる教職員が対応することとなり、安心した環境で過ごすことや継続的な学習を行うことができていない。(小中共通) ・保健室や職員室で養護教諭や管理職が対応し、本来の業務が後回しになっている。(小学校) ・本来、教材研究や担任業務等を行う空き時間に個別対応をしており、本来の業務が後回しになっている。(中学校)
中学校	空き時間の教員 教務主任、管理職他	

3 教育支援センター「ライトポート」の通級児童生徒数 (単位：人)

	R元	R2	R3	R4	R5	R6
全 体	157	128	199	313	408	412
中学生	142	118	168	190	227	244
小学生	15	10	31	123	181	168

4 本市が行っている不登校対策施策

不登校対策パッケージとして6つの取組を実施（令和7年度～9年度）

- ① 校内支援体制の充実
- ② 教育支援センター「ライトポート」の機能強化
- ③ 学びの多様化学校の設置による更なる学びの充実
- ④ 保護者との連携
- ⑤ 教職員の理解啓発と研修の充実
- ⑥ フリースクール等民間施設との連携

5 事業費 (単位：百万円)

区 分	令和6年度実績		令和7年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
ステップルーム ティーチャー配置	26	7	55	18	2.6
ライトポート指導員 配置	104	34	149	42	1.2

※国費…補助率1／3

15 夜間中学に係る支援の充実について

夜間中学は、義務教育未修了者や不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人等の就学機会の確保に重要な役割を担っております。

本市では、令和5年4月に夜間中学を開校し、今年度は13名の新入生を迎えました。10代から50代まで幅広い年代の生徒が学んでおり、外国籍生徒も全体の約70%を占めるなど、多様な生徒が在籍していることから、個に応じた対応やきめ細かな日本語指導の支援が必要となっております。

そのため、生徒一人一人に合わせた支援が行えるよう、個々の習熟度や日本語能力に応じた教育課程を柔軟に編成し、全ての授業において複数の教職員を配置するとともに、日本語が不慣れな生徒の学びを支えるため、日本語指導教員を配置するなどの工夫を行っています。その結果、昨年度は高校進学を希望した生徒全員が進学を叶えたという成果を挙げましたが、多言語に対応した教材や、人的配置など更なる支援体制の充実を図る必要があります。

また、生徒の中には経済的に困難な方も一定数おり、夜間中学で安心して学び直しができるように、経済的な支援が必要であるため、本市では独自の支援を行っているところですが、十分とはいえない実情があります。

ついては、安定的な学校運営を継続するとともに、全ての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、次の事項について、強く要望いたします。

(1) 教育支援体制整備事業費補助金(夜間中学の設置促進・充実事業の拡充)

- ・ 補助対象期間を撤廃すること。
- ・ 補助対象経費に対する補助率を引き上げること。

(2) 多様な生徒に対応するための支援の充実

- ・ 外国人生徒に対応するためのデジタル教科書を無償給与すること。
- ・ 経済的に困難な方が夜間中学に就学する際の支援制度を国として新設すること。

(3) 教職員配置の充実

- ・ 一人一人の生徒に丁寧に対応し、きめ細かな日本語指導の支援ができるように、学級編制の基準の引下げや教職員配置基準の見直しを行うこと。

[要望理由]

- (1) 夜間中学において、義務教育未修了者や不登校等により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した者、本国又は我が国において義務教育が修了していない外国人など、多様な生徒が在籍することが想定され、年度ごとに状況に応じた教育活動や環境整備、教材準備等が求められる。

これらの変化に柔軟に対応し、安定した運営を可能とするため、教育支援体制整備事業費補助金の補助対象期間について、開設後3年間と限定せず、継続的に支援を行うとともに、補助対象経費に対する補助率を引き上げるなど、財政的支援の拡充が必要である。

- (2) 本市の夜間中学の生徒は、約70%が外国籍であることから、外国人生徒が安心して学習できるよう、ふりがな表示や文の読み上げなどの機能を有するデジタル教科書を無償給与の対象とすることが必要である。

また、夜間中学は設置場所が限られているため、通学距離が長い生徒等には経済的負担が大きい一方で、経済的支援の実施及びその経費負担については、設置自治体及び周辺自治体の取組みに任されている状況である。夜間中学で学ぶ生徒が年齢に関わらず経済的支援を受けることができるよう、現行の就学援助制度と異なる、夜間中学の実態に即した国の支援制度の新設が必要である。

- (3) 夜間中学に通学する生徒は、年齢や国籍、学習歴等が大きく異なるため、これら多様な生徒一人一人のニーズに応えるためには、小規模の生徒集団を多くの教職員で支援したり、きめ細かな日本語指導をしたりする必要がある。

そのため、学級の編制の基準の引下げや教職員配置基準の見直しのほか、外国人生徒に対して丁寧な指導を行えるよう、多言語でコミュニケーションが可能な職員等の配置の拡充が必要である。

[千葉市担当] 夜間中学運営、就学支援制度：

教育委員会事務局学校教育部学事課 Tel 043-245-5927

教科書事務：

教育委員会事務局学校教育部教育指導課 Tel 043-245-5934

職員配置：

教育委員会事務局教育総務部教育職員課 Tel 043-245-5931

16 ICTを活用した学習環境の整備について

令和の日本型学校教育を実現していくため、本市では、全ての児童生徒がGIGAスクール構想で整備した端末を活用し、効果的に学習を進められるよう、これまでの教育実践とICT活用を組み合わせた個々の児童生徒に寄り添う新しいスタイルの学校教育を模索しているところです。また、次期学習指導要領の改訂に向けて、学校における情報教育の更なる充実が検討されていると認識しています。

引き続き、Society 5.0時代を生きる子供たちに相応しい教育環境を、整備・維持していくことが必要であることから、ICTを活用した学習環境の整備を進めるため、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) デジタル教科書全教科導入に向けた支援を行うこと。
- (2) 1人1台端末の利用に不可欠なデジタル教材の導入費用に対して、十分な財政支援を行うこと。
- (3) ネットワーク環境の維持管理に係る費用等について、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。
- (4) ICT支援に係る必要な人材の確保等、教員が日常的にICTを活用できる体制づくりの推進に向け、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

[要望理由]

- (1) 本市では、小学校5・6年生において、令和2年度から英語、令和3年度から社会の指導者用デジタル教科書を導入し、令和4年度は12校を研究推進校として国語、算数、理科を導入した。令和6年度は、全校に社会と英語、研究推進校の12校については国語、算数、理科を導入した。また、中学校1・2年生において、令和3年度より地理・歴史の指導者用デジタル教科書を導入し、令和5年度は12校を研究推進校として中学校1～3年生に国語、数学、理科を導入した。

指導者用デジタル教科書については、資料を即座に表示でき、写真や図表の拡大表示、書き込みが可能なことなどから、**その導入効果が認められており、今後、デジタル教科書が広く普及することが望まれる。**

しかしながら、導入にあたってはライセンス取得に費用負担が発生することから、**財政負担軽減のため、指導者用デジタル教科書導入に対する補助制度の新設が必要である。**

- (2) 現在、GIGAスクール構想に基づき、1人1台端末を有効に活用するために「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」が策定されているが、その範囲は各教科等に共通する学習者支援ツールに限られている。

しかし、学習者支援ツール以外にも、AIを活用したドリルや、CBT(Computer-Based Testing)等のデジタル教材の整備は必要不可欠であり、これらには多額の費用を要する。

よって、財政負担の軽減を図るために、「学校のICT環境整備3か年計画(2025～2027年度)」の対象を、各教科に共通する学習者支援ツールだけでなく、デジタル教材も対象となるよう、制度の改善を要望する。

- (3) 本市では、令和6年度に学習者用デジタル教科書の本格導入及び全国学力・学習状況調査のCBT化を想定した小・中学校等のネットワーク環境を更新したが、安定的な運用を図るには、ネットワーク環境の維持管理に多大な費用が必要となるため、今後も継続的、かつ大幅な支援の拡充を求める。
- (4) 各学校においては、GIGAスクール構想の実現により整備された1人1台端末を活用した個別最適な学習や協働的な学習が進められている。本市では、令和4年度からのGIGAスクール運営支援センターの開設により、効果的にICTを活用できる体制に向けて学校への支援を行ってきた。今後、活用がより一層進むことで、これまでとは異なる支援が必要となることが予想されることが、デジタル教科書の本格的な利用やCBTの推進、さらにGIGAスクール構想第2期が始まることを鑑み、ICT支援に係る人材や支援のための体制について、財政措置を含めた継続的な支援を求める。

[千葉市担当] デジタル教科書導入：

教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5934

デジタル教材の導入：

教育委員会事務局学校教育部教育改革推進課 TEL 043-245-5936

ネットワーク環境の維持管理、ICT支援の人材確保：

教育委員会事務局学校教育部教育センター TEL 043-285-0900

[参 考]

1 指導者用デジタル教科書整備状況（要望項目（1）関連）（単位：百万円）

区 分	令和6年度実績		令和7年度当初	
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)
指導者用デジタル教科書 小学校	42	0	0	0
指導者用デジタル教科書 中学校	0	0	51	0

R7年度の中学校指導者用デジタル教科書

地理・歴史（1・2年生）、公民（3年生）、英語（1～3年生）

対象校 54校（全校） ライセンス期間4年間

R6年度の小学校指導者用デジタル教科書

社会、英語（5・6年生）

対象校 107校（全校） ライセンス期間4年間

R6年度の小学校指導者用デジタル教科書

国語、算数、理科（5・6年生）対象校 12校 ライセンス期間4年間

R5年度の中学校指導者用デジタル教科書

国語、数学、理科（1～3年生）対象校 12校 ライセンス期間2年間

R4年度の小学校指導者用デジタル教科書

国語、算数、理科（5・6年生）対象校 12校 ライセンス期間2年間

R3年度の小学校指導者用デジタル教科書

社会（5・6年生）

対象校 108校（全校） ライセンス期間3年間

R3年度の中学校指導者用デジタル教科書

地理・歴史（1・2年生）

対象校 54校（全校） ライセンス期間4年間

2 AIを活用したドリル及び英語スピーキングソフトに要する費用

（要望項目（2）関連）

（1）令和7年度当初予算

項目	予算額
学習者支援ツール	584,585 千円
AIを活用したドリル（CBT含）	

※5年契約

（2）生成AIを活用した英語スピーキングソフト（参考見積）

ライセンス単価	R8中学校 生徒数 （推計値）	リース期間	費用
11,880円	20,718人	5年間	1,230,649千円

※教師用アカウント費用は、生徒分に含まれる

17 公立学校施設の整備推進について

本市では、公立学校施設について、教育環境の向上や施設の長寿命化を図るため、計画的な整備を推進しております。

については、次の事項に係る財政措置及び国庫補助事業制度の拡充について、強く要望いたします。

(1) 学校施設環境改善交付金（大規模改造、外部改修等）

- ・ 計画事業量に見合った交付金予算額の確保
- ・ リースを補助対象とする制度の拡充
- ・ 建物の部位ごとの工事を補助対象とする制度の拡充
- ・ 配分基礎単価（補助単価）の引き上げ
- ・ 空調設備整備をはじめとした、工事費下限額の引き下げ及び工事費上限額の引き上げ

[要望理由]

本市の学校施設は、約80%が建築後30年以上を経ており、今後、建物内外部や設備配管機器などの更新等、経年劣化に応じた計画的な改修や、屋内運動場の空調設備整備など、より良い教育環境の実現のための取組みが必要である。

今後、増大する施設の老朽化に適切に対応し、児童生徒の安全・安心を確保するための事業を計画的且つ着実に進めていくためには、計画事業量に見合った確実な財源措置が確保されることにより、市費による単独実施または先送りせざるを得ないなどの深刻な事態が生じないことが重要であるとともに、初期費用の軽減、財政負担の平準化及び整備期間の短縮を可能とするリースの活用を、新たな整備手法の一つとして積極的に選択できるようにする制度の拡充が必要である。

また、施設の老朽化対策を進めていくうえでは、給水設備や電気、消防設備等の改修など建物の部位ごとの工事（内部単体工事）を新たに補助対象事業とするとともに、工事費下限額を引き下げる等の制度の拡充や、エレベーター設置等の機能を向上させるための質的整備を着実に進めていくために、実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情に見合った金額への引上げや工事費上限額の引上げ等の制度の拡充が必要である。

[千葉市担当] 教育委員会事務局教育総務部学校施設課 TEL 043-245-5916

[参 考]

1 学校施設環境改善交付金事業の採択状況

採 択 事 業 数	採 択 率
令和5年度：99件 令和6年度：108件	100% 100%

※屋内運動場の空調設備整備のため、令和6年度から空調設備整備臨時特例交付金が設けられた

2 学校施設環境改善交付金事業実績（大規模改造、外部改修等）

（単位：百万円）

令和5年度		令和6年度（実績見込）		増減	
事業費(a)	国費(b)	事業費(c)	国費(d)	事業費(c-a)	国費(d-b)
5,714	1,220	5,032	775	▲682	▲445

※事業費は市単独費を含む小・中・特支学校施設環境整備事業（大規模、外部改修等）決算額

3 実勢価格と大幅に乖離している補助単価の実情

（例）エレベーター設置

R6実勢価格	32,786,000円／箇所
R6補助単価	21,276,400円／箇所
差額（自治体負担）	11,509,600円／箇所

4 工事費上限額を超える事業の実情

（例）長寿命化改良（予防改修）における上限額の超過

	R5（6事業実施）	R6（2事業実施）
事業費	約9億2千万円	約2億5千万円
補助額	上限1億円×6事業＝ <u>6億円</u>	上限1億円×2事業＝ <u>2億円</u>
超過額（自治体負担）	約3億2千万円	約5千万円

18 教育の質を維持・向上するための教職員の確保について

平成29年度に指定都市へ教職員給与負担等に係る事務及び税源が移譲されたことを機に、本市独自の取組みとして、少人数学級か少人数指導を選択できるなど、学校の実情に応じた加配教員の活用を可能としました。また、加配を活用し、小学校における専科教員の配置を積極的に行っているところです。しかし、児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、少人数指導や専科教員による指導の更なる充実が必要です。

さらに、今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の増加が予想されており、日本語指導が必要な児童生徒の実態に即した指導・支援を行うには、教職員の加配がまだ十分とは言えません。

これに加え、通級指導を必要とする児童生徒が年々増加しており、通級指導加配が不足している状況です。

児童生徒によりきめ細かな指導をするには、教職員定数を一層充実させるとともに、教員が本来業務に専念できる環境を確保するため、専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策を推進する必要があります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう強く要望いたします。

(1) 教職員定数の充実

- ・ 少人数指導や専科指導等に係る指導方法工夫改善加配の拡充や、基礎定数化すること。
- ・ 外国人児童生徒等日本語指導等に係る児童生徒支援加配を充実させること。
- ・ 通級指導に係る特別支援教育加配を拡充すること。

(2) 教職員の負担軽減に向けた施策の充実

- ・ 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）や副校長・教頭マネジメント支援員を含む専門スタッフの配置など、教員の負担軽減に向けた施策に対して、より一層の財政措置を講ずること。
- ・ スクールカウンセラーなどの専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること。
- ・ 部活動の地域展開を推進できるよう補助制度の創設及び十分な財政措置を講じること。

[要望理由]

現在、学校では不登校や特別な支援を要する児童生徒への対応など、複雑・多様化した課題が山積しており、教職員が児童生徒と向き合うための時間を十分に確保できない現状がある。また、教職員の長時間労働が常態化しており、本市においては平成31年1月に「学校における働き方改革プラン」を策定し、教員一人ひとりの心身の健康保持を実現し、いきいきと教育活動が行えるようにするための取組みを進めてきた。令和7年3月に本プランの2度目の改編を行い、引き続き、一つ一つの取組みを着実に積み重ねているところであるが、依然として教員の時間外労働時間の縮減は厳しい状況であり、これ以上の負担を強いるのは難しいと考えている。

そのような中、児童生徒の学びを保障するとともに、個別最適な学びを実現するためには、**更なる少人数指導や専科指導教員の充実を図るとともに**、増加が予想される外国人児童生徒や年々増加する通級指導を必要とする児童生徒にきめ細かな対応を図るうえで、本市独自の柔軟な教職員配置を継続・拡充する必要がある。そのためにも、学級編制の標準については、小学校における段階的な引き下げに加え、将来を見据えた採用計画とするため、**教職員加配定数のさらなる充実や、他の加配からの振替によることのない基礎定数化が必要**となっている。

また、学校における働き方改革を推進し教職員の負担を軽減するため、**部活動指導員、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤー、外国語指導助手など専門スタッフの配置について**、国においても新規施策の実施や既存施策の拡充をいただいているところではあるが、**より一層の財政措置及び制度の充実を講ずるとともに**、いじめ、不登校、暴力行為などの生徒指導上の課題に対応するため、**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家については、国庫負担の対象として位置付ける必要がある。**

さらに、中学校教員の負担軽減を進めるためには、部活動の地域展開を確実に進める必要があるが、自治体の財政負担が大きくなることが懸念される。しかしながら、現時点では改革推進期間後の恒久的な補助制度については示されていない。このため、国による補助制度の創設と、自治体に過度な負担が生じないよう十分な財政措置を講じることが必要となる。

[千葉市担当] 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置：

副校長・教頭マネジメント支援員の配置：

教育委員会事務局教育総務部教育職員課 TEL 043-245-5940

外国語指導助手配置：

教育委員会事務局学校教育部教育指導課 TEL 043-245-5937

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用：

教育委員会事務局学校教育部教育支援課 TEL 043-245-5935

部活動指導員・部活動の地域展開：

教育委員会事務局学校教育部保健体育課 TEL 043-245-5941

[参 考]

1 教職員定数（小学校・中学校・特別支援学校）の推移（千葉市）（単位：人）

年度	基礎定数	加配定数	計
令和3年度	4, 0 9 6	2 7 4	4, 3 7 0
令和4年度	4, 1 3 4	2 6 4	4, 3 9 8
令和5年度	4, 1 6 6	2 5 8	4, 4 2 4
令和6年度	4, 1 8 3	2 8 0	4, 4 6 3
令和7年度	4, 1 7 9	2 8 6	4, 4 6 5

2 複雑、多様化する課題について（千葉市）

（1）日本語指導が必要な外国人児童生徒数及び日本語指導を行う教職員配置数（単位：人）

年 度	小学校	中学校	計	日本語指導を行う 教職員配置数
令和3年度	3 3 8	1 2 1	4 5 9	1 8
令和4年度	3 4 8	1 4 3	4 9 1	2 1
令和5年度	4 2 1	1 2 9	5 5 0	2 4
令和6年度	4 7 2	1 6 1	6 3 3	2 5
令和7年度	4 9 8	1 8 6	6 8 4	2 7

（2）通級指導教室児童生徒数（単位：人）

年度	言語(小)	難聴(小)	L D 等(小)	L D 等(中)	L D 等(高)	合計
令和3年度	5 4 4	6 4	1 5 8	9 6	5	8 6 7
令和4年度	5 6 0	6 4	1 5 5	9 0	8	8 7 7
令和5年度	6 0 2	5 6	1 5 8	9 8	1 1	9 2 5
令和6年度	5 9 8	5 5	1 5 1	1 2 2	7	9 3 3
令和7年度	6 6 5	4 1	1 9 6	1 4 6	7	1,0 5 5

3 在校時間の推移

主幹教諭・教諭の勤務時間及び休憩時間を除く1か月あたりの平均在校時間（単位：時間）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	4 3	4 4	4 1	3 7	3 7
中学校	4 9	5 0	5 0	4 5	4 5

4 専門スタッフの配置人数

(1) 教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)

(単位: 人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
228	167	167	167	167

(2) 外国語指導助手 (小・中学校)

(単位: 人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
67	67	72	72	72

(3) スクールカウンセラー (統括スーパーバイザー1人含む)

(単位: 人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
77	79	80	84	87

(4) スクールソーシャルワーカー

(単位: 人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
10	12	12	12	13

(5) 部活動指導員

(単位: 人)

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
35	40	48	54	50

5 事業費

(単位: 百万円)

区 分	令和6年度実績		令和7年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
教員業務支援員 (スクール・サポート・スタッフ)	205	60	288	68	1.13
外国語指導助手	318	-	318	-	-
スクールカウンセラー	207	50	218	50	1
スクールソーシャルワーカー	53	15	58	15	1
部活動指導員	17	5	18	5	1

※百万円未満四捨五入

19 火葬場の整備等に対する支援措置について

全国的に高齢化の進展に伴い火葬需要が増加しており、今後も死亡者数が増加することが見込まれている中、本市を含め多くの地方公共団体では新たな火葬場の整備や既存の施設の拡充が喫緊の課題となっております。

火葬場は市民生活並びに公衆衛生の確保にとって必要不可欠であることはもとより、大規模災害発生時には重要な役割を担う施設となります。

しかし、火葬場の整備等には多額の費用を要する中、そのための国の補助制度や、これに特化した起債制度とその償還に係る交付税措置がないほか、地方交付税上の優遇措置もないため、地方公共団体の大きな負担となっております。

ついては、「墓地、埋葬等に関する法律」において、公衆衛生の見地から、火葬が支障なく行われるよう火葬場の管理について定めている点なども踏まえ、次の事項について、強く要望いたします。

(1) 火葬場整備に対する補助制度や、これに特化した起債制度、地方交付税措置など、必要な財政措置を講ずること

[要望理由]

本市においても、近年死亡者数が増え、既存の火葬場では火葬集中期には、死亡から火葬までに最大で10日間程度の時間を要している状況である。

今後も死亡者数は増加し、2065年には約14,000人と現在の約1.4倍にまで増加する見込みとなっている。

こうした状況の中、開場日や1日あたりの予約受付枠の拡大等に努めてきたところであるが、近い将来には、本市の火葬需要が既存の火葬場の供給能力を超える見込みであり、火葬場の新設を含めた火葬供給力増強に向けた早急な対応が求められているが、多額の財政負担が大きな課題となっている。

「墓地、埋葬等に関する法律」では、公衆衛生の見地から、火葬が支障なく行われるよう火葬場の管理について定めているが、その整備に係る費用については、国の補助制度や、これに特化した起債制度とその償還に係る交付税措置がないほか、地方交付税上の優遇措置もない状況となっている。また、火葬場は市民生活にとって必要不可欠な施設であるが、同様に不可欠な施設であるごみ処理施設や下水道施設、学校等とは異なり、国庫補助制度が存在しない。

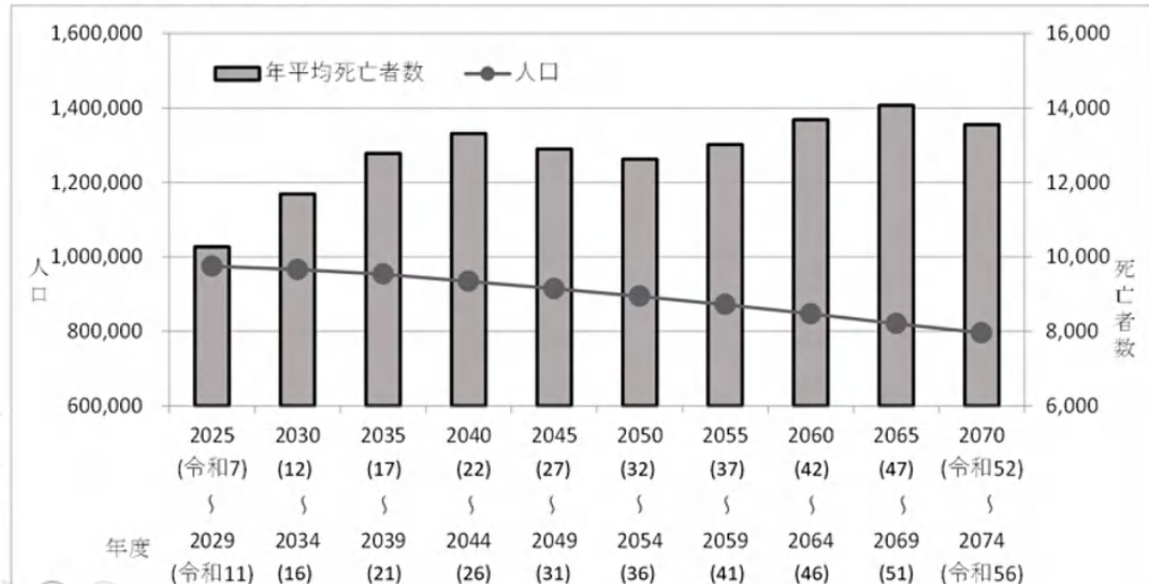
[参 考]

1 本市の死亡者数の推計および将来火葬需要

死亡者数の推計結果

●本市の年平均死亡者数のピークは2040（令和22）年頃の13,318人と2065（令和47）年頃の14,071人の2回。

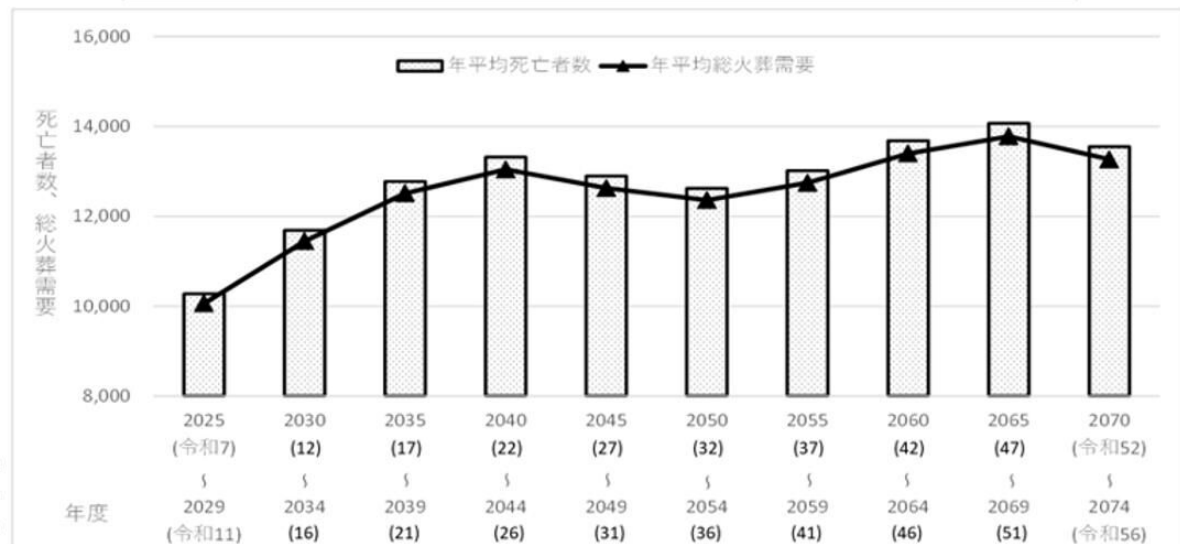
本市の死亡者数は、2025（令和7）年頃の10,275人から漸増し2040（令和22）年頃に13,318人でピークとなるが、その後一旦減少し2050（令和32）年頃に12,622人となり、その後再び増加して2065（令和47）年頃に14,071人でピークとなり、以降漸減すると推計された。



将来火葬需要

●本市の年平均総火葬需要のピークは2040（令和22）年頃と2065（令和47）年頃（年間13,779件）の2回。

本市の総火葬需要は、2040（令和22）年頃にピークを迎え、その後一旦減少するが、再び増加し2065（令和47）年頃に年間13,779件に達してピークを迎え、その後は漸減すると推測された。



20 介護保険制度の円滑な実施について

本市では、後期高齢者数の増加に伴う介護給付費の増大により、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の第1号被保険者の介護保険料は、介護給付準備基金の残高16億円を全額活用したものの、月額基準額で900円（前期比16.7%）の大幅な引上げとなりました。

今後も介護給付費の更なる増大が見込まれますが、第1号被保険者の保険料負担及び基金の活用はともに限界に達しています。

また、介護サービスを必要とする方が増加するなか、生産年齢人口は減少し続け、介護の現場を支える介護人材の不足は一層深刻化しています。

については、介護保険制度の円滑な実施のため、次の事項について、強く要望いたします。

- （1）介護給付費の財源に占める国の定率分の負担割合を20%から25%に引き上げるとともに、調整交付金については、国の負担割合25%とは別枠での措置とすること。
- （2）介護人材の確保及び定着のため、処遇改善や、物価高騰を踏まえた適切な介護報酬を設定すること。

[要望理由]

- （1）後期高齢者数の増などに伴い、介護給付費が増大する一方、保険料を負担する第1号被保険者自体は微増に留まること、保険料の上昇抑制のために活用できる介護給付準備基金の残高が十分ではないことなどから、第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の保険料は、月額基準額で900円の大幅な引上げとなった。

一方、市町村間の財政力格差を解消する目的で交付される国の調整交付金については、全国平均で交付割合が5%となるが、本市は3%程度に留まっており、その差分は第1号保険料又は介護給付準備基金からの繰入れで賄っている。今後も介護給付費の更なる増大が見込まれるなか、第1号被保険者の保険料負担及び基金の活用は限界に達していることから、国庫負担の拡充は不可欠である。

- （2）本市では、介護人材が令和8年（2026年）に約1,700人、令和22年（2040年）に約4,200人不足する見込みであり、今後ますます人材不足が深刻化することから、処遇改善や物価高騰をふまえた適切な介護報酬の設定などの対策を講ずる必要がある。

[参 考]

1 第1号保険料(月額基準額)の推移

計 画	第1期	第6期	第7期	第8期	第9期
期 間	H12-H14	H27-H29	H30-R2	R3-R5	R6-R8
保険料	3,000円	5,150円	5,300円	5,400円	6,300円
前期比	—	5.4%	2.9%	1.9%	16.7%

2 調整交付金の交付状況

(単位:百万円)

		R2	R3	R4	R5	R6見込
調整交付金	交付割合	3.38%	2.58%	3.06%	3.59%	3.64%
	交 付 額	2,225	1,731	2,149	2,635	2,772
交付割合5%との差額		▲1,066	▲1,624	▲1,362	▲1,035	▲1,036
介 護 給 付 費 総 額		65,417	68,102	70,972	74,461	78,352

※交付割合5%との差額は第1号保険料又は介護給付準備基金からの繰入金で補填

※令和6年度の介護給付費総額は見込額

3 介護人材の不足見込

	需要見込 (A)	供給見込 (B)	不足人数 (A)－(B)
R8年 (2026年)	16,729人	15,021人	1,708人
R22年 (2040年)	19,124人	14,900人	4,224人

※第9期介護保険事業計画の介護サービス見込量に基づき
千葉県が推計した介護人材の必要数をもとに試算

21 医療的ケア者支援に係る財政措置について

医療的ケア者への支援については、専門性が求められ、支援を行う事業者が人材の確保等を行う負担が大きいことから、既存の事業所の経営の安定化を図り、新規参入を促すために十分な財政的支援を行う必要があります。

については、次の事項に係る報酬改定について、強く要望いたします。

(1) 障害者総合支援法に基づく報酬改定

ア 生活介護の基本報酬に医療的ケア者の支援の負担を評価する区分を設けること。

イ 福祉型短期入所サービスについても、医療型短期入所サービスの医療型短期入所受入前支援加算と同様の加算を設けること。

[要望理由]

(1) 令和3年度の報酬改定において、障害児通所サービス（児童発達支援・放課後等デイサービス）には、厚生労働科学研究において開発された新たな医療的ケア判定スコアに基づき、医療的ケア児への支援の負担を評価した基本報酬が設定された。しかし、障害者の通所サービスである生活介護においては、医療的ケア者への支援の負担を評価した基本報酬は設定されず、令和6年度の報酬改定においても設定されなかった。

障害児と障害者は年齢や体の大きさ等の差があるものの、同種同程度の医療的ケアが必要な方であれば、障害者であっても障害児と同等の支援の負担が発生すると推測されるが、生活介護において医療的ケアを評価する報酬区分が設けられなかったことにより、支援に同程度の負担に係る利用者について、児童発達支援と生活介護とで、一日一人あたり最大約2万円の差が発生している状況である。

そのため、定員10人の生活介護事業所の場合、同規模の児童発達支援に比べ、年間最大5,000万円程度の収入減となり、医療的ケア者を受け入れた場合にも十分な報酬が得られず、新規参入のハードルともなっていることから、医療的ケア者を受け入れる事業所の経営の安定化及び新規参入を促すためにも、障害児通所サービスと同様に医療的ケア者への支援の負担を評価する基本報酬区分を設定する必要がある。

(2) 令和6年度報酬改定で医療型短期入所においては、医療的ケア児者が短期入所事業所を利用する前の医療的ケア手技等の確認調整を評価した「医療型短期入所受入前支援加算」が創設されたが、福祉型短期入所には設定されなかった。

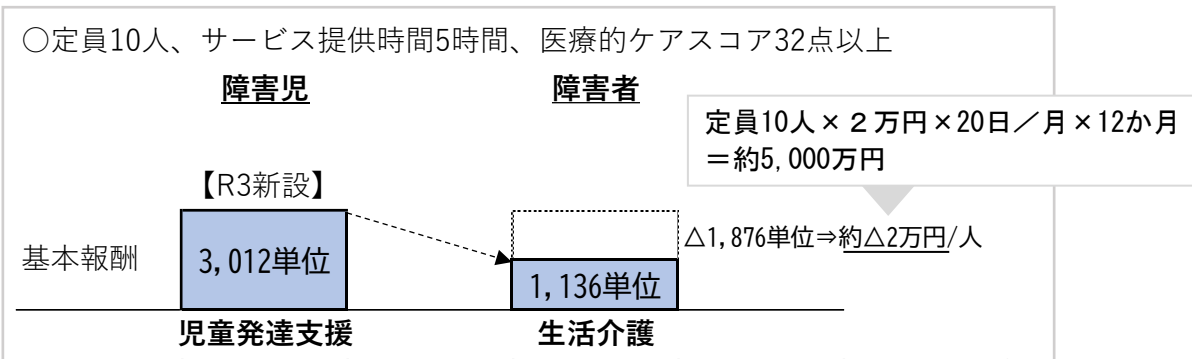
同様の受け入れ前の支援は福祉型短期入所にも必要なものであり、福祉型短期入所における医療的ケア児者の受け入れの安全性を高め、医療的ケア児者を受け入れる短期入所の裾野を広げるため（令和5年度に本市が実施した医療的ケア児者及び重度心身障害児者の実態調査においても、利用したいが利用できていない

障害福祉サービスとして短期入所をあげる方が最も多かった。)にも、同様の加算を福祉型短期入所にも創設する必要がある。

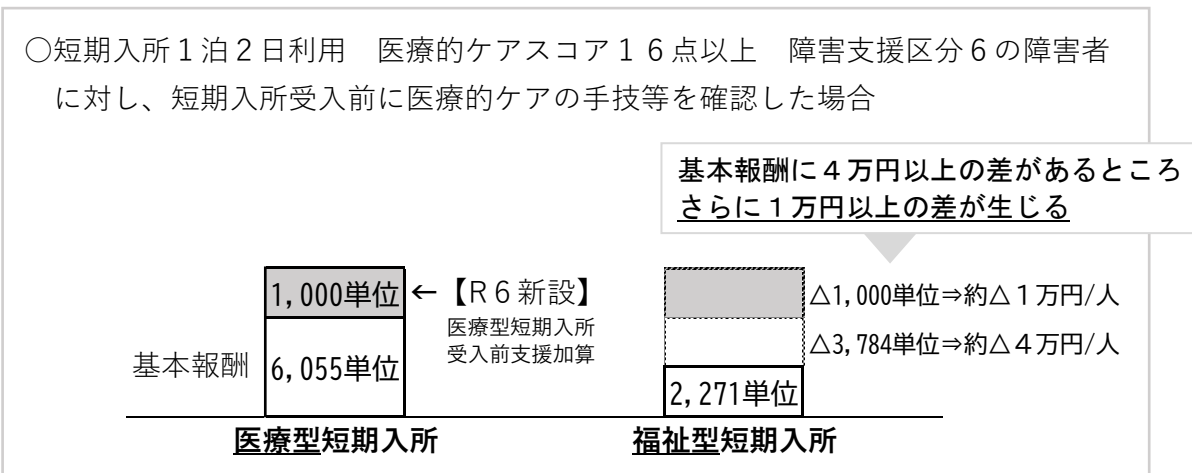
[千葉市担当] 保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 Tel 043-245-5253

[参 考]

(1) ア 児童発達支援と生活介護の報酬比較 (1日/1人あたり)



(2) イ 医療型短期入所受入前支援加算



(3) 政令市における単独助成の状況

【単独助成を実施する政令市】

サービス種別	札幌	仙台	横浜	川崎	相模原	新潟	名古屋	大阪	堺	神戸
障害児入所								○		
障害者入所			○	○			○			
短期入所	○	○	○	○			○	○	○	○
共同生活援助		○		○		○			○	○
生活介護		○	○	○	○		○		○	○
児童発達支援					○		○			○
放課後等デイ					○					○
療養介護					○			○		
その他		○			○					

※令和7年3月に実施した政令市調査の結果による

22 特別児童扶養手当制度の抜本的な見直しについて

特別児童扶養手当の認定請求件数に対する却下件数の割合（以下「却下率」といいます。）について、実施主体である都道府県、指定都市の間で大きな差が生じており、これは障害程度認定基準の一部が極めて抽象的であることなどが原因と考えられます。

法定受託事務である特別児童扶養手当の受給資格の認定について、このような状況が続くことは、制度全体に対する信頼性を大きく揺るがしかねないものです。

ついては、特別児童扶養手当制度の信頼性及び公平性を確保するため、次の事項について強く要望します。

- （１）児童の障害程度の認定について、認定請求者、地方自治体いずれにとっても明確かつ明瞭なものとし、制度の信頼性を高めるため、診断書から定量的に判断できる仕組みの導入などにより、障害程度認定基準及び診断書様式を抜本的に見直すこと。

[要望理由]

特別児童扶養手当の受給資格の認定において最も重要なのは、対象児童の診断書の内容について、障害程度認定基準に則り、実施主体に置かれた医師による審査を踏まえ、実施主体が決定する障害程度の認定である。現状の主な要因として、特に精神障害に係る区分について、障害程度認定基準や診断書の記載項目が極めて抽象的であり、実施主体ごとに障害の重症度の判断にばらつきが生じていることが考えられる。

同一の障害程度であれば、どの実施主体が判断しても同じ結果となるよう、受給資格の審査において最も重要な障害程度認定基準及び診断書様式について、抜本的な見直しを求めるものである。

[参 考]

1 特別児童扶養手当の認定請求に対する却下率

都市名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
札幌市	35.0%	12.2%	15.3%	4.4%	3.9%	5.9%	5.9%	3.2%	2.1%
仙台市	2.9%	12.1%	6.3%	6.6%	7.1%	2.4%	5.3%	3.8%	10.6%
さいたま市	1.2%	1.1%	1.0%	0.4%	1.4%	0.4%	1.1%	0.3%	4.7%
千葉市	19.4%	34.3%	43.7%	36.7%	39.7%	37.6%	32.8%	31.0%	20.1%
横浜市	4.7%	3.9%	4.8%	4.2%	63.5%	62.2%	62.6%	58.2%	49.2%
川崎市	8.7%	15.5%	15.4%	12.5%	7.6%	11.1%	8.8%	8.2%	9.1%
相模原市	5.1%	2.4%	4.9%	5.3%	5.2%	8.4%	6.8%	10.4%	9.5%
新潟市	5.0%	3.7%	10.1%	5.5%	3.5%	4.5%	2.7%	1.6%	3.2%
静岡市	19.6%	12.2%	9.0%	1.6%	2.3%	1.1%	1.2%	0.6%	1.6%
浜松市	2.9%	1.7%	5.0%	6.3%	2.7%	7.8%	8.1%	9.5%	7.4%
名古屋市	0.0%	0.6%	1.1%	0.2%	0.8%	0.9%	0.3%	0.5%	0.9%
京都市	1.9%	1.9%	2.1%	2.2%	2.9%	3.8%	2.9%	2.0%	4.4%
大阪市	1.0%	0.6%	0.0%	12.8%	6.3%	9.7%	8.5%	10.1%	9.0%
堺市	1.9%	2.8%	3.4%	14.3%	7.4%	7.2%	7.6%	11.1%	7.4%
神戸市	4.2%	3.0%	2.6%	1.5%	2.2%	0.9%	1.7%	3.8%	4.4%
岡山市	6.6%	7.7%	9.7%	6.8%	8.6%	4.8%	8.7%	5.8%	4.3%
広島市	4.1%	4.8%	5.3%	4.7%	6.7%	20.5%	19.4%	7.7%	7.9%
北九州市	4.9%	0.6%	5.7%	4.7%	9.5%	2.3%	4.3%	2.1%	4.3%
福岡市	0.2%	1.6%	2.2%	3.7%	6.5%	12.0%	10.7%	7.7%	5.5%
熊本市	6.0%	14.7%	16.6%	7.3%	7.5%	9.3%	1.9%	1.7%	2.2%
指定都市(平均)	6.8%	6.9%	8.2%	7.1%	9.8%	10.6%	10.1%	9.0%	8.4%
都道府県(平均)	6.0%	7.1%	7.4%	7.7%	8.2%	7.8%	7.9%	7.3%	7.2%

※1 「福祉行政報告例（厚生労働省）」を基に作成

※2 H27.4～地方分権改革に係る第4次一括法により都道府県から指定都市へ権限移譲

2 診断書様式・障害程度認定基準

(1) 診断書様式（知的障害・精神の障害用）【抜粋】

現	現在の病状又は状態像		左記の状態について、その程度・症状・処方薬等を具体的に記載してください。
	⑧ 発達障害関連症状	1 相互的な社会関係の質的障害 2 言語コミュニケーションの障害 3 限定した常同的で反復的な関心と行動 4 その他（ ）	
	⑪ 問題行動 及び 習癖	1興奮 2暴行 3多動 4拒絶 5自殺企画 6自傷 7破衣 8不潔 9放火・弄火 10器物破壊 11徘徊・浮浪 12盗み 13性的逸脱行動 14排泄の問題（尿失禁、便失禁、便こね、その他） 15食事の問題（拒食、異食、大食、小食、偏食、その他） 16その他（ ）	
	⑬ 日常生活能力の程度 (必ず記入してください)	1 食事 (全介助・半介助・自立) 2 洗面 (全介助・半介助・自立) 3 排泄 (おむつ必要・おむつ不要) (全介助・半介助・自立) 4 衣服 (脱げない・着れない・ボタン不能・自立)	5 入浴 (全介助・半介助・自立) 6 危険物 (全くわからない・特定の物、場所はわかる・大体わかる) 7 睡眠 (夜眠らず騒ぐ・時々不眠・寝ぼける・問題なし)
症	上記の内容を具体的に記載して下さい。		

(2) 障害程度認定基準【抜粋】

D 知的障害

- (1) 知的障害とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に持続的な支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるものをいう。
- (2) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	知的障害があり、食事や身のまわりのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの

なお、この場合における精神発達遅滞の1級と2級の程度を例示すれば、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下のものが1級に、おおむね50以下のものが2級に相当すると考えられる。

- (3) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。
- また、知的障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

E 発達障害

- (1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。
- (2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して認定を行う。
- また、発達障害とその他認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。
- (3) 各等級に相当すると認められるものを一部例示すると次のとおりである。

障害の程度	障害の状態
1 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの
2 級	発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

- (4) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

23 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の実効性を高めるための所要の措置について

本市では、国民生活を支える最後のセーフティネットである生活保護の適正実施に努めておりますが、高齢化の進展やコロナ禍における景気の低迷により、受給者が増加しております。

令和6年の生活保護法の改正等は、自治体の提案意見が十分反映されているものとは言えません。

また、生活困窮者自立支援制度については、法施行後10年以上が経過し、制度が認知されたこと等により利用者が大幅に増加するなど、各種事業の実施に伴う自治体の財政負担が増えております。

さらに、地方が就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）を実施するにあたっては、引き続き幅広い事業者の参入を進める仕組みづくりが必要であります。

については、両制度を真に実効ある制度とするため、国の責任において次の事項に対応するよう、強く要望いたします。

（１）生活保護制度について

ア 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、金融機関等への回答を義務付けするなど、生活保護の更なる適正化を推進するために、法改正等の必要な措置を講ずること。

イ 令和6年10月1日に施行された「子どもの進路選択支援事業」の国庫補助金額及び国庫補助率の設定にあたっては、各自治体の被保護者数を考慮した上で、一律に取り扱うことなく地方の実情に応じたものにする。

（２）生活困窮者自立支援制度について

ア 就労訓練事業に参入する事業者への優遇措置については、社会福祉法人等だけに認められている税制優遇を株式会社やNPO法人等にも拡大するなど、多種多様な事業者の更なる積極的な参入を促進する仕組みづくりを構築すること。

イ 自立相談支援事業をはじめとする各種事業については、法施行後10年以上が経過し、各種事業の利用

者の増加等により事業実施に係る費用が毎年増加しており、今後も増加が見込まれる。については、各自治体が、地域の実情に応じて実効性のある事業を実施するための十分な基準額及び国庫負担・補助率を設定すること。

(3) 両制度に対する財政措置について

生活保護制度と生活困窮者自立支援制度が一体として十分実効性が担保され、持続性があるものとなるよう、本来、全額国庫負担とすべきものであることも踏まえ、地方負担の増加に対し、人件費を含めた所要の財源について特段の措置を講ずること。

[要望理由]

(1) 生活保護制度について

ア 生活保護法第29条に基づく資料の提供規定について、官公署等の一部については回答を義務付ける規定が設けられている一方で、金融機関や生命保険会社及び被保護者等の雇用主等については、報告の求めができるという規定のみとなっている。そのため、金融機関等が資料提供の求めに応じない場合には、被保護者等に関する資産状況の把握が適切に行えない状況に陥る可能性があり、不正受給の発覚を免れる事案が生じるなどの支障をきたすことになる。

一方で、税務事務においては、国税通則法では罰則規定を設けた上で調査対象者は正当な理由なく調査を拒むことができないとされており、また、生活保護法第78条及び同法第63条の一部では「国税徴収の例により徴収することができる。」と規定されている。このことから、生活保護制度も税務事務と同等の調査権限を与えられて然るべきと考える。

これらの状況を踏まえ、生活保護制度の更なる適正化を推進するために、金融機関等への回答義務付けが必要である。

イ 「子どもの進路選択支援事業」は、生活保護法第55条の10に新たに規定されたが、事業の対象としている子どもの年齢層が明確に定められておらず、自治体の創意工夫による積極的な取組みが可能な制度となっており、貧困の連鎖を防止する事業として、効果が期待されるものである。

しかしながら、本事業の国庫補助基準額は1自治体あたり3,000千円程度とされ、自治体ごとの被保護者数が考慮されているとは言えず、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造となっている。しかしながら、当該事業の需要は都市部において多く発生するものであり、一律に補助金額を設定することは実態にそぐわないものである。

このような状況を踏まえ、当該事業を真に実効性のある事業として実施するために、国庫補助基準額や補助率の見直しが必要である。

(2) 生活困窮者自立支援制度について

ア 平成27年度の税制改正において、認定就労訓練事業者に対する、固定資産税、都市計画税、不動産取得税に係る税制上の優遇措置の対象に株式会社やNPO法人等が含まれておらず、認定状況を見ても、社会福祉法人の数に対し、NPO法人や株式会社の数は少ない。また、政令指定都市のうち認定事業所数

が25以下の自治体は令和5年3月時点で15自治体となっており、地域の実情に合わせた事業実施のためには、より幅広い事業者の積極的な参入を促すためのインセンティブが必要である。

イ 現状の自立相談支援事業等に係る国庫負担・補助基準額については、人口が増えるほど、人口1人当たりの基準額が逡減する設定になっており、人口が多い都市ほど需要からかけ離れる構造になっている。しかしながら、当該事業の需要は都市部において多く発生するものであり、現状は、実態にそぐわない人口規模区分となっている。

また、法施行後10年以上が経過し、制度が広く認知されたこと等により、利用者が大幅に増加し、実施体制の拡充が必要となっている。一方で、国庫負担・補助率については支援実績加算が設けられるなど、多少の改善が見られたものの加算の基準となる標準支援件数が実態と乖離しており、自治体の負担額の増加を十分に緩和する内容となっていない。

このため、事業の実効性を担保する上では、人口区分単位ではなく、1人あたりの単価にすることや実態に即した加算の基準設定など十分な基準額を設定するとともに、国庫負担・補助率の見直しが必要である。

(3) 両制度に対する財政措置について

平成26年度まで全額国庫補助により実施されてきた生活保護の就労支援事業や、生活困窮者自立支援法の各事業において、地方負担が生じている。両制度は互いに関係性が強く、一体のものとして実施できるだけの財政措置が必要である。

[千葉市担当] 保健福祉局保護課 Tel. 043-245-5165

[参 考]

1 生活保護受給世帯・人員・保護率・保護費の推移 (単位：世帯、人、‰、百万円)

年度	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
世帯数	16,939	17,252	17,655	17,776	17,859	17,718
人 員	20,919	21,095	21,488	21,508	21,484	21,123
保護率	21.5	21.6	22.0	22.0	21.9	21.4
保護費 (H20年度 を100と した場合)	35,030 (169.8)	35,133 (170.3)	35,370 (171.4)	36,162 (175.3)	37,027 (179.4)	36,807 (178.4)

※世帯数、人員及び保護率は年度平均

※令和6年度の保護費は見込み額

2 ケースワーカーの配置数の推移 (単位：人、世帯／人)

年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
現員数	190	194	198	200	201	205
標準数	206	212	215	216	216	215
不足数	△16	△18	△17	△16	△15	△10
一人当り 世帯数	88	88	88	88	88	86

※各年度4月1日現在

3 本市が行う自立支援の取組み(被保護者が対象) (単位：人、円)

事業名	事業開始年月	年度	相談員数等	対象者数等	就労者数	保護費削減額
被保護者 就労支援事業	H22.10～	H29	21	2,666	943	129,127,781
		H30	21	2,844	956	151,687,607
		R 元	21	2,271	909	132,047,439
		R 2	24	2,461	765	102,628,087
		R 3	24	2,553	916	141,577,975
		R 4	24	2,267	1,032	149,024,028
		R 5	24	1,995	908	151,051,376
		R 6	24	1,931	890	143,501,746
被保護者就労 準備支援事業	H23.4～	H29	3	54	—	—
		H30	3	42	—	—
		R 元	2	77	—	—
		R 2	2	127	—	—
		R 3	2	175	—	—
		R 4	2	160	—	—
		R 5	2	161	—	—
		R 6	2	103	—	—

4 本市の被保護世帯における児童・生徒数 (単位：人)

	小学生	中 1	中 2	中 3	高 1	高 2	高 3
R 6	532	104	106	112	70	98	91

※令和6年6月18日現在

5 本市が行う生活困窮者自立促進支援事業実績

(単位:人)

年度	区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	合計
H29	新規相談	449		477	265			1,191
	就労準備支援	37		12	9			58
	家計相談支援	68		60	12			140
	その他支援	152		188	48			388
	学習支援	27		31	8			66
	就労者	91		69	9			169
H30	新規相談	516		658	542			1,716
	就労準備支援	42		36	18			96
	家計相談支援	64		76	43			183
	その他支援	157		136	108			401
	学習支援	46		57	46			149
	就労者	77		28	10			115
R元	新規相談	744		848	710			2,302
	就労準備支援	67		52	22			141
	家計相談支援	97		119	84			300
	その他支援	214		181	170			565
	学習支援	57		42	36			135
	就労者	72		38	16			126
R2	新規相談	1,486	431	948	944	275		3,809
	就労準備支援	49	23	53	27			152
	家計相談支援	86	25	125	111			347
	その他支援	485	236	221	183			1,125
	学習支援	-	-	-	-			267
	就労者	99	6	41	20			166
R3	新規相談	1,339	781	1,001	949			4,345
	就労準備支援	35	29	58	21			154
	家計相談支援	50	62	91	111			344
	その他支援	490	458	304	262			1,535
	学習支援	-	-	-	-			296
	就労者	73	47	27	43			192
R4	新規相談	473	585	609	495	395	207	2,764
	就労準備支援	26	34	33	20	28	11	152
	家計相談支援	54	96	82	86	63	27	408
	その他支援	255	196	203	132	54	64	904
	学習支援	-	-	-	-	-	-	319
	就労者	46	53	31	41	20	11	202
R5	新規相談	471	666	538	557	424	227	2,883
	就労準備支援	35	41	36	27	36	12	187
	家計相談支援	56	128	91	104	60	69	508
	その他支援	172	152	131	108	39	59	661
	学習支援	-	-	-	-	-	-	314
	就労者	31	56	32	40	19	11	189
R6	新規相談	443	612	662	658	464	250	3,089
	就労準備支援	21	36	39	29	14	9	148
	家計相談支援	95	154	123	153	56	65	646
	その他支援	150	129	177	86	60	50	652
	学習支援	-	-	-	-	-	-	324
	就労者	38	45	19	30	16	10	158

※生活自立・仕事相談センター若葉はH29年7月に、生活自立・仕事相談センター花見川はR2年9月に、生活自立・仕事相談センター緑はR3年9月に、生活自立・仕事相談センター美浜はR4年9月に開設。

6 事業費

(単位:百万円)

区 分	令和6年度当初		令和7年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
生活保護事業費	37,500	27,607	37,800	27,832	1.008

※国費の算定基準：{事業費－（法第63条・法第78条調定額－不納欠損額）} × 3 / 4

24 国民健康保険制度への支援措置等について

国民健康保険制度は、他の被用者保険制度と異なり、高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの保険者は不安定な財政運営を余儀なくされています。

平成30年度、国保の運営が広域化され、それに併せて公費も拡充となり、財政基盤の強化等の措置が講じられた結果、収支不足の繰入れも解消しました。

しかしながら、これらの公費拡充の効果は限定的であり、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増により、国保の財政は厳しい状況が見込まれます。

特に、低所得者層や中間所得者層の保険料負担は、今後更なる増加が見込まれます。

したがって、国民健康保険制度を真に持続可能なものとするためには、更なる支援措置が必要であります。

ついては、国の責任において次の事項に対応するよう特段のご配慮をお願いします。

- (1) 国保の財政基盤を強化するため、国と地方の協議において公費投入の合意がなされた毎年3,400億円の財政支援を確実に実施すること。
また、これらの財政支援が講じられても、国民健康保険事業の安定的な運営と低所得者層や中間所得者層の保険料負担軽減を図るためには不十分であるため、国庫等の公費負担の更なる引き上げ措置を講ずること。
- (2) 地方単独事業として実施している、心身障害者及びひとり親家庭への医療費助成に伴う、国民健康保険国庫負担金減額調整措置をすべて廃止すること。
- (3) 新たに創設する「子ども・子育て支援金」の追加に当たっては、国民健康保険制度の財政に影響が及ぶことがないように、必要な財政措置を講ずること。

[要望理由]

- (1) 国民健康保険料は他の被用者保険と異なり、事業主負担が無い場合、本人負担が重いことから、保険料の負担軽減を図るには、広域化に併せて実施された公費拡充では不十分であり、国保制度を真に持続可能なものとするためには、更なる公費の拡充が不可欠である。
- (2) 障害者等への医療費助成は、本来、国が主体的に取り組むべきものであり、国庫負担金の減額調整措置は、すべて廃止する必要がある。
- (3) 少子化対策の財源の一部として、令和8年度に創設される「子ども・子育て支援金」により保険料負担は増すこととなるが、負担増に伴う収納率の低下等により、県に支払う納付金の主たる財源となる保険料の確保が困難となることで、国民健康保険財政がより逼迫し、被保険者等の更なる負担増を招くことが懸念されることから、必要な財政措置を講ずるべきである。

[千葉市担当] 保健福祉局医療衛生部健康保険課 TEL 043-245-5143

[参 考]

1 1人当たり保険給付費の推移



※保険給付費：医療費に対する保険者負担分等（審査支払手数料を除く）

2 保険料改定率の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
全体	1.4%	1.3%	2.9%	1.8%	2.2%
医療・支援金分	1.4%	0.7%	3.0%	2.0%	2.4%
介護分	1.5%	7.6%	1.3%	0.0%	0.0%

3 1人当たり平均保険料と所得に占める割合（令和3年度）

保険者	保険料（所得に占める割合）	平均所得
市町村国保	8.9万円（9.6%）	93万円
協会けんぽ	12.2万円（7.2%） ※	169万円
組合健保	13.5万円（5.7%） ※	237万円

※本人負担分の保険料
出典：国保中央資料

4 保険料軽減対象世帯の推移

区 分			R3	R4	R5
国 軽 減 制 度	7割	世帯数	35,282	35,097	35,139
		割合(%)	27.9	28.6	29.8
	5割	世帯数	15,152	14,894	14,141
		割合(%)	12.0	12.2	12.0
	2割	世帯数	14,809	13,976	13,289
		割合(%)	11.7	11.4	11.3
	合計	世帯数	65,243	63,967	62,569
		割合(%)	51.6	52.2	53.0

5 国庫負担金減額の推移

(単位：千円)

	R元	R2	R3	R4	R5
障害者への医療費分	212,000	201,000	203,000	185,000	199,000
ひとり親家庭への医療費分		5,000	23,000	22,000	24,000
計	212,000	206,000	226,000	207,000	223,000

※ひとり親家庭への医療費助成は令和2年11月から実施

(参考)	R元	R2	R3	R4	R5
子どもへの医療費分	23,000	16,000	13,000	16,000	14,000

※子どもへの医療費助成は令和6年度から減額廃止

6 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

	加入者一人当たりの支援金額		
	令和8年度見込み	令和9年度見込み	令和10年度見込み
国民健康保険 (市町村国保)	250円 〔(参考) 一世帯あたり 350円〕	300円 〔(参考) 一世帯あたり 450円〕	400円 〔(参考) 一世帯あたり 600円〕

※R6.3 こども家庭庁 支援金制度等準備室 による推計

25 2050年ネット・ゼロに向けた事業者への 取組支援及び暮らしの脱炭素化促進のための 基盤整備について

本市では、2050年ネット・ゼロの実現にあたり、市内温室効果ガス排出量の約6割を占める産業部門の取組みが重要であると認識しているところです。

国においては、地球温暖化対策計画、エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンを一体的に、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現に取り組んでいます。特に、GX2040ビジョンでは、産業構造、産業立地、エネルギー等の観点からGX投資の中長期的な方向性を示しており、産業部門においては、こうした企業に向けた働きかけや支援のさらなる加速と充実が、市内産業の脱炭素化や産業競争力の維持・拡大に資するものと考えます。

また、業務部門や家庭部門における温室効果ガスの削減に向けては、一人ひとりの行動変容が必要不可欠であり、ライフスタイルの転換や暮らしの脱炭素を促進することが2050年ネット・ゼロにつながると考えます。

つきましては、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 産業部門における大幅な二酸化炭素排出量の削減に向け、「分野別投資戦略」で示された各分野への設備投資や中小企業のGXなどを進めるため、財政支援を着実に実施すること。
- (2) 再生可能エネルギーの地産地消を進めるために、政府調達に関する協定(WTO政府調達協定)の適用について見直しを実施すること。
- (3) 家庭部門における行動変容を促すための脱炭素推進に係るポイント付与事業を構築し、国において必要な財源を確保すること。

[要望理由]

- (1) 千葉市における温室効果ガスのうち、産業部門からの排出量は総排出量の約6割を占めており、2050年ネット・ゼロを目指すには、産業部門の企業における脱炭素化への取組みが大変重要となる。

区域内の事業所によっては、地方自治体の区域によらず企業全体として日本全国または世界規模での2050年ネット・ゼロを目指している場合があり、地方自治体単体での支援には限界がある。

環境分野におけるイノベーションを促し、ビジネス機会の創出、技術開発力の向上、民間事業者による持続的な環境産業の発展を図ることで、環境と経済の好循環が実現できる。

- (2) 再生可能エネルギーの地産地消を進めるために、市有施設に市内産の再生可能エネルギーの導入を検討しているが、政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）では、産地の指定を禁じているため、障害となっている。
- (3) 脱炭素型ライフスタイルへの転換を図るためには、市民の方々に具体的な行動を知っていただき、一人ひとりができることから取り組んでいただく必要がある。

現在、国で展開しているデコ活や本市でも推進しているゼロカーボンアクションのように具体的な行動を示し、意識醸成・行動変容を促していく必要がある。

マイナポイント制度のように、実効性があり利便性の高い基盤整備を進めることで、気候変動への適応や脱炭素につながる行動を知る機会を提供するとともに、より効果的な利用者への支援（インセンティブ）に繋がるものと考え

[千葉市担当] 環境局環境保全部脱炭素推進課 TEL 043-245-5263

26 持続可能なプラスチックリサイクルシステムの構築について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の令和4年4月1日の施行を受け、プラスチック製容器包装廃棄物に加え、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化が進められていくことが見込まれます。

については、循環経済への移行に向け3R+Renewableの取組みを推進し、使用済プラスチック資源の効果的・効率的で持続可能な回収・再生利用を社会全体で実現していくため、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 循環型社会形成推進基本法の理念に沿って、発生抑制・再使用を優先させるため、規制的手法と組み合わせる炭素税等の経済的手法の導入など、循環利用される量を最適化する仕組みについて検討すること。
- (2) 拡大生産者責任の考え方に基づき、自治体と事業者の役割分担及び経費負担について見直すなど、プラスチックリサイクル制度を再構築すること。
- (3) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対して講じられている特別交付税措置については、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じること。
- (4) プラスチックの分別を容易にし、高品質かつ効率的なリサイクルを推進するため、プラスチック製品の使用材料の表示を義務化すること。
- (5) 民間事業者による再商品化施設の計画的な整備を支援するなど、リサイクルルートの充実強化を図ること。
- (6) 使用済プラスチック資源の再商品化の支障となる、小型充電式電池（リチウムイオン電池等）使用製品の実効性ある処理対策を講じること。

[要望理由]

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行により、プラスチック製品の設計及び製造、販売等の段階における 3 R + R e n e w a b l e の取組みを推進するとともに、各自治体において、プラスチック製容器包装廃棄物及びプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を進めていくことが求められている。

- (1) 循環型社会形成推進基本法に規定する廃棄物等の発生抑制や循環資源の再利用を優先する基本原則を踏まえ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を減らしていくことが求められる。

また、GX2040ビジョンに基づき、サーキュラーエコノミーの推進や成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度が措置されるが、2030～2040年度の温室効果ガス削減目標を目指し、実効性ある施策展開が望まれる。

- (2) プラスチックのリサイクル経費の多くの部分を占める収集運搬費、選別・圧縮・梱包等の中間処理費や、消費者及び住民に対する周知啓発にかかる経費が自治体負担となっていることに加え、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に要する経費も自治体負担とされている。リサイクルシステム全体における事業者の負担が軽いことが、使い捨て容器の製造削減、過剰包装の見直し等が進まない原因のひとつとなっているとともに、自主回収・再資源化事業計画の認定実績は少数にとどまっていることから、**プラスチック使用製品廃棄物に対する製造事業者等の自主回収・再商品化の実施責任及び再商品化に要する経費の支払い責任について明確化する必要がある。**
- (3) プラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に要する経費に対しては特別交付税措置が講じられているが、当該分別収集等は市区町村に対し課せられた努力義務であり、**すべての市区町村があまねく取り組んでいくべきものであることから、分別収集の普及状況等を踏まえて普通交付税措置への移行を検討するなど、状況に応じた適切な財政措置を講じる必要がある。**
- (4) プラスチックにかかる識別マークは、消費者がごみ分別する際に判別するためのよりどころとなる情報であり、高品質かつ効率的なリサイクルを推進するためには、製品プラスチックにも表示を義務付ける必要がある。
- (5) 今後、分別収集・再資源化されるプラスチックの量が大幅に増加すると見込まれることから、処理能力不足や地域偏在が生じないように、各自治体からの移送距離ができるだけ短くなるように**再商品化施設を配置していくことが重要であり、民間施設の整備及び能力増強に対する支援をさらに充実させる必要がある。**

また、再商品化事業者が参入しやすいよう、国が目標年次を定めて確保すべき処理能力を明示し、設備投資や新たな参入を促す必要がある。

- (6) プラスチック使用製品廃棄物に内蔵されていることが多いリチウムイオン電池等の小型充電式電池については、処理施設等での火災の原因となるなど、プラスチックの再商品化の支障となっていることから、**全ての小型充電式電池について、破損等の有無を問わず、(一社)JBRC及び製造・販売・輸入業者の責任において自主回収・適正処理される制度を早急に構築する必要がある。**

また、多様化する小型充電式電池内蔵製品についても、市民が適切に分別排出できるように、使用製品からの充電電池の取外しが容易な構造とするよう関係業界への働きかけや、全ての使用製品本体に充電電池内蔵の表示や取外しを促す表示を義務付けるなどの仕組みづくりを行うとともに、関係事業者が自主回収・適正処理する制度の構築について検討するなど、実効性ある対策を講じることが必要である。

[参 考]

1 全国の自治体のプラスチック製容器包装廃棄物分別収集実施状況

分別収集実施	67.6%
分別収集未実施	32.4%

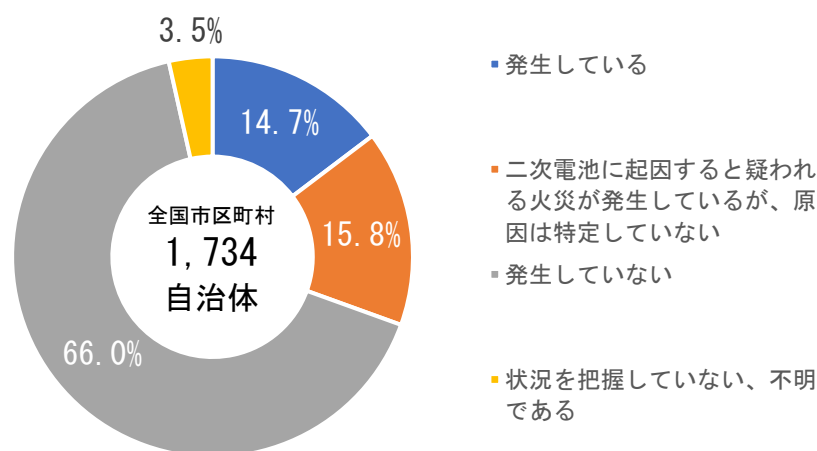
・・・千葉市は分別収集未実施、可燃ごみとして処理

(ペットボトル・白色トレイを除く／令和5年度実績 出典：環境省発表資料)

2 プラスチック使用製品廃棄物を分別収集している自治体数（令和6年度末見込）

約100自治体 （出典：環境省資料）

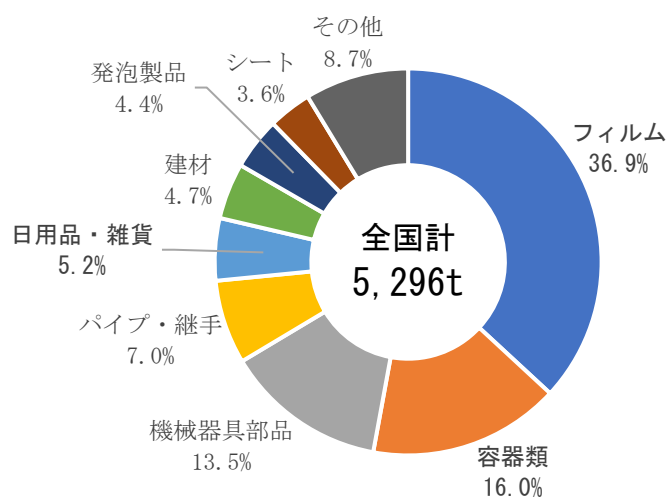
3 二次電池に起因した施設・収集車両の火災発生自治体数（令和3年度）



出典：環境省「リチウム蓄電池等処理困難物対策集（令和4年度版）」

4 プラスチック製品の生産量

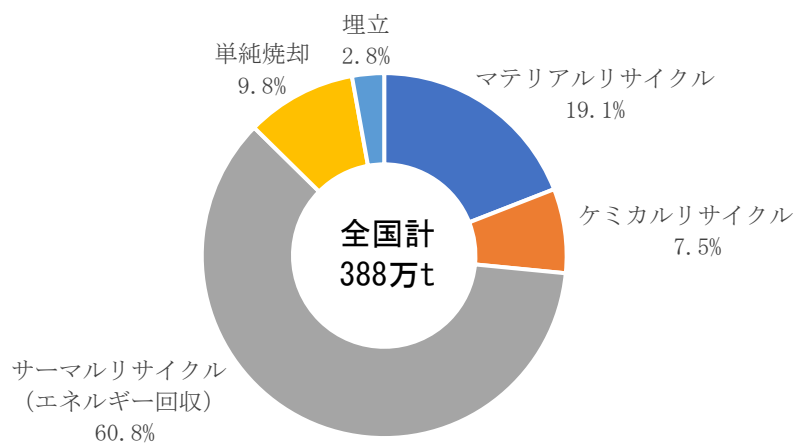
プラスチック製品生産量の内訳（2023年）



出典：「生産動態統計」（経済産業省）を基に千葉市作成

5 プラスチックごみの処理量

プラスチックごみ処理量（一般廃棄物）の内訳（2023年度）



出典：（一社）プラスチック循環利用協会ホームページ「マテリアルフロー図」を基に千葉市作成

27 モノレール施設の脱炭素化と利用促進に向けた設備整備支援の拡充について

モノレール施設の脱炭素化を進めるため施設の省エネルギー化対策や利用促進を進めることはCO₂排出量の削減や地域防災にも資するものと考えます。

ついては、次の事項について強く要望いたします。

- (1) 回生電力貯蔵装置を最大限活用するため、回生車両への更新に必要な事業費の確保及び補助対象項目の創設
- (2) 社会インフラであるモノレールを賢く活用し、脱炭素型のレジリエントで快適、かつ安全な沿線まちづくりを進めるため、駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入・改修などカーボンニュートラルの実現に向けた取組み推進に係る調査・検討やその実現に係る一体的な補助メニューの創設

* 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

[要望理由]

- ・懸垂型である千葉都市モノレールは軽量であることから他の鉄軌道に比べCO₂排出量が少ないという特徴がある。
- ・千葉都市モノレールでは、回生車両への計画的な更新と電力貯蔵装置の導入を主とした省CO₂化計画を策定し、2018年比で2028年には全使用電力の20%を削減する目標値を定め公表している。(CO₂排出量は約40%削減の見込み)
- ・回生車両への更新や電力貯蔵装置(R4年度本格稼働)は、CO₂削減効果だけではなく、災害時停電時においても最寄り駅まで車両の非常走行が可能となり、モノレール輸送の安全確保にも寄与するものである。また、軌道桁や駅舎等モノレールインフラを活用し、停電時に電力貯蔵装置等から沿線避難施設等へ送電することで、沿線地域の防災・減災にも寄与できるものと考えている。
- ・モノレールインフラを活用し、沿線地域一帯を対象に省CO₂化を進める取組みはモノレール沿線の魅力向上や緩やかな居住誘導を促すことが期待され、モノレールの利用促進につながるものとも捉えている。
- ・社会インフラであるモノレールを賢く活用した先進的な取組みの実現には、既存設備類の高効率化などにより、事業全体の省エネルギー化を一体的に推進していく必要があると考えている。
- ・回生車両への入れ替えを計画的に進めるとともに、回生車両の各車両特性に見合う制御装置に更新することでさらなる省エネ化が判明したことから、VVVFインバータだけではなく、インバータプログラム制御装置を補助対象に拡充するよう要望する。

[千葉市担当] 都市局都市部交通政策課

Tel 043-245-5350

環境局環境保全部脱炭素推進課 Tel 043-245-5263

[参 考]

1 事業概要



2 今後の実施事業

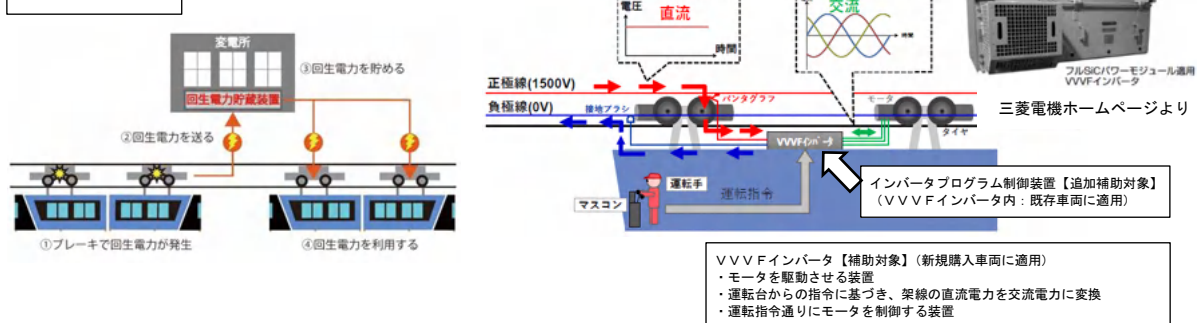
(1) 回生車両新造

回生車両への更新については、半導体不足等による製造期間の長期化や建造費の値上がりが課題となっています。

本市としても、会社の取り組みに協力し、国の財政投融资の活用などにより資金調達に努めておりますが、更新費用は約60億円を超えることから市も会社経営支援を継続実施しますが、厳しい経営状況が続くと捉えております。

また、車両特性に合わせVVVFインバータ内のインバータプログラム制御装置を改修することで、さらなる省電力化に資することが明らかとなったことから、既存車両に搭載されているインバータプログラム制御装置についても補助対象に拡大するよう要望します。

回生車両新造



(2) 駅舎設備類の高効率設備や省エネ設備等の導入

各駅舎の変電設備等が耐用年数の経過を迎えることを機に、高効率で省エネルギー性に優れた機器類に更新改良します。

- ・対 象：モノレール全18駅の変電設備、空調設備、照明設備等
- ・期 間：2023（令和5）年度～2031（令和13）年度
- ・費 用：約1,800百万円（1駅当たり約100百万円）

※各駅舎電気室の整備は18駅中令和7年度末に4駅完了予定

(3) カーボンニュートラルの実現に資する設備等の導入検討

駅舎等に太陽光などの再生可能エネルギー設備の導入を進めるとともに、モノレール軌道桁や駅舎などのインフラを自営線や給電拠点として活用することや大型蓄電池導入について調査検討を進め社会実装を目指します。

- ※ R5年度に鉄道技術開発費補助金を活用し、大型蓄電池事業導入のための予備調査を実施済み
- 予備調査結果をふまえ、社会実装を目指し調査設計業務を実施予定

28 バス路線の維持確保に係る支援について

生活や経済活動の前提基盤となるバス路線の維持には、その担い手である運転手の確保が最重要課題であり、運転手が注目され選ばれる職業となるためには、更なる処遇改善や、それを下支えするバス事業者の経営安定化が必要であるものと考えます。ついては、次の事項について、強く要望いたします。

(1) 自動車運転手の働き方改革の遵守に必要な運転手の確保・育成に対する支援強化や持続性の向上につながる交通DXの取組の推進

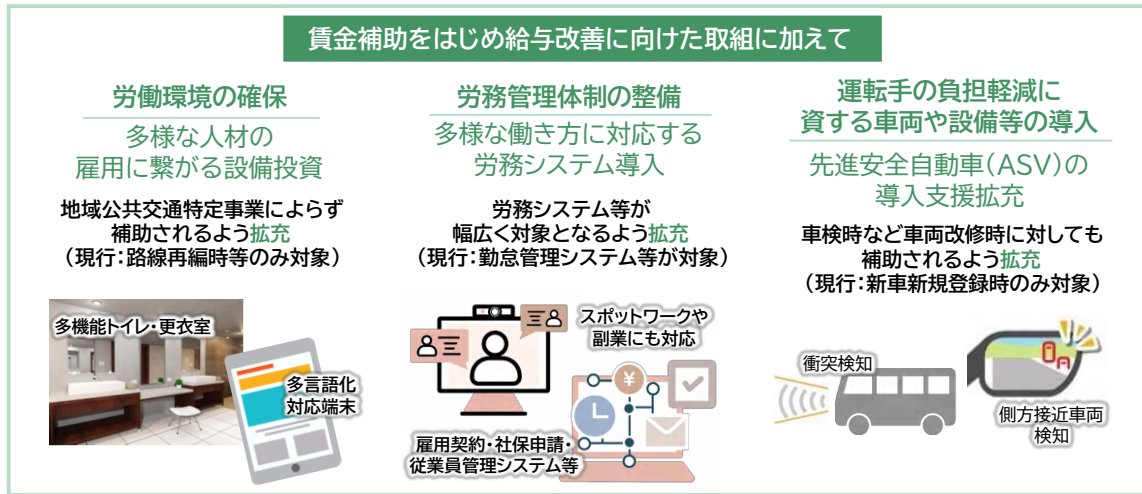
(2) 路線バス事業者の運行経費への支援などを拡充することにより、事業者の経営に対する財政支援の拡充

[要望理由]

- ・公共交通ネットワークの重要な要素である路線バスについては、近年のコロナ禍の影響による利用低迷や燃料価格高騰等に加え、慢性的な運転手不足により、各地で減便や路線廃止が発生し、地域公共交通の維持・確保が喫緊の課題となっている。
- ・国土交通省においても、「地域の公共交通・デザイン」として、利便性・生産性・持続可能性の高いネットワークの再構築に取り組んでいるが、令和6年4月に実施された自動車運転手の働き方改革により生じた、いわゆる2024年問題により、全国的な運転手不足や売上減少に一層の拍車をかけ、更なる減便、路線廃止のみならず事業者の撤退などが今なお懸念されている。
- ・本市においても、国の地方創生臨時交付金を活用し、燃料費の支援や運転手養成支援などに取り組んでいるが、多くの事業者が複数市町村をまたいで路線を運行するバス事業において、地方自治体単独による支援では限界があり、十分な経営改善や、運転手の確保には至らない状況となっている。
- ・路線バス事業者においても、運賃改定等により経営改善を図っているが、厳しい経営状況が続いており、これ以上の運賃改定は、バス利用者の更なる逸失が危惧されることから、国において運行経費や運転手確保に資する支援制度拡充を求める。
- ・加えて、路線バス事業の持続性を高めるため、国が主導してバス情報のデジタル化・標準化を加速し、システム整備等に対する財政的支援の拡充や、専門家の派遣、研修の実施等による技術的支援の強化、バス情報を整理・可視化し自治体や事業者が利用できる環境整備等による交通DX推進を求める。

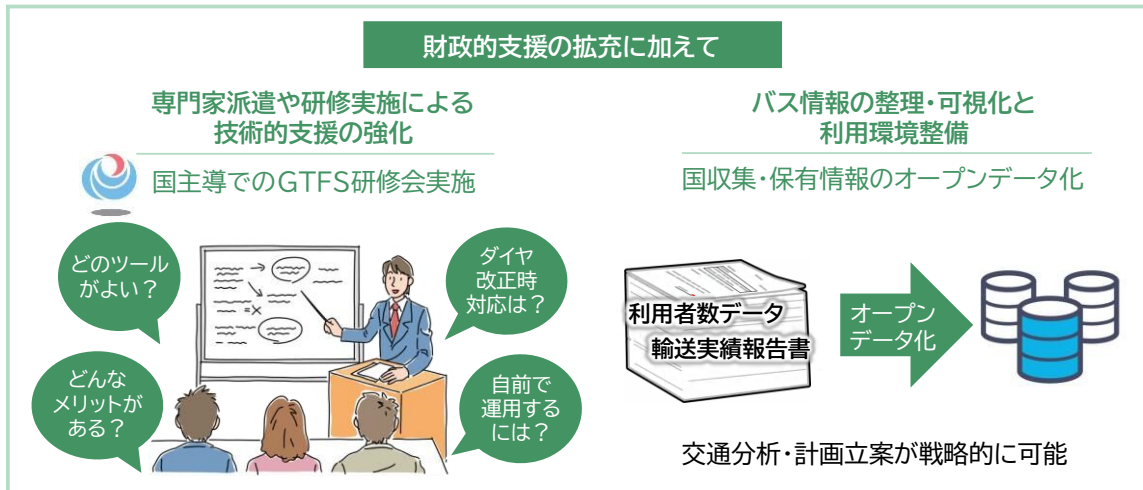
運転手不足への対策

処遇改善の取組を更に充実させるとともに、多様な人材を多様な働き方で雇用できるような支援や、運転手の労務負担の軽減に取り組むことが必要である。



経営環境悪化への対策

GTFS普及のためには国による導入支援や技術的支援が必要であり、バス事業者や自治体が活用するための、利用者情報を含むバス情報のオープンデータ化が期待される。



29 航空機騒音の改善について

羽田空港へ着陸する航空機の騒音問題については、南風好天時の飛行高度が引き上げられるなど軽減対策が講じられておりますが、航路下の市民からは、依然として深刻な苦情や事態の改善を求める要望が寄せられており、コロナ禍の減便から航空需要が回復した令和5年度以降、苦情が多く寄せられる状況が続いております。

ついては、次の事項について、早期に実施するよう強く要望いたします。

- (1) 市民生活への影響が大きい早朝・夜間の時間帯において、最大限の軽減策を講じること。
- (2) 抜本的な対策として、羽田再拡張以来の長期的検討事項である、交差の解消・海上ルートへの移行等を実施し、千葉市上空への集中を解消すること。
- (3) 千葉市上空を通過する従来の飛行ルートにおいても、降下角の引上げによる騒音軽減について具体的かつ早急に検討すること。
- (4) 騒音軽減策の取組状況や現在の運用状況等について、市民への説明を丁寧に行うこと。

[要望理由]

- (1) 羽田空港の機能強化に伴い、令和2年3月から昼間の一部時間帯では新飛行ルートの運用により首都圏での騒音の共有が図られたが、機能強化以前より市民からは早朝・夜間の時間帯における苦情が寄せられており、市民生活への影響が非常に大きい。
- (2) 千葉市は飛行ルートの交差点があるなど騒音負担が大きい状況となっている中、平成17年の「羽田再拡張後の飛行ルート等に関する確認書」に掲げられた将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項（更なる高度の引き上げ、海上ルートへの移行、交差の低減・解消等）について、確認書の締結から間もなく20年を経過するが、一部高度の引き上げが行われた以外は、未だ実施に至っていない。
- (3) 新飛行ルートで採用された新たな騒音軽減策である降下角の引上げについて、千葉市上空を通過する従来の飛行ルートへの適用が検討されているが進展が見られない。
- (4) 市民から国の取組状況等に関する丁寧な説明を求める意見や要望が寄せられている。

[千葉市担当] 環境局環境保全部環境規制課 Tel 043-245-5191

[参 考]

1 飛行ルート

平成22年10月21日から、羽田空港の4本目の滑走路（D滑走路）の供用が開始され、現在、南風好天時の6時から23時までの間、北方面から毎時最大12便（北側ルート）、南方面から毎時最大29便（南側ルート）の航空機が、本市上空の特定地域に飛来・交差して、過密集中している。それぞれ蘇我、千葉港地先より海上に抜け、羽田空港に向かい飛行している。

なお、令和2年3月29日から、一部時間帯で、都心上空を通る新飛行ルートの運用を開始している。

①南側ルートの高度引上げ本格運用（平成25年11月14日～）

南側ルートの航空機は、緑区上空を7,000～6,000フィートで通過した後、中央区千葉港付近上空で高度5,000フィートまで降下し、海上に抜け羽田空港に向かい飛行する。

②北側ルートの高度引上げ本格運用（平成27年4月2日～）

北側ルートの航空機は、若葉区上空を4,500フィートで通過した後、緑区平山町付近上空で4,000フィートまで降下し、中央区上空から海上に抜け羽田空港に向かい飛行している。

これまでの飛行高度の引上げなどによる対策では騒音軽減効果が限定的であるため、将来の管制技術等の進展に合わせ検討する事項である海上ルートへの移行や交差の低減・解消など抜本的な騒音軽減策の早期実施が必要である。

【飛行高度引上げ図（南風好天時の着陸ルート）】



2 苦情受付件数

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
件数	108	224	550	327	365	252	150	199

区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
件数	124	108	41	29	44	77	48

30 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転について

JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の沿線はレジャー、商業、スポーツなどの大型施設が集積しており、両線のアクセス強化は観光・産業面等の更なる発展に寄与します。

特に両線の相互直通運転とJR東日本株式会社が推進する羽田空港アクセス線の整備を連動させることは、政府が掲げる「2030年に訪日外国人旅行者数6000万人」の達成に大きく貢献するものと考えます。

については、次の事項について強く要望いたします。

(1) 羽田空港アクセス線と連携したJR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の早期実現に向けた支援

[要望理由]

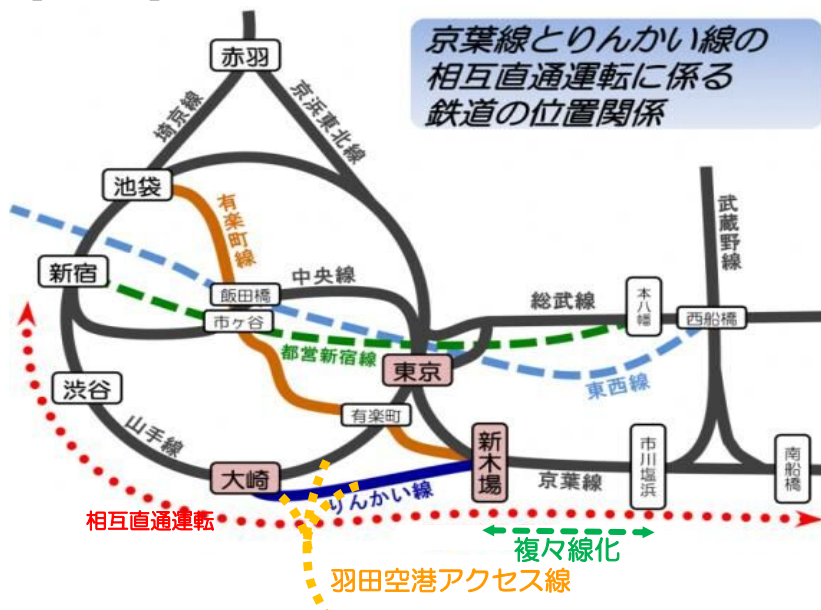
JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線は、新木場駅の蘇我方で線路が接続しているが、運賃収受や線路容量等の課題があり実現には至っていない。

相互直通運転が実現すると、京葉線・りんかい線の利用者及び京葉線に乗り入れている内房線・外房線利用者の利便性が向上し、房総方面から東京都心への所要時間短縮をはじめ、快速電車復活の支障となっている新木場駅構内の混雑緩和や沿線地域の活性化等の効果が見込まれる。

また、JR東日本(株)は羽田空港アクセス線構想の実現に向け、アクセス新線及び東山手ルート、運行開始予定時期を2031年としているほか、令和6年7月の報道では、アクセス新線がりんかい線を経由し新木場駅方面へつながる、臨海部ルートについても2031年の開業を目標にすることが明らかになった。JR東日本(株)は京葉線に直通するかは現時点で考えていないとしているが、同構想は平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、国際競争力の強化に資するネットワークのプロジェクトに位置付けられ、「京葉線とりんかい線の相互直通運転と連携し、整備効果を広範囲に波及させる」よう、連携の必要性が指摘されている。

これまで本市では沿線自治体で構成する「JR京葉線・東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転促進に関する協議会」を設立し、調査研究を進めるとともに、鉄道事業者等に対し要望活動を展開してきたが、前述の課題を解決するためには、鉄道事業者に加え、国・東京都及び千葉県など幅広い関係者の継続的な支援が不可欠であるため、要望するものである。

[参 考]



1 JR京葉線と東京臨海高速鉄道りんかい線の相互直通運転の実現に向けた主な課題

- ・両線は別々の鉄道事業者であることから運賃収受方法の課題がある。
- ・京葉線市川塩浜～新木場駅間のピーク時の輸送力が限界のため、東京方面の輸送力を維持しながら、りんかい線方面へ相互直通運転するには、同区間の複々線化が必要である。

2 JR東日本株による羽田空港アクセス線構想の推進

JR東日本は平成30年7月3日にグループ経営ビジョン「変革2027」において「羽田空港アクセス線構想の推進」を発表し、整備を進めており、令和3年1月20日に東京貨物ターミナル付近と羽田空港を結ぶ「アクセス新線」の鉄道事業許可を受けたことを発表した。

■主な効果

- ・多方面からのダイレクトアクセスによる「シームレスな移動」の実現(時間短縮、乗換解消)
- ・鉄道の輸送力増強(現状の約1.8倍)、リダンダンシーの向上による移動ニーズ(首都圏の各エリア～空港間)のさらなる増加への対応



(JR東日本(株)グループ経営ビジョン「変革2027」より抜粋)

3 京葉線・りんかい線の相互直通運転に係る効果分析 (※羽田空港アクセス線構想発表前の分析)

(1) アクセス利便性の向上 … 新木場駅構内混雑緩和と乗換回数減少、所要時間短縮等

利用者総便益の増加 = 約52百万円/日

(2) 沿線の活性化

商業販売額の増加 = 約75億円/年 (蘇我駅～新木場駅間) 地価上昇効果 = 約385億円上昇

※設定条件＝りんかい線の料金をJR並みに引き下げ、相互直通運転する便数を増便したケース
(ピーク時6本/時、オフピーク時0～4本/時)

31 首都圏の連携を強化し都市の成長を支える 広域幹線道路網の整備促進について

本市が首都圏の広域連携拠点として、都市機能及び防災力の強化を図るためには、広域幹線道路網の整備が不可欠となっております。

については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

- (1) 新湾岸道路の計画の早期具体化 . . . ①
- (2) 整備促進
 - ・ 「(仮称)検見川・真砂スマートＩＣ」及び一体となって進めていく一般国道３５７号「検見川立体」の整備 . . . ②
 - ・ 一般国道３５７号湾岸千葉地区改良事業(蘇我地区)
. . . ③
 - ・ 京葉道路の混雑解消のための整備 . . . ④
 - ・ 一般国道５１号北千葉拡幅 . . . ⑤
 - ・ 首都圏中央連絡自動車道の整備 . . . ⑥
- (3) 調査促進
 - ・ 一般国道１６号（穴川地区）の混雑解消のための調査
. . . ⑦
 - ・ 一般国道５１号の木更津方面とのアクセス整備（貝塚ランプ）
及び千葉都心部への延伸整備に向けた調査 . . . ⑧

[要望理由]

広域幹線道路整備の遅れにより、市内の京葉道路や国道では、各所で慢性的な渋滞が発生していることから、ストック効果を高める道路ネットワークの強化が急務である。

特に、湾岸地域が持つポテンシャルを十分に発揮させる「新湾岸道路」は、本市の持続的な発展に大きく寄与する極めて重要な道路であることから、計画の早期具体化が求められている。

また、千葉都心や千葉港など湾岸部から東京方面へいち早く接続することが可能となる「(仮称)検見川・真砂スマートＩＣ」は、今後整備が本格化することから、財源を確保することが重要であるとともに、スマートＩＣと一体となって進めていく必要がある「検見川立体」は、国道３５７号の「千葉西警察入口交差点」と「稲毛浅間神社前交差点」間の抜本的な渋滞対策となることから、整備の着実な促進が求められている。

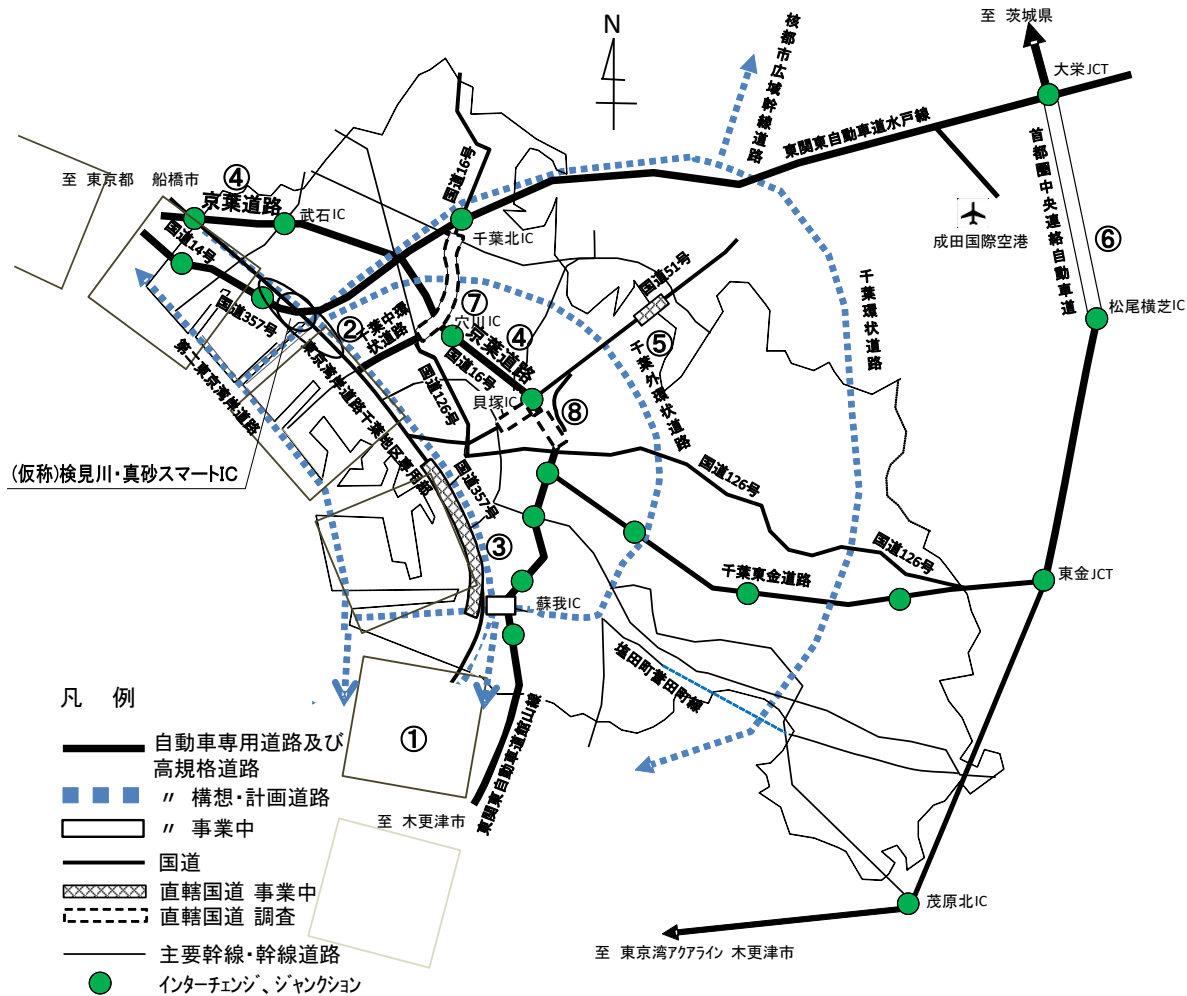
このほか、６車線化の整備をする「一般国道３５７号（蘇我地区）」は、輸送時間や通勤時間の短縮による、生産性の向上が図られるため、整備の着実な促進が求められている。

さらに、内陸部を通る高規格道路の機能強化として、京葉道路の渋滞対策の推進が求められている。

なお、これらの必要な道路整備を計画的に進めるためには、国の道路整備費枠の拡大が不可欠である。

[参 考]

千葉市に係る広域幹線道路網



区 分	名 称	区 間	要望	番号
自 動 車 専 用 道 路	京葉道路（混雑解消）	船橋市～千葉市	整備促進	④
	首都圏中央連絡自動車道	千葉県未供用区間（大栄JCT～松尾横芝IC）	整備促進	⑥
	新湾岸道路	外環高谷JCT周辺～蘇我IC周辺ならびに市原IC周辺	早期具体化	①
	（仮称）検見川・真砂スマートIC	東関東自動車道水戸線 （接続位置：一般国道357号 千葉西警察入口交差点～真砂交差点）	整備促進	②
直 轄 国 道	一般国道357号検見川立体	一般国道357号 千葉西警察入口交差点～稲毛浅間神社前交差点	整備促進	②
	一般国道357号湾岸千葉地区改良	美浜区真砂2丁目～中央区問屋町（H28全線6車線供用） 中央区問屋町～中央区塩田町（蘇我地区）	— 整備促進	— ③
	一般国道51号北千葉拡幅	若葉区若松町～佐倉市	整備促進	⑤
	一般国道16号穴川地区（混雑解消）	穴川交差点～東関東道千葉北IC	調査促進	⑦
	一般国道51号貝塚ランプ及び延伸	一般国道51号貝塚ランプ（北千葉拡幅バイパス区間）～ 一般国道16号（木更津方面）及び千葉都心への延伸	調査促進	⑧
高規格 道 路	第二東京湾岸道路	東京都～千葉県	—	—
	東京湾岸道路（千葉地区専用部）	千葉市～富津市	—	—
	千葉中環状道路 （千葉都心を囲む環状道路）	（都）塩田町菅田町線（塩田町地区）	—	—
	千葉外環状道路 （千葉都心4～6km圏の環状道路）	千葉市～千葉市	—	—
	千葉環状道路 （周辺都市まで含む環状道路）	千葉市～市原市	—	—

32 将来にわたり持続可能なまちづくりを支える 道路ネットワーク事業の拡充と安定的な財源の 確保について

産業と市民生活そして災害時対応の基礎となる都市基盤として幹線道路の整備は必要不可欠であります、いまだ多くの未整備区間が存在しており、早期整備が必要であります。

ついては、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

(1) 生産性向上等に資する道路、災害時にも地域の輸送を支える道路、整備が本格化する高規格道路の財源確保

- ・ (主) 生 実 本 納 線 (赤 井 町 地 区) …①
- ・ (主) 生 実 本 納 線 (高 田 町 地 区) …②
- ・ 塩 田 町 誉 田 町 線 (塩 田 町 地 区) …③

(2) 社会資本整備総合交付金の重点配分対象事業の拡充

- ・ 重要物流道路などと一体となって機能するもの…④
- ・ 交通結節点機能を強化するもの…⑤
- ・ I C ア ク セ ス 向 上 に 資 す る も の…⑥

[要望理由]

旧外房有料道路である(主)生実本納線は千葉都心と外房方面を結び、近隣都市との連携強化に資する幹線道路である。

「赤井町地区」沿線では、企業誘致するための産業用地の整備が行われており、「高田町地区」近傍では産業用地である「ネクストコア千葉誉田」にて、立地企業が操業していることから、生産性向上や地方創生に寄与する道路として、また、災害時等の多重性等を確保するため、ともに早期整備を行うことが急務である。

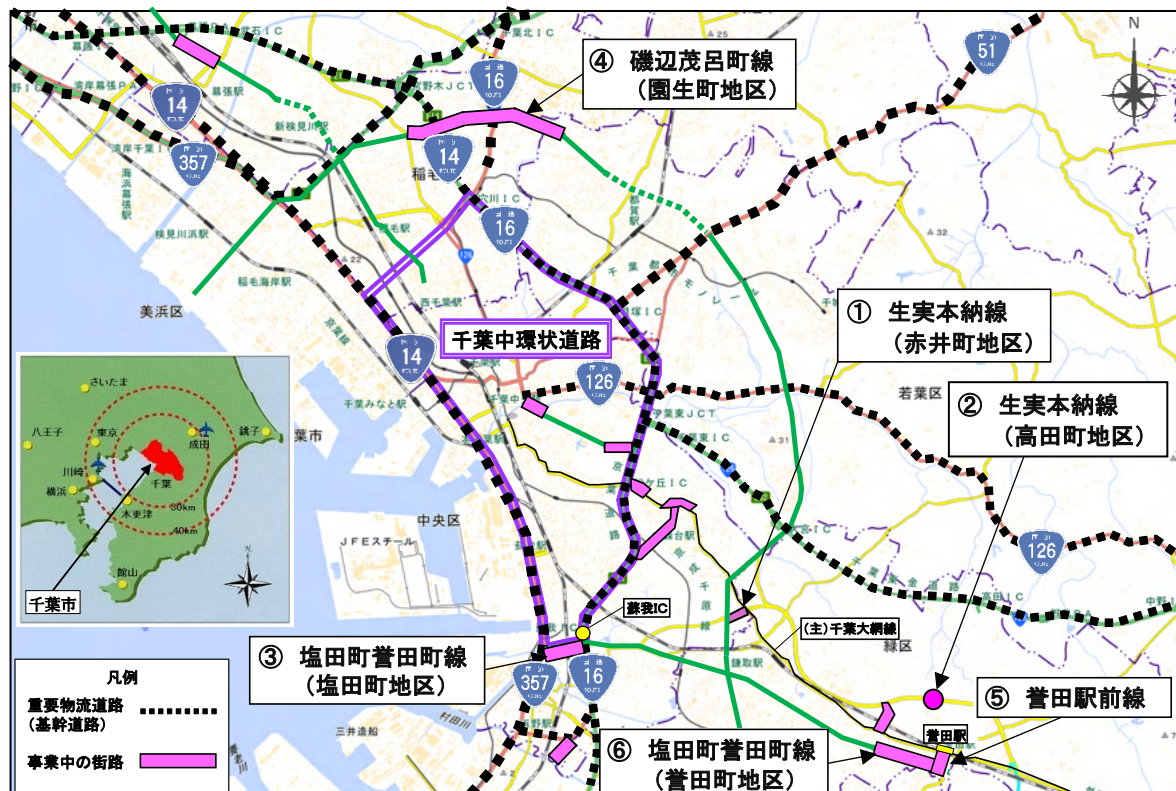
「塩田町誉田町線(塩田町地区)」は、現在事業中の「一般国道357号湾岸千葉地区改良(蘇我地区)」を含めた東京湾岸道路の効果を最大限に発揮させるためにも、積極的に整備を行っていく必要がある。

また、本市の道路ネットワークにおいて中核的機能を担う都市計画道路は、社会資本整備総合交付金を最大限活用し事業を進めているが、いまだ多くの未整備区間があり、事業が長期化している状況である。

そのため、都市計画道路整備の効果を早期に発現させるためには、国費の重点配分対象事業を拡充するなど集中的な財政措置が必要である。

[参 考]

1 令和7年度 千葉市の街路事業等実施箇所



《生産性向上に資する道路、災害時にも地域の輸送等を支える道路》

① ② (主) 生実本納線 (赤井町地区) (高田町地区)

(主) 生実本納線は沿線などで企業誘致のための開発が進んでおり、地域を支える産業等の生産性向上に寄与し、地方創生につながる道路として、また、災害時の多重性を確保するため、現在整備を進めている。

《高規格道路の整備》

③ 塩田町菅田町線 (塩田町地区)

千葉都心を囲む延長約22kmの「千葉中環状道路」の一部であり、唯一の未供用区間(0.78km)である。重要物流道路である京葉道路、国道16号、国道357号を結ぶことで物流生産性の向上とともに、千葉都心に集中する交通を適切に分散・導入させることによる都市内交通の円滑化や災害時の多重性確保を図るため、広域幹線道路と一体となって地域・拠点の連携を強化する「高規格道路」として、現在整備を進めている。

《重要物流道路など一体となって機能する街路整備》

④ (都) 磯辺茂呂町線 (園生町地区)

重要物流道路である国道14号と国道16号などを結ぶことで主要渋滞箇所の慢性的な渋滞の解消と物流の効率化を図るとともに、国道16号とのダブルネットワークによる本市道路網の環状機能強化や災害時の多重性の確保を図るため、現在整備を進めている。

《交通結節点機能を強化する街路整備・ICアクセス向上に資する街路整備》

⑤ (都) 菅田駅前線 ⑥ (都) 塩田町菅田町線 (菅田町地区)

狭小な駅前広場を改善し、交通結節点機能の強化を図る(都)菅田駅前線、また、外房方面から蘇我ICなどへのアクセス向上を図る(都)塩田町菅田町線(菅田町地区)の整備を進めている。

2 令和7年度の街路事業費

	事業費	国 費	令和7年度以降残事業費
社会資本整備総合交付金	1,928百万円	964百万円	約510,000百万円

ついては、**次の事項について、特段のご配慮をお願いします。**

(3) 国土強靱化実施中期計画に基づく取組みを進めるために必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。また、流量が多く、調査が困難である大口径の下水道管渠の調査技術を確立すること。

- (1) 国土強靱化への取組みとして、下水道管渠の点検・調査や道路の路面下空洞調査、緊急輸送道路および第三者被害の恐れのある箇所等の既存インフラ施設に係る確実なメンテナンスサイクルの実施や電線共同溝の整備による救助・支援ルート確保、橋梁の耐震補強による鉄道施設への2次被害防止、下水道の重要幹線の耐震化や都市機能が集積している重点地区の浸水対策の推進が重要である。
- (2) 令和12年度までに市の温室効果ガス排出量50%削減を達成するため、令和5年より老朽化した焼却炉を下水汚泥固形燃料化施設に改築する事業に着手しており、事業の継続には多額の予算が必要であることから、補助事業や交付金などの財政支援の強化が不可欠である。
- (3) 国土強靱化中期計画では、これまでと点検・調査の方法や頻度が変わることが見込まれるため、予算・財源を通常予算とは別枠での確保が必要である。また、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、下水道管渠の調査が急務となっているが、流量が多く調査が困難である大口径管渠については、新技術の開発が必要である。

97

[参 考]

1-1 各施策における状況

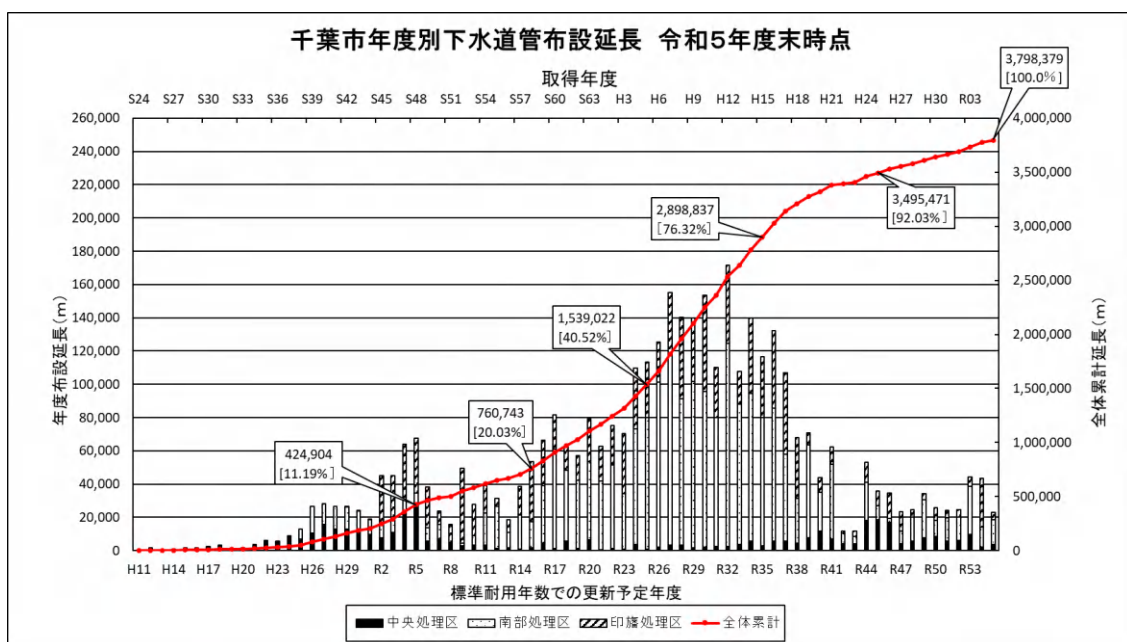
1-① 老朽化対策

耐用年数 50 年を経過した下水道管が年々増加

20 年後に 50 年経過の下水管が約 41% (1,540 km/3,800 km) ⇒ 計画的な改築・更新が必要



R 元 老朽化した管渠の損傷による道路陥没事故（緑区あすみが丘）



1-② 地震対策

【道路施設】 電線共同溝整備：青葉町地区・椿森地区・・・①

橋梁の耐震化：鉄砲塚跨線橋・西の谷跨線橋・・・②

【下水道施設】 下水道管渠の耐震化：緊急輸送道路や避難所下流側などの重要な管渠耐震化率約 88% (739 km/845 km) (令和 6 年度末時点)



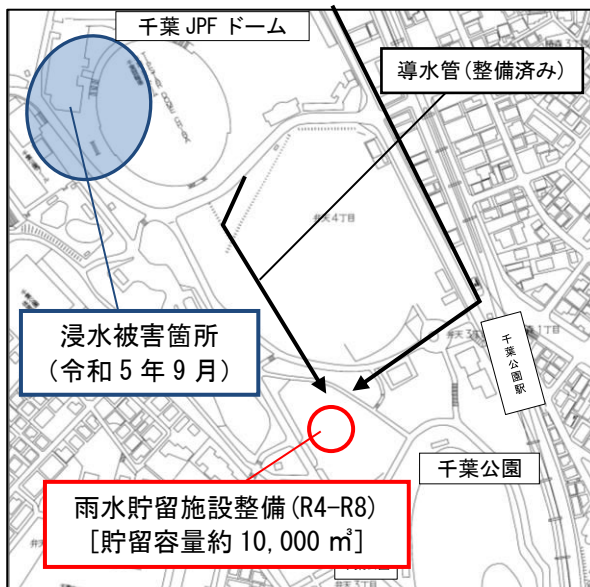
電柱倒壊状況（東日本大震災）



人孔隆起状況（東日本大震災）

1-③ 浸水対策（重点整備地区）

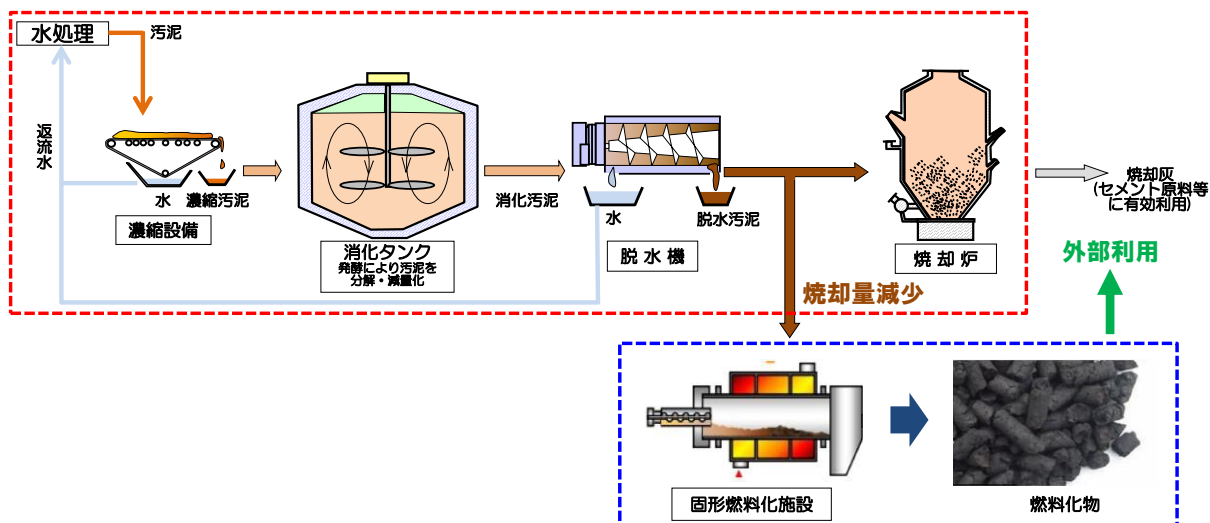
令和5年台風第13号等により浸水被害が発生（⑦北部第1地区）
⇒ 再度の災害を防止するため、雨水貯留施設等の整備による浸水対策が急務



令和5年9月8日浸水被害状況
（道路冠水・建物床上浸水）（⑦北部第1地区）

1-④ 南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

下水道施設から排出される温室効果ガスの削減が求められている
⇒ 温室効果ガス排出量の削減が必要（固形燃料化施設2基を導入）
R8年度に1基、R11年度に1基の稼働を目指し建設中
R5.3.20 DBO方式により契約済（工事期間：R5～R10）



既存の汚泥焼却炉（築28年と31年）



固形燃料化施設の完成イメージ

34 無電柱化の推進に向けた支援等について

道路の無電柱化は、防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成等の観点から重要であり、特に令和元年9月に発生した房総半島台風や令和6年1月に発生した能登半島地震において、電柱の倒壊等とそれに伴う道路閉塞、停電や通信障害が多数生じたことで、避難、救援、復旧に支障をきたしたことから、災害が激甚化・頻発化する昨今においては、一層その必要性が高まっています。

ついては、次の事項について、強く要望いたします。

- (1) 単独地中化方式に係る電線管理者の費用負担が、電線共同溝方式に係る電線管理者の費用負担と同等程度に軽減されるよう、新たな財政支援制度を創設すること。
- (2) 電線共同溝方式に係る電線管理者の建設負担金について、適正な負担となるよう見直しを行うこと。
- (3) 無電柱化推進施策について、十分な財源を確保すること。

[要望理由]

我が国においては、戦後の急激な経済成長に伴い急増した電力・通信需要に対応するため、一定の法的保護のもと、電柱や架空線の整備が進められたことを背景に、無電柱化の整備水準は、欧米やアジアの主要都市と比較して大きく立ち後れている状況にある。

国においては、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」を定め、「無電柱化推進計画」を策定し、占用制限や補助制度の創設、技術的支援等により、計画的な無電柱化に取り組んでいるが、より一層の推進を図るためには、更なる支援が必要である。

無電柱化の実施にあたっては、道路管理者が主体となって整備をする「電線共同溝方式」が近年、最も採用されているが、事業費が高額となり、国からの財政支援を得てもなお自治体の費用負担は大きく、事業期間も長くかかることから、大きな進捗は得られていない状況である。また、電線管理者の負担である建設負担金については、事業費の数パーセントとなっており、適正な負担となっているか精査する必要がある。

一方、電線管理者が主体となって整備をする「単独地中化方式」については、電線管理者の費用負担が「電線共同溝方式」と比較して高額になることが懸念され、ほとんど活用されていない。「単独地中化方式」は、道路事業等と併せて実施することにより、全体事業費の縮減及び事業期間の短縮が可能と考えられる方式であるが、その促進にあたっては、電線管理者が懸念する費用負担を軽減する必要がある。

無電柱化を加速するためには、国、自治体、電線管理者が相互に協力し、各道路の状況に応じた事業手法により、それぞれが主体的・積極的に無電柱化を推進する必要がある。

首都圏に位置する本市においても、災害発生時の被害が甚大かつ広範となると想定され、無電柱化の推進は急務である。

[千葉市担当]

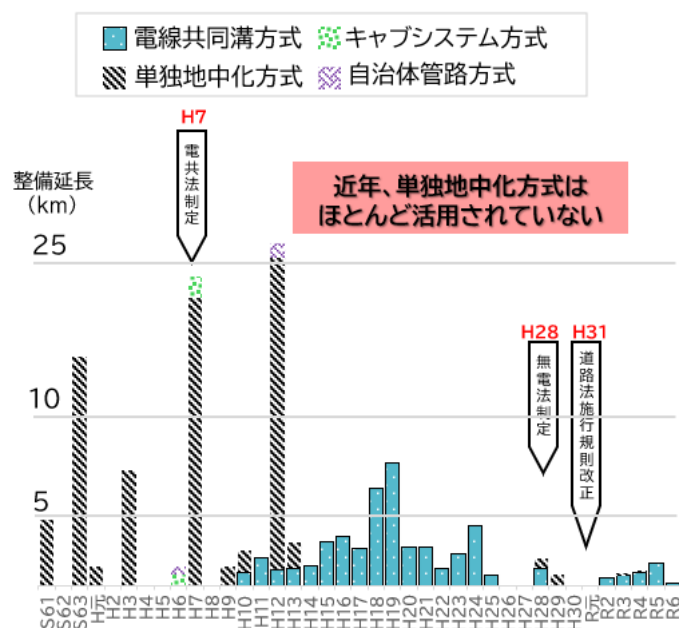
建設局土木部土木保全課 TEL 043-245-5478

建設局道路部道路計画課 TEL 043-245-5338

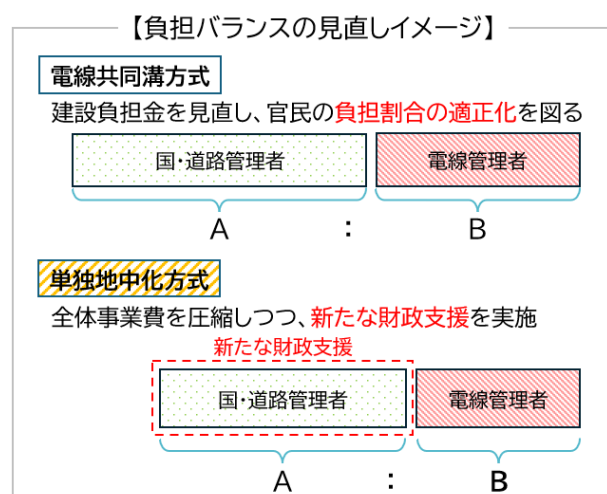
[参 考]

1 本市における無電柱化の推移

整備手法別の整備延長(千葉市)



2 各方式の負担割合と支援イメージ



35 安全・安心で快適な、魅力あるまちづくりに 係る財政支援について

本市では、安全・安心で快適な、魅力あるまちづくりを推進するため、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要がある検見川・稲毛、寒川第一、東幕張の既成市街地3地区において、市施行による土地区画整理事業を実施しておりますが、事業期間が長期化しており、できる限り早期の事業完了が求められています。

また、都市公園事業では、「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン 2023」に基づき、大規模な公園において、多世代が過ごしたくなるよう機能向上や多機能化を図るほか、身近な公園において、老朽化した遊具やトイレの更新等を行い、安全・安心・快適に利用できるよう再整備を進めています。

さらに、既存の市営住宅の居住水準や耐久性を向上させるため、「千葉市営住宅長寿命化・再整備計画」に基づき工事を行い、市営住宅ストックの有効活用を図っています。

については、次の事項について、特段のご配慮をお願いします。

(1) 社会資本整備総合交付金等による持続的かつ安定的な 財源を確保すること

ア 安全・安心で快適な、魅力と活力あふれる市街地整備の推進について

- ・ 検見川・稲毛地区土地区画整理事業
- ・ 寒川第一土地区画整理事業
- ・ 東幕張土地区画整理事業

イ まちの魅力を高め、にぎわい創出に資する都市公園の再整備の推進について

- ・ 千葉公園再整備事業
- ・ 通町公園再整備事業
- ・ 動物公園リスタート構想に基づく再整備事業
- ・ 身近な公園のリフレッシュ推進事業
- ・ 公園トイレの快適化推進事業

ウ 安全で安心して住み続けられる住まい・まちづくりの実現について

- ・ 公営住宅等ストック総合改善事業

[要望理由]

- (1) 本市の土地区画整理事業は、施行開始から30年を超えて事業が長期化する3地区（検見川・稲毛、寒川第一、東幕張。以下「3地区」という。）が存在しており、まちづくり上、大きな課題となっている。

3地区の事業長期化は、建物移転戸数や中断移転費の増、事務所運営費の増など、事業費の累増を生じさせる負のスパイラルを生じさせ、さらなる事業の遅延の要因となっていることから、施行中の3地区の課題と残事業量を踏まえた事業展開を整理し、整備効果の高い「東幕張地区」のJR総武線幕張駅北口駅前広場の整備を先行し、その後、課題と残事業量が少ない「寒川第一地区」を3年後の完了に向けて優先させ、3地区全体の効率化を図りながら早期終息を目指して、事業を進めている。

こうしたことを踏まえ、3地区の土地区画整理事業をできる限り早期に完了させ、安全・安心で、快適な魅力ある市民生活と経済活動の基盤となる環境整備を行っていくため、持続的かつ安定的な財源の確保を要望する。

- (2) 大規模公園については、施設の老朽化や社会情勢の変化により、多様な利用者ニーズに対応出来なくなっているため、さらなる賑わいを創出し、多世代が過ごしたくなる施設となるよう再整備を進める必要がある。

身近な公園は、安全・安心・快適に利用できる環境づくりを推進するため、長寿命化計画に基づき、老朽化が進む遊具やトイレ等の施設の更新、段差解消などのバリアフリー化を進める必要がある。

そのため、計画的に事業を実施できるよう持続的かつ安定的な財源の確保を要望する。

- (3) 「千葉市営住宅長寿命化・再整備計画」の目標は、住宅確保要配慮者に対する適切な住宅の確保を目指し、長期的な需要の見通しを踏まえ、長寿命化と再整備を通じて効率性の高い市営住宅の活用を推進することとしている。

当該計画に基づき、将来的な事業量の平準化を考慮し、耐用年限まで住棟を良好な状態で活用できるよう、既存ストックの長寿命化と質的向上のための改善を実施する必要がある。そのため、改善事業が計画的に実施できるよう、安定した財源の確保を要望する。

なお、居住性向上のための住戸改善は社会資本整備総合交付金、耐久性向上のための外壁改修や屋上防水改修は防災・安全交付金を活用している。

[千葉市担当]	都市局都市部市街地整備課	TEL 043-245-5326
	都市局公園緑地部緑政課	TEL 043-245-5772
	都市局建築部住宅整備課	TEL 043-245-5850

[参 考]

市街地整備及び都市公園の位置図



1 市街地整備の推進

(1) 事業進捗率

地区概要			
地 区 名	検見川・稲毛地区	寒川第一地区	東幕張地区
位 置	JR新検見川駅より南東約500m	JR本千葉駅より南西約500m	JR幕張駅北側に隣接
施 行 面 積	67.95ha	17.73ha	26.05ha
事 業 期 間	昭和60年度～令和21年度	平成元年度～令和10年度	平成8年度～令和17年度
経 過 年 数	41年	37年	30年
進 捗 率 (令和6年度決算見込み)			
事 業 費 ベ ー ス	72.7% (181億64百万円/249億90百万円)	91.0% (168億18百万円/184億90百万円)	69.9% (257億14百万円/368億円)
建 物 移 転 ベ ー ス	67.4% (250戸/371戸)	95.3% (405戸/425戸)	73.2% (349戸/477戸)
道 路 整 備 ベ ー ス	58.7% (13,902m/23,677m)	69.4% (3,842m/5,537m)	59.4% (4,736m/7,972m)

(2) 事業費

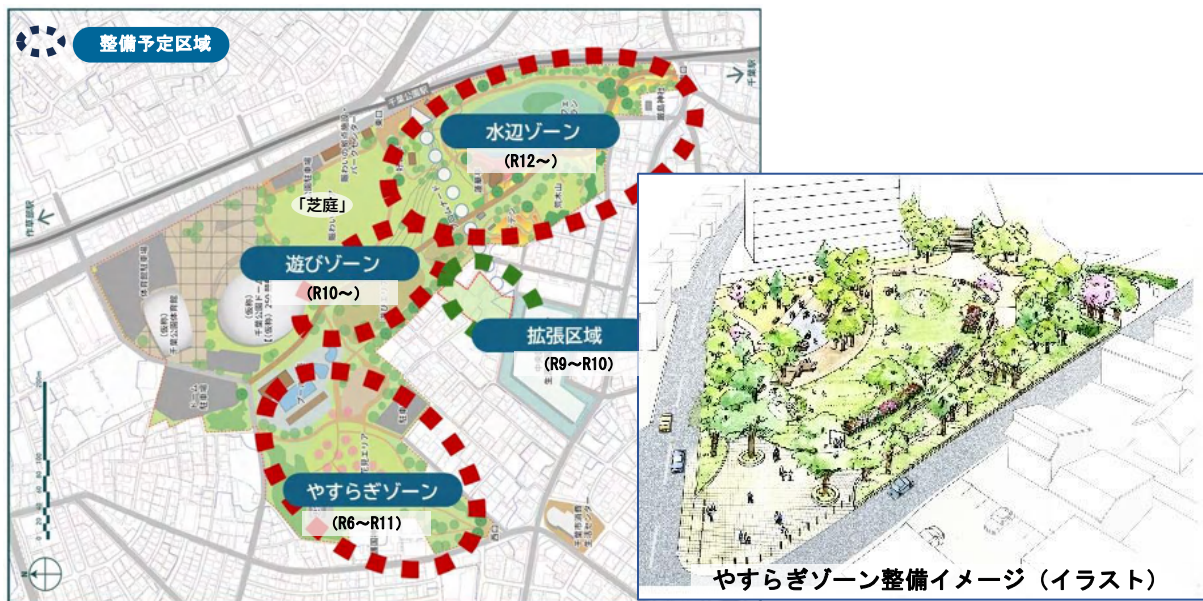
(単位：百万円)

区 分	令和6年度実績		令和7年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
都市再生区画整理事業	702	351	380	190	0.54
道 路 事 業	246	123	340	170	1.38
合 計	948	474	720	360	0.76

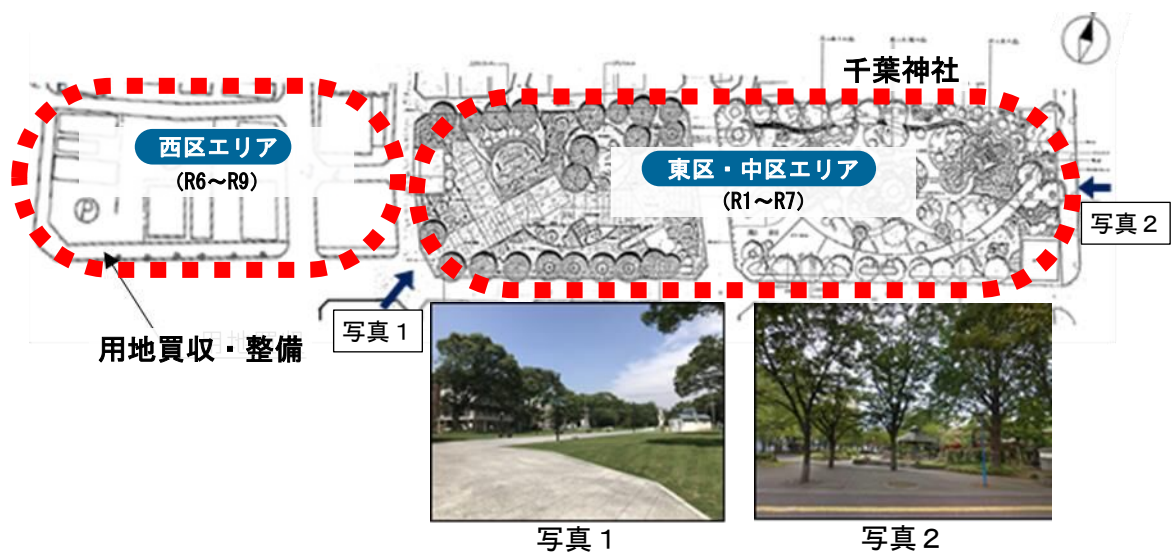
※社総交（都市再生区画整理事業、道路事業）：国費率1／2

2 都市公園の再整備

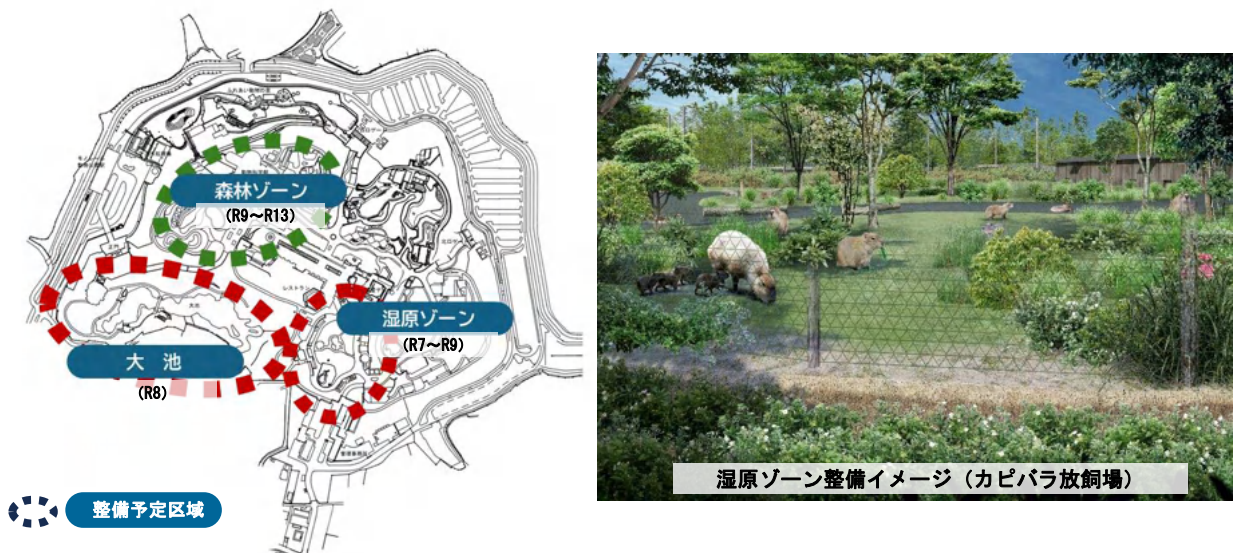
(1) 千葉公園再整備事業



(2) 通町公園再整備事業



(3) 動物公園リスタート事業



(4) 身近な公園のリフレッシュ推進事業



遊具交換（大百池公園）



水飲み交換（一本松公園）



園路バリアフリー化

(5) 公園トイレの快適化推進事業



整備前（昭和の森）



整備後（昭和の森）

(6) 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和6年度実績		令和7年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
千葉公園再整備事業	176	88	24	12	0.14
通町公園再整備事業	412	206	218	109	0.53
動物公園リスタート事業	40	0	82	0	—
身近な公園の リフレッシュ推進事業	230	115	124	62	0.54
公園トイレの快適化 推進事業	4	2	32	16	8

※社総交：国費率1/2 防安：国費率1/2

3 住まい・まちづくりの実現

(1) 事業概要

<改善事業例>

住 戸 改 善：住戸内の手すりの設置、浴室を改善することで、高齢者等の居住の円滑化を図る。

外 壁 改 修：防水性に優れた外壁仕上げに改修することで、躯体の中性化や劣化を防ぎ、建物の長寿命化及び安全性確保を図る。

屋上防水改修：屋上にF R Pの防水材と断熱材を施工することで、防水層及び躯体の劣化を軽減し、建物の長寿命化を図る。

外壁改修（防安）事例



(2) 事業費

(単位：百万円)

区 分	令和6年度実績		令和7年度当初		(b) / (a)
	事業費	国費(a)	事業費	国費(b)	
社会資本整備総合交付金	42	21	34	17	0.81
防災・安全交付金	123	56	206	93	1.66

※社総交：国費率1／2 防安：国費率0.45

[環境省]

36 雑品スクラップに対する規制の拡充について

本市では令和3年10月に全国初の許可制や罰則等の規定を設けた、「千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例」を制定し、金属スクラップヤード等に対して規制を行っております。しかし、条例制定後も火災が発生する等、生活環境保全上の支障を来す事案が生じているため、次の事項について強く要望いたします。

(1) 廃棄物処理法において指定されている有害使用済機器と同等の有害性を持つ機器について規制の対象とするよう制度を早期に構築すること。

[要望理由]

金属スクラップヤード等で保管堆積されている雑品スクラップの中には、有害使用済機器に該当しないものの、リチウムイオン電池を含むなど有害使用済機器と同等の有害性を持つ電子機器が混入しており、これらの機器が原因と思われる火災が発生する等の生活環境保全上、重大な支障を来す事案が生じている。リチウムイオン電池等を含む有害性を持った雑品スクラップについて、法の規制の対象となっていないことから、法に定める保管基準が適用されるように有害性をもとにした規制対象の拡充が必要である。

[千葉市担当] 環境局資源循環部産業廃棄物指導課 Tel043-245-5754

[参 考]

1 火災発生件数等

火災発生件数………… 27件（平成30年度以降）

ヤード件数………… 95事業場



2 廃棄物処理法における規制対象

家電リサイクル法対象4品目＋小型家電リサイクル法対象28品目のみを規制対象である「有害使用済機器」としている。

有害性や発火性の観点から網羅的に規制対象を定めていない。

規制対象	規制対象外
・家電リサイクル法4品目 (家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機) ・小型家電リサイクル法28品目 (携帯電話、パソコン、ゲーム機等28品目)	・家電リサイクル法4品目と同等の危険性があっても対象となっていない業務用のエアコンや冷蔵庫等の機器 ・無停電電源装置やAED等リチウムイオン電池を含んでいても小型家電リサイクル法の対象外となっている機器

[環境省]

37 循環型社会形成推進交付金制度の充実について

廃棄物を適正に処理し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図っていくためには、廃棄物処理施設を計画的に整備していくことが重要であります。

しかしながら、廃棄物処理施設の解体、建設においては一時的に多額の経費が必要であり、本市においても新清掃工場建設工事を令和4年度から着手していることから、循環型社会形成推進交付金を活用して整備を推進しております。

については、本事業の円滑な執行が確保され、安定的な財政運営が可能となるよう、十分な財政措置について特段のご配慮をお願いします。

(1) 循環型社会形成推進交付金の継続的な財源確保

[要望理由]

循環型社会形成推進交付金の財政措置は、本市の廃棄物処理施設整備に必要不可欠であり、将来にわたり、継続的な財源確保が必要となる。国においては、令和7年度当初予算に一般廃棄物処理施設の整備として526億円が計上され、令和6年度補正予算分1006億円と併せて、合計1532億円を計上しているが、**当初予算額は所要額と大きく乖離している**。予算額の不足は事業計画の見直しにつながることから、事業が計画的に実施できるよう、安定的かつ継続的な財政措置を講じるとともに、年度当初における、**所要額の満額の確保について要望する**。

循環型社会形成推進交付金等を用いた一般廃棄物焼却施設の整備について、**単位処理能力当たりの交付金対象経費上限額が設定される**とのことであるが、脱炭素化・資源循環の一体的な推進に向けて、今後の技術動向への柔軟な対応が可能となるよう、**適切かつ柔軟な運用について併せて要望する**。

[千葉市担当] 環境局資源循環部廃棄物施設整備課 TEL 043-245-5423

[参 考]

1 焼却施設の整備スケジュール

概算 スケジュール	～H28	H29	～	R7	R8	～	R12	R13～
北谷津清掃 工場用地	老朽化により停止		環境アセスメント	解体・建設工事	運用開始			
新港清掃 工場用地	運用	老朽化		生活環境 影響調査	リニューアル整備※			運用開始
北清掃 工場用地	定期修繕のほか必要な修繕等により、令和12年度まで運用							

※リニューアル整備とは、既存の建築物を活用し、内部の老朽化したプラントのみを更新する延命化の手法

2 一般廃棄物焼却施設の整備に際し単位処理能力当たりの交付対象経費上限額（建設トン単価上限値）の設定による施設規模の適正化について（令和6年3月29日付け通知）の概要

一般廃棄物焼却施設における建設トン単価上限値（400 t 以上を抜粋）

施設規模	建設トン単価上限値
400 t /日以上 450 t /日未満	7 2 百万円 /（t /日）
450 t /日以上 500 t /日未満	7 0 百万円 /（t /日）
500 t /日以上 550 t /日未満	6 8 百万円 /（t /日）
550 t /日以上 600 t /日未満	6 6 百万円 /（t /日）
600 t /日以上	6 4 百万円 /（t /日）



CHIBA CITY